

いのちの支援なごやプラン
～名古屋市自殺対策総合計画～
(案)

平成 30 年 10 月
名 古 屋 市

目 次

第1章 計画策定の考え方

1 計画策定の趣旨	1
2 自殺対策の基本方針	2
3 計画の位置付け	4
4 計画の期間	4
5 計画の数値目標	4
6 推進体制と進行管理	5

第2章 自殺の現状

1 全国	7
2 愛知県	8
3 名古屋市	9

第3章 いのちの支援なごやプランにおける取り組み

1 基本施策の3つの視点	15
2 施策の展開	15
(1) 自殺の予防	16
① 市民への啓発と周知	16
② ライフステージに応じた支援	18
③ 生きることの促進要因を増やす取り組み	25
(2) 自殺の防止	28
① 自殺対策を支える人材の育成	29
② リスク要因を抱えた方への支援	30
(3) 自死遺族に対する支援	41

資料編

1 いのちの支援関連施策	47
2 自殺対策に関する市民アンケート調査結果の概要	65
3 自殺対策に関する市民アンケートの集計結果	67
4 自殺対策に関する調査研究事業（名古屋市）総括研究報告書	78
5 いのちの支援なごやプランの策定経過	83
6 「名古屋市自殺対策計画策定検討会」委員名簿	85

注：平成31（2019）年5月に改元が予定されていますが、本計画ではわかりやすい表記とするため、平成31年（2019）年度以降も「平成」を使用しています。



1 計画策定の趣旨

本市の自殺者数は、平成10(1998)年に急増し、毎年400人を超える水準で推移してきましたが、平成27(2015)年以降は300人台に減少しました。しかしながら、今なお年間300人を超える水準で推移している状況は決して楽観できるものではありません。また自殺や自殺未遂によって、その方のご家族やご友人、周囲の方々が受ける影響は深刻であり、その厳しい現状を重く受け止めなければなりません。

国においては、「誰も自殺に追い込まれることのない社会」の実現を目指し、平成28(2016)年に自殺対策基本法の改正がされました。自殺対策が「生きることの包括的な支援」として実施されるべきことが基本理念に明記され、すべての都道府県や市町村において自殺対策についての計画を定めることとされました。

また、平成29(2017)年には、法改正や自殺の実態を踏まえ、更なる取り組みを進めるべく、自殺総合対策大綱の見直しも行われました。

こうした法改正等の趣旨や、平成29(2017)年度に本市が実施した「自殺対策に関するアンケート」(以下「自殺対策に関するアンケート」という)(※)結果、および学識経験者や自死遺族の方等から構成される名古屋市自殺対策計画策定検討会でのご意見を踏まえ、「いのちの支援なごやプラン」(名古屋市自殺対策総合計画)(仮称)を策定します。

この計画に基づき自殺対策をさらに推進し、全ての市民がかけがえのない個人として尊重され、自分らしく、生きがいを持って暮らすことができる社会の実現をめざします。

※市民の悩みやストレス、生きがい、居場所等に関することや、自殺対策や自殺に関する意識等について調査し、今後の取り組みの方向性を検討するための基礎資料として活用すること目的に平成29(2017)年度に「自殺対策に関するアンケート」を実施しました。

2 自殺対策の基本方針

本市では、自殺対策を以下の5つの方針のもとに推進していきます。

(1) 3つの視点による総合的な推進

①「自殺の予防」

市民一人ひとりの健康保持に取り組み、自殺や精神疾患等についての正しい知識の普及啓発等、自殺の危険性が低い段階の対策を実施します。

②「自殺の防止」

自殺発生のサインを見逃さず、自殺を未然に防ぐための対策を実施します。

③「自死遺族に対する支援」

市民の自死遺族に対する理解の促進と支援の充実を実施します。

以上の3つの視点から基本施策を推進します。

(2) 生きることの包括的な支援として推進

自殺は、健康問題、経済・生活問題、人間関係の問題のほか、地域・職場の在り方の変化など様々な要因とその人の性格傾向、家族の状況、死生観などが複雑に関係しているため、精神保健的な視点だけではなく、社会・経済的な視点を含む包括的な取り組みを推進します。

(3) 関連施策との有機的な連携による総合的な対策の推進

保健、医療、福祉、教育、労働、法律その他の関係施策との有機的な連携を図り総合的に実施します。

(4) 実践と啓発を両輪として推進

自殺に追い込まれるという危機は、「誰にでも起こり得る危機」であるにもかかわらず、危機に陥った人の心情や背景が理解されにくいいため、そうした心情や背景の理解を促進するとともに、「危機に陥った場合に誰かに援助を求めることは恥ずかしいことではない」というメッセージが共通認識となるよう、普及啓発を行います。

身近にいるかもしれない自殺を考えている人のサインに誰もが早く気づき、相談機関や精神科医等の専門家につなぎ、その支援等を受けながら見守っていけるよう、広報啓発を行います。

(5) 関係者の役割の明確化と関係者による連携・協働の推進

市を挙げて自殺対策に取り組んでいくためには、行政の各部門、関係団体、企業、市民等が果たすべき役割を明確化、共有化した上で、相互に連携・協働し、総合的に対策を推進します。

<それぞれの主体が果たすべき役割>

① 国

国は、地方公共団体を始めとする各主体が自殺対策を推進するために必要な基盤の整備や支援、関連する制度や施策における自殺対策の推進を図るとともに、国自らが全国を対象に実施することが効果的・効率的な施策や事業の実施等を行います。

各主体が緊密に連携・協働するための仕組みの構築や運用を行うほか、自殺総合対策推進センターにおいて、全ての地方公共団体が地域自殺対策計画に基づき、地域の特性に応じた自殺対策を推進するための支援を行うなど、地方公共団体と協力し、全国的なPDCAサイクルを通じて自殺対策を推進する責務を有します。

② 県及び市町村

県及び市町村は、自殺総合対策大綱及び地域の実情を勘案した地域自殺対策計画を策定し、身近な行政主体として、国と連携しつつ地域における各主体の緊密な連携・協働に努めながら、自殺対策を地域づくりとして総合的に推進します。

県においては、管内の市町村への支援として、自殺対策計画の策定・進捗管理・検証等への支援や市町村等が行う自殺対策に対する相談支援等を行います。

③ 関係団体

保健、医療、福祉、教育、労働、法律等の関係団体は、それぞれの活動内容に応じて積極的に自殺対策に参画し、相互に連携していくことが必要です。

④ 企業

企業は、労働者を雇用し経済活動を営む社会的存在として、その雇用する労働者のこころの健康の保持及び生命身体の安全の確保を図ることなどにより、自殺対策において重要な役割を果たすことから、積極的な参画

が必要です。

⑤ 市民

自殺の状況や自殺対策の重要性に対する理解と関心を深めるとともに、自殺に追い込まれる危機は「誰にでも起こり得る危機」であって、その場合に「誰かに援助を求めることは恥ずかしいことではない」ということを理解する必要があります。

危機に陥った人の心情や背景が理解されにくい現実も踏まえ、そうした心情や背景への理解を深めるように努めつつ、みずからのこころの不調や周りの人のこころの不調に気づき、適切に対処することができるようにすることが重要です。

3 計画の位置付け

自殺対策基本法第 13 条第 2 項に基づく市町村自殺対策計画として、本市の自殺対策の総合的な推進に関する基本的な事項を定めます。

4 計画の期間

国の自殺対策大綱がおおむね 5 年を目途に見直しを行うこととされていることから、平成 30(2018)年度から 34(2022)年度までの 5 年間とします。

5 計画の数値目標

平成 34(2022)年の自殺死亡率（人口動態統計）を **12.8 以下**とします。

※自殺死亡率…人口 10 万人当たりの年間自殺者数

<目標設定の考え方>

国が自殺総合対策大綱で「平成 38(2028)年までに、自殺死亡率を平成 27(2015)年と比べて 30%以上減少させ、自殺死亡率を 13.0 以下とする」ことを目標としていることを踏まえ、本市においても、「平成 38(2028)年までに自殺死亡率を平成 27 年と比べて 30%以上減少させる」ことを目指し、計画期間の終期となる平成 34(2022)年までに達成すべき値を算出し、数値目標としました。

<自殺死亡率>

年度	国	名古屋市
平成 27(2015)年	18.5	16.9
平成 28(2016)年	16.8	14.4
平成 34(2022)年	—	12.8以下【目標値】
平成 38(2028)年	13.0以下【目標値】 平成 27(2015)年比 30%以上減	11.8以下 平成 27(2015)年比 30%以上減

※数値は、厚生労働省人口動態統計に基づき算出。

6 推進体制と進行管理

(1) 推進体制

①名古屋市自殺対策推進本部・名古屋市自殺対策庁内連絡会

本市における自殺対策を総合的かつ円滑に推進するため、副市長を本部長、関係局長を本部員とする「名古屋市自殺対策推進本部」及び、庁内関係部署が相互に連携するための課長級職員による「名古屋市自殺対策庁内連絡会」により、計画を推進します。

②名古屋市自殺対策連絡協議会・自殺対策関係相談機関等ネットワーク会議

関係機関、民間団体、学識経験者等で構成する「名古屋市自殺対策連絡協議会」を開催し、意見交換を行います。

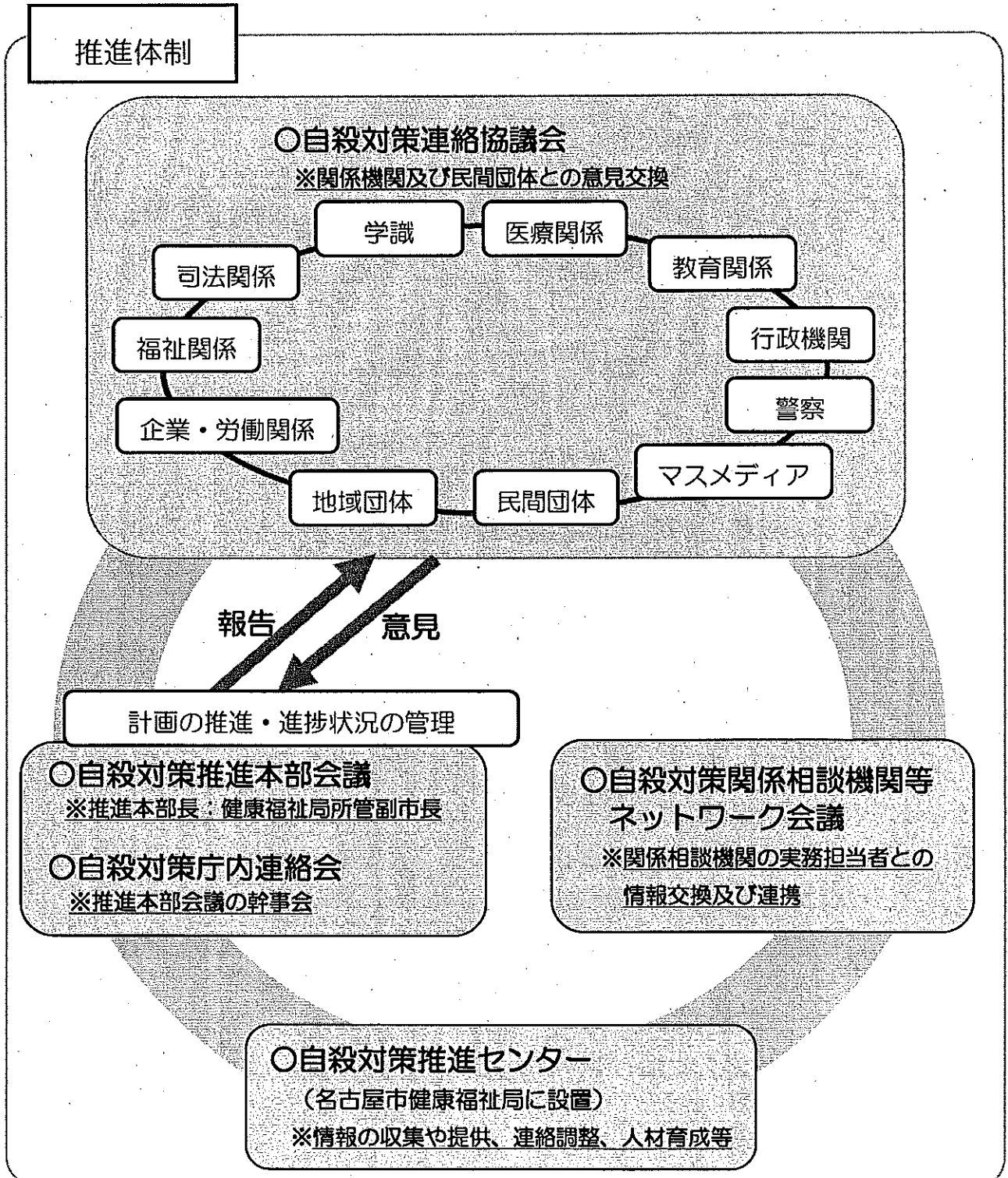
様々な悩みについての相談機関による「自殺対策関係相談機関等ネットワーク会議」を開催し、情報交換等を行うことで連携の強化を図ります。

③名古屋市自殺対策推進センター

自殺対策に関する情報の収集や提供、連絡調整、人材育成等を効果的に行うため、健康福祉局内に名古屋市自殺対策推進センターを設置します。

(2) 進行管理

計画の実施状況について、その結果を「名古屋市自殺対策推進本部会議」、
「名古屋市自殺対策庁内連絡会」において進捗状況を管理するとともに、
「名古屋市自殺対策連絡協議会」において報告し、計画内容を着実に推進
します。



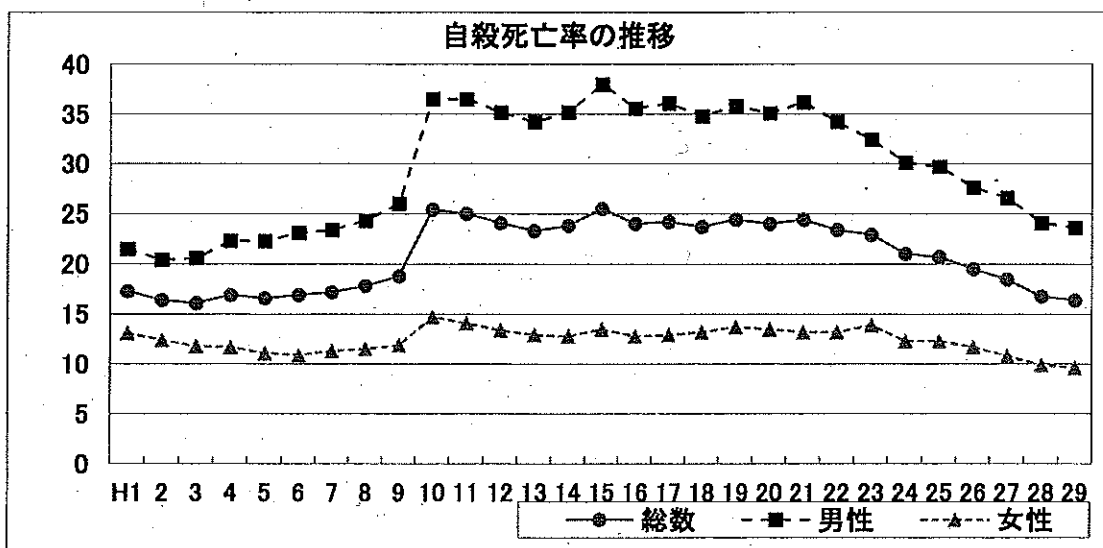
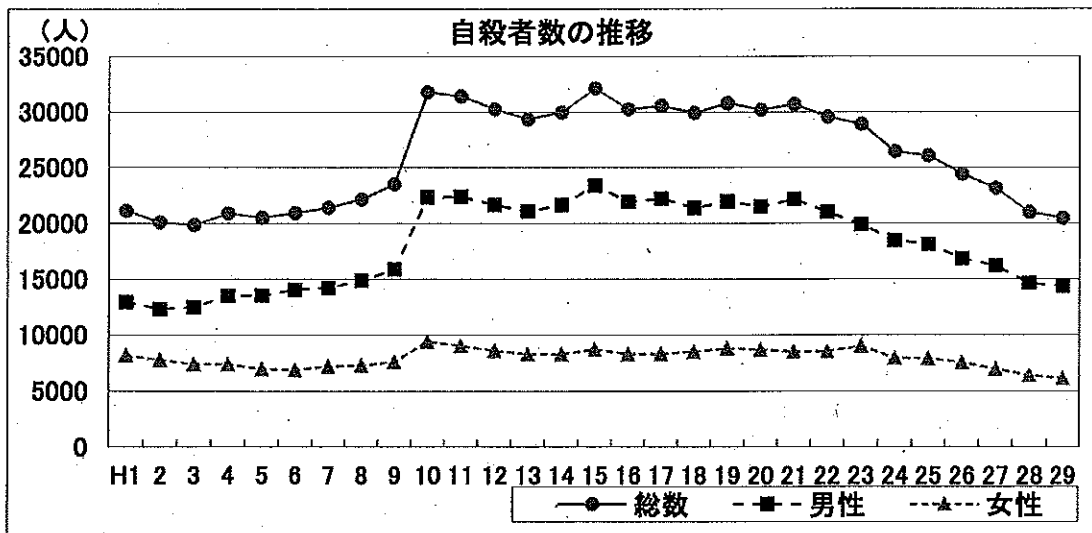
第2章 自殺の現状

1 全国

全国の自殺者数は、平成10(1998)年に急増して以降、増減を繰り返していましたが、平成22(2010)年以降8年連続で減少しています。

(厚生労働省・人口動態統計)

区分	平成25年 (2013年)	平成26年 (2014年)	平成27年 (2015年)	平成28年 (2016年)	平成29年 (2017年)
自殺者数	26,063人	24,417人	23,152人	21,017人	20,465人
自殺死亡率	20.7	19.5	18.4	16.8	16.4



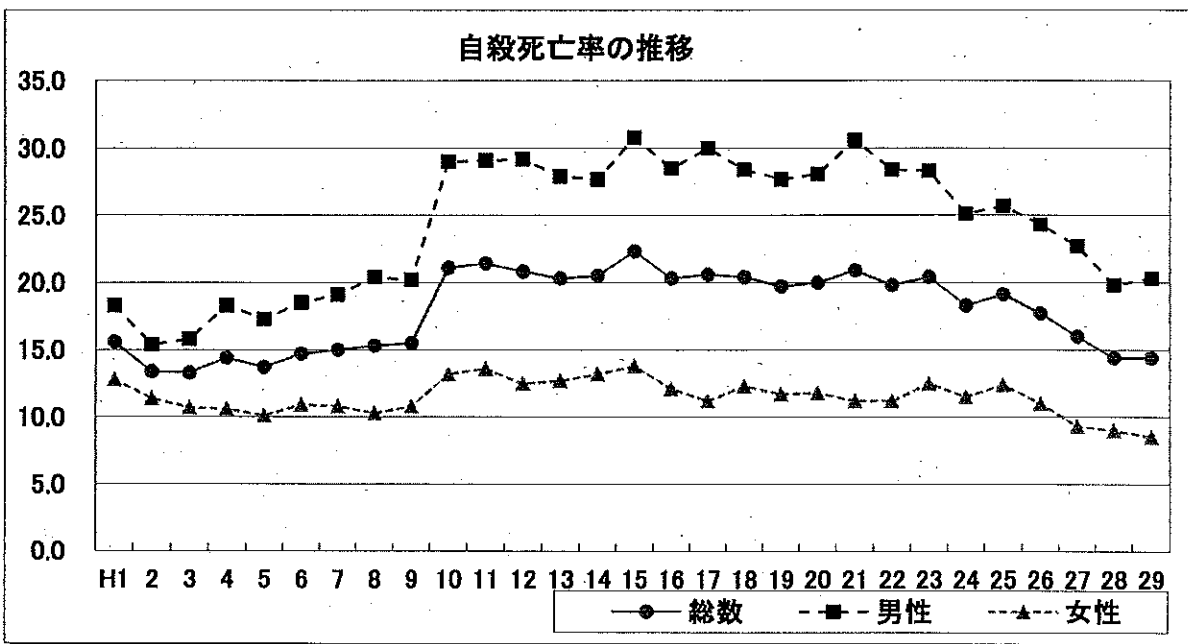
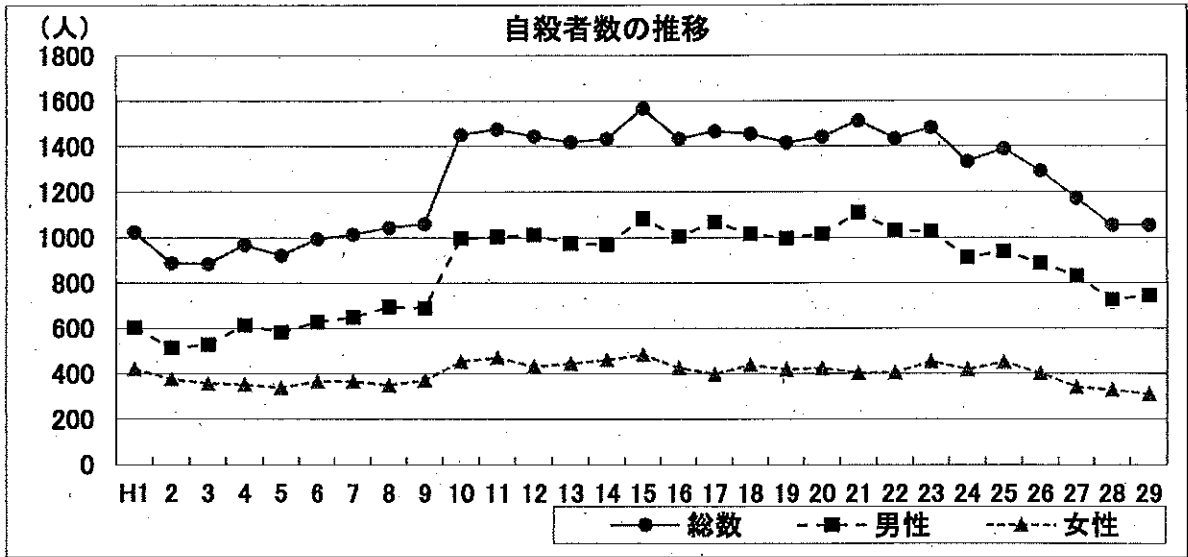
※「自殺死亡率」は、人口10万人当たりの自殺者数を表しています。

2 愛知県

愛知県の自殺者数は、平成 10(1999)年に急増して以降、増減を繰り返していましたが、近年は減少傾向にあり、平成 25(2013)年以降 4年連続で減少しています。

(厚生労働省・人口動態統計)

区 分	平成 25 年 (2013 年)	平成 26 年 (2014 年)	平成 27 年 (2015 年)	平成 28 年 (2016 年)	平成 29 年 (2017 年)
自殺者数	1,389	1,290	1,172	1,055	1,054
自殺死亡率	19.1	17.7	16.0	14.4	14.4



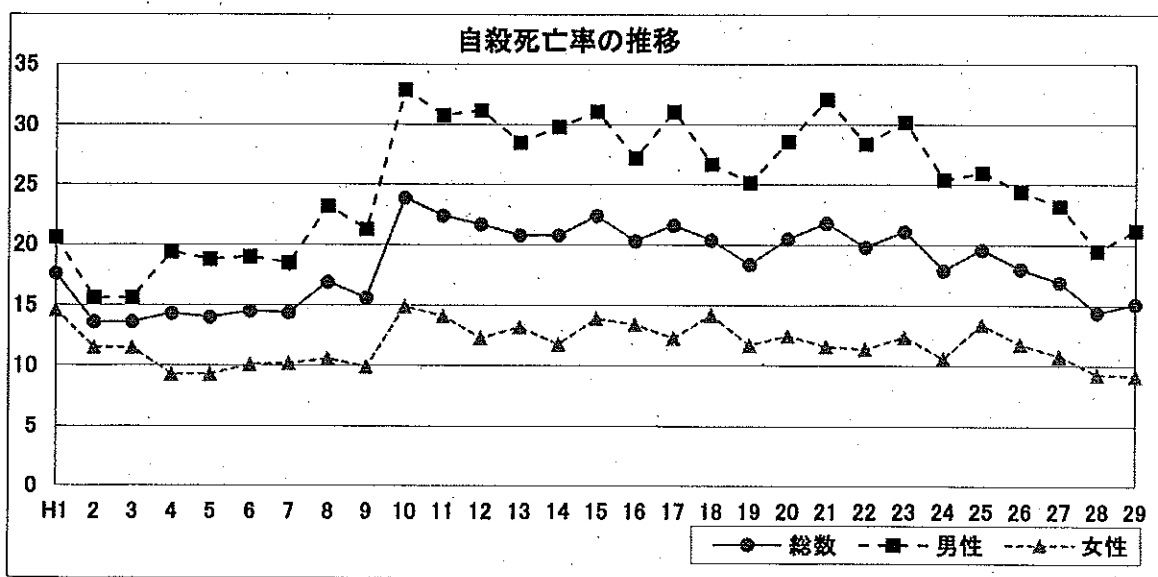
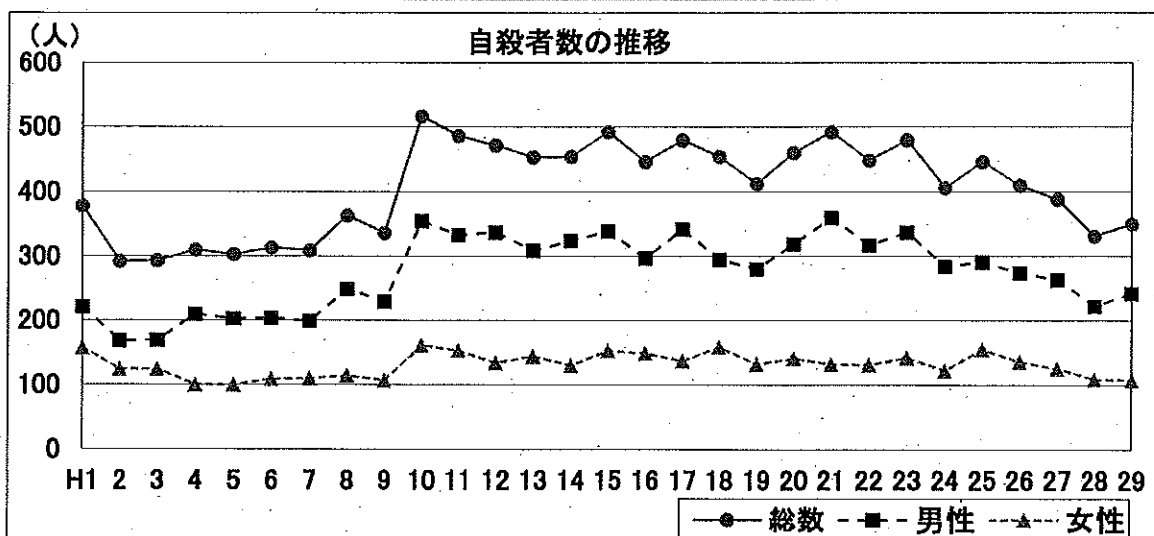
3 名古屋市

(1) 自殺者数・自殺死亡率

本市においては、平成10(1998)年に自殺者数が急増して以降、自殺者数は増減を繰り返していましたが、近年は減少傾向にあります。平成25(2013)年以降3年連続で減少していましたが、平成29(2017)年は19名増加しています。また、平成29(2017)年の本市における自殺死亡率(人口10万人あたりの自殺者数)は15.1であり、全国と比較すると若干低い状況です。

(厚生労働省・人口動態統計)

区分	平成25年 (2013年)	平成26年 (2014年)	平成27年 (2015年)	平成28年 (2016年)	平成29年 (2017年)
自殺者数	446人	410人	388人	331人	350人
自殺死亡率	19.6	18.0	16.9	14.4	15.1



(2) 年齢階層別自殺者数

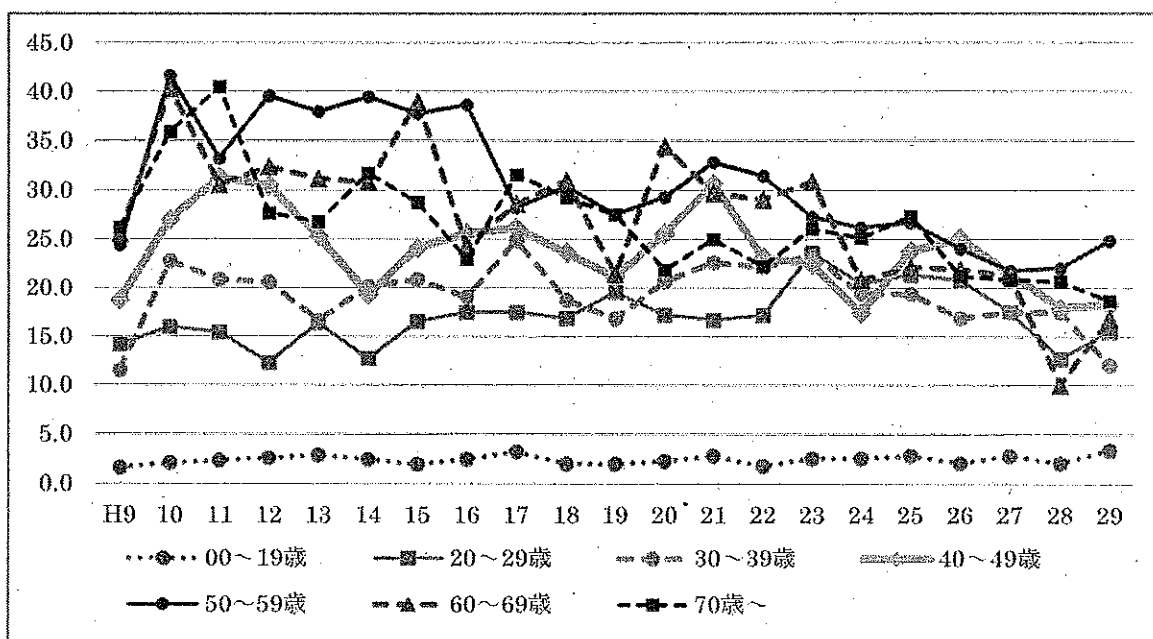
本市の年齢階層別自殺者数は、50歳以上においては、ピーク時に比べると全体的に減少傾向にあります。49歳以下の世代においては、増減を繰り返しながらもほぼ横ばいで推移しています。

(厚生労働省・人口動態統計)

【年齢階層別自殺者の推移】

区分	～19歳	20～29歳	30～39歳	40～49歳	50～59歳	60～69歳	70歳～	不詳	
平成9(1997)年	7	53	34	58	73	61	50	-	336
平成10(1998)年	9	59	69	79	130	98	72	-	516
平成11(1999)年	10	56	65	87	108	75	85	-	486
平成12(2000)年	11	42	65	82	129	81	61	-	471
平成13(2001)年	12	55	54	67	123	80	62	-	453
平成14(2002)年	10	42	67	51	126	81	77	-	454
平成15(2003)年	8	53	71	64	119	104	73	1	493
平成16(2004)年	10	55	66	69	119	66	61	-	446
平成17(2005)年	13	52	87	73	87	78	89	-	479
平成18(2006)年	8	50	67	66	94	83	86	-	454
平成19(2007)年	8	58	60	61	82	59	84	-	412
平成20(2008)年	9	51	73	76	83	99	69	-	460
平成21(2009)年	11	49	79	94	89	89	81	-	492
平成22(2010)年	7	47	76	73	83	88	74	-	448
平成23(2011)年	10	64	78	73	71	93	90	-	479
平成24(2012)年	10	55	63	58	68	62	90	-	406
平成25(2013)年	11	57	61	81	70	65	101	-	446
平成26(2014)年	8	55	52	87	64	63	81	-	410
平成27(2015)年	11	45	54	76	60	61	81	-	388
平成28(2016)年	8	33	53	65	61	30	81	-	331
平成29(2017)年	13	41	36	66	71	47	76	-	350

【年齢階層別自殺死亡率の推移】



(3) 名古屋市 年齢階級別死因順位

年代別の死因をみると、名古屋市では15歳～39歳の各年齢階級の死因の第1位は自殺となっています。また40歳代・50歳代についても自殺が死因の上位を占めています。

【本市の年齢階級別死因順位】 (平成28(2016)年名古屋市人口動態統計)

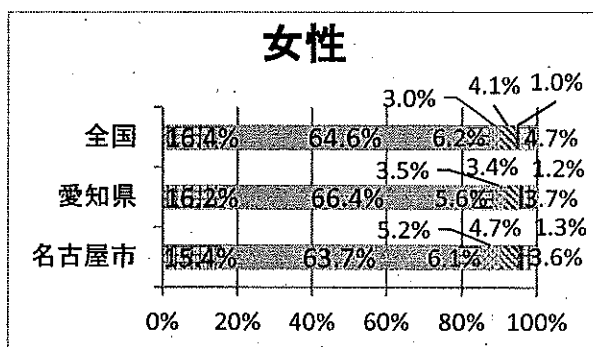
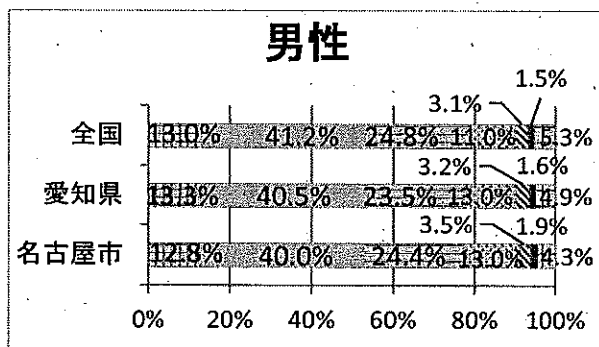
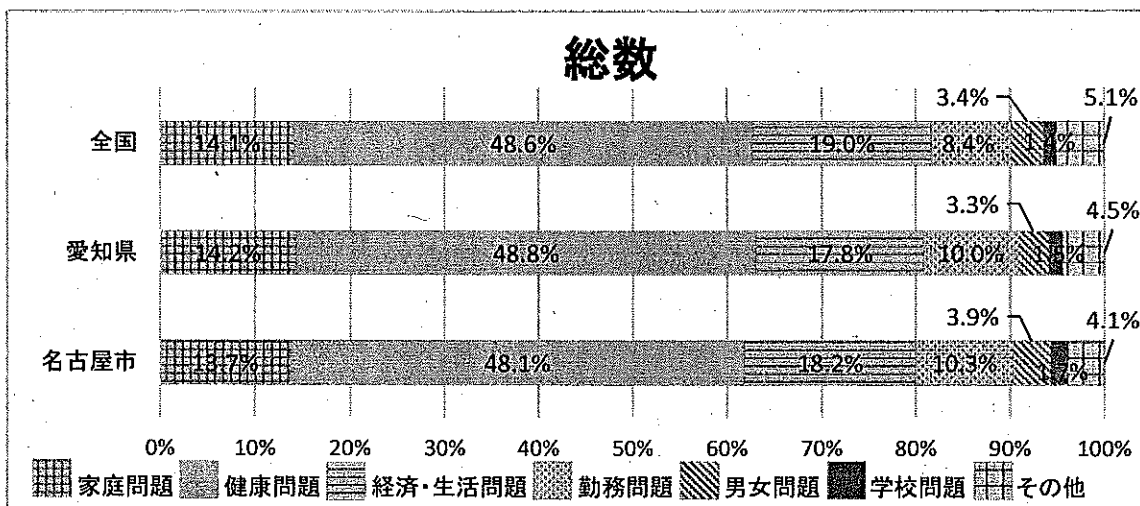
年齢階級	第1位			第2位			第3位		
	死因	死亡数	割合(%)	死因	死亡数	割合(%)	死因	死亡数	割合(%)
15-19	自殺	7	43.8	不慮の事故	4	25	悪性新生物	2	12.5
20-24	自殺	15	40.5	不慮の事故	10	27	悪性新生物	2	5.4
25-29	自殺	18	48.6	不慮の事故	7	18.9	悪性新生物	4	10.8
30-34	自殺	18	31.6	悪性新生物	15	26.3	不慮の事故	6	10.5
35-39	自殺	35	31	悪性新生物	27	23.9	不慮の事故	11	9.7
40-44	悪性新生物	57	35	自殺	24	14.7	脳血管疾患	13	8
45-49	悪性新生物	103	34.7	自殺	41	13.8	肝疾患	19	6.4
50-54	悪性新生物	138	42.7	自殺	34	10.5	脳血管疾患	28	8.7
55-59	悪性新生物	198	42.8	心疾患	44	9.5	自殺	27	5.8
60-64	悪性新生物	330	47.5	心疾患	71	10.2	脳血管疾患	36	5.2
65-69	悪性新生物	810	49	心疾患	184	11.1	脳血管疾患	93	5.6
70-74	悪性新生物	887	45.6	心疾患	198	10.2	脳血管疾患、肺炎	102	5.2
75-79	悪性新生物	1,025	37.2	心疾患	315	11.4	肺炎	212	7.7
80-84	悪性新生物	1,184	30.8	心疾患	488	12.7	肺炎	364	9.5
85歳以上	老衰	1,394	15.9	悪性新生物	1,393	15.9	心疾患	1,341	15.3

(4) 原因・動機別自殺者数

本市の原因・動機別自殺者数では、健康問題を挙げる人が多数を占めています。次いで家庭問題、経済・生活問題、勤務問題を理由とする人も多くなっています。これは、全国、愛知県とほぼ同様の傾向です。

(警察庁・自殺統計(自殺日・住居地))

【全国・愛知県・本市の比較 (平成 21(2009)年から平成 29(2017)年の累計)】



[本市の原因・動機別自殺者数の推移]

区分	家庭問題	健康問題	経済・生活問題	勤務問題	男女問題	学校問題	その他
平成21(2009)年	69	237	119	33	23	10	17
平成22(2010)年	82	274	125	53	22	7	26
平成23(2011)年	70	289	127	65	25	7	25
平成24(2012)年	76	270	86	57	20	3	19
平成25(2013)年	84	307	91	53	22	13	31
平成26(2014)年	66	234	103	54	18	9	27
平成27(2015)年	82	235	93	60	15	14	22
平成28(2016)年	70	224	66	63	22	5	12
平成29(2017)年	61	246	68	59	23	13	18

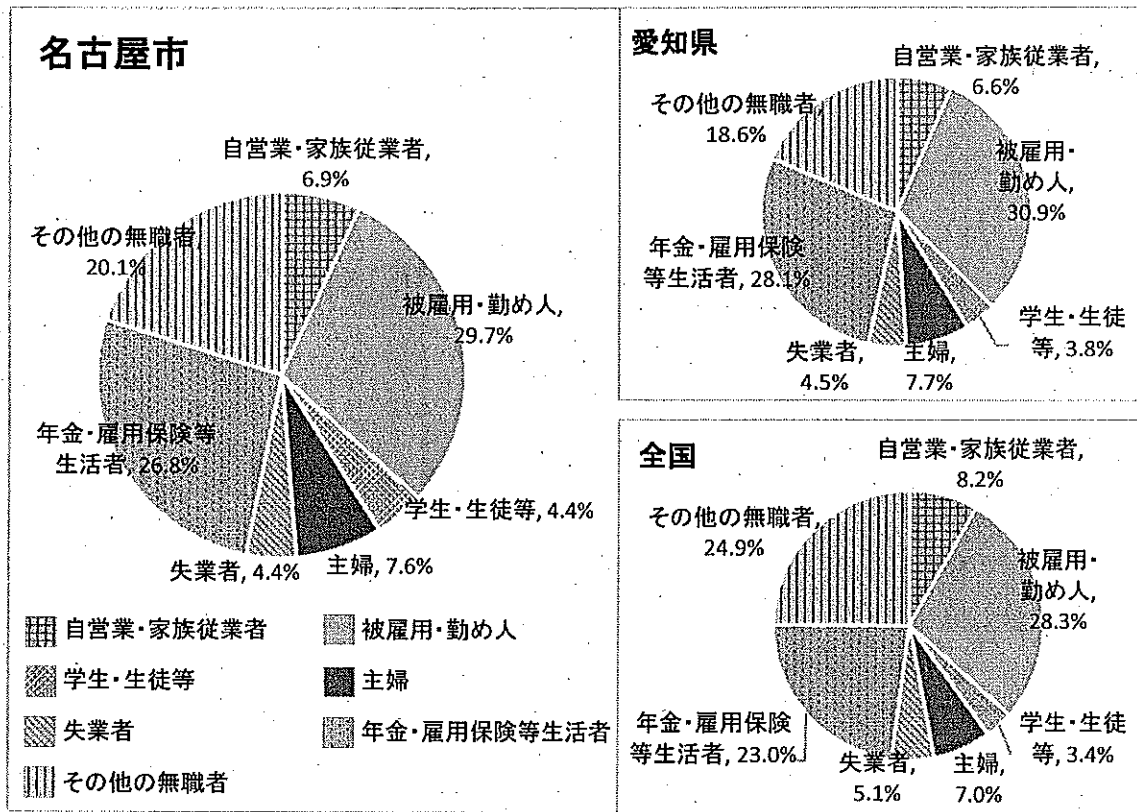
※数字は遺書等の自殺を裏付ける資料により明らかに推測できる原因・動機が3つまで計上できるため、自殺者数とは一致しない。

(5) 職業別自殺者数

本市における職業別の自殺者数においては被雇用・勤め人、年金・雇用保険等生活者、その他無職者の順に多くなっており、愛知県とほぼ同様の傾向にあります。また全国は被雇用・勤め人、その他無職者、年金・雇用保険等生活者の順に多くなっています。

(警察庁・自殺統計(自殺日・住居地))

【全国・愛知県・本市の比較(平成21(2009)年から平成29(2017)年の累計)】



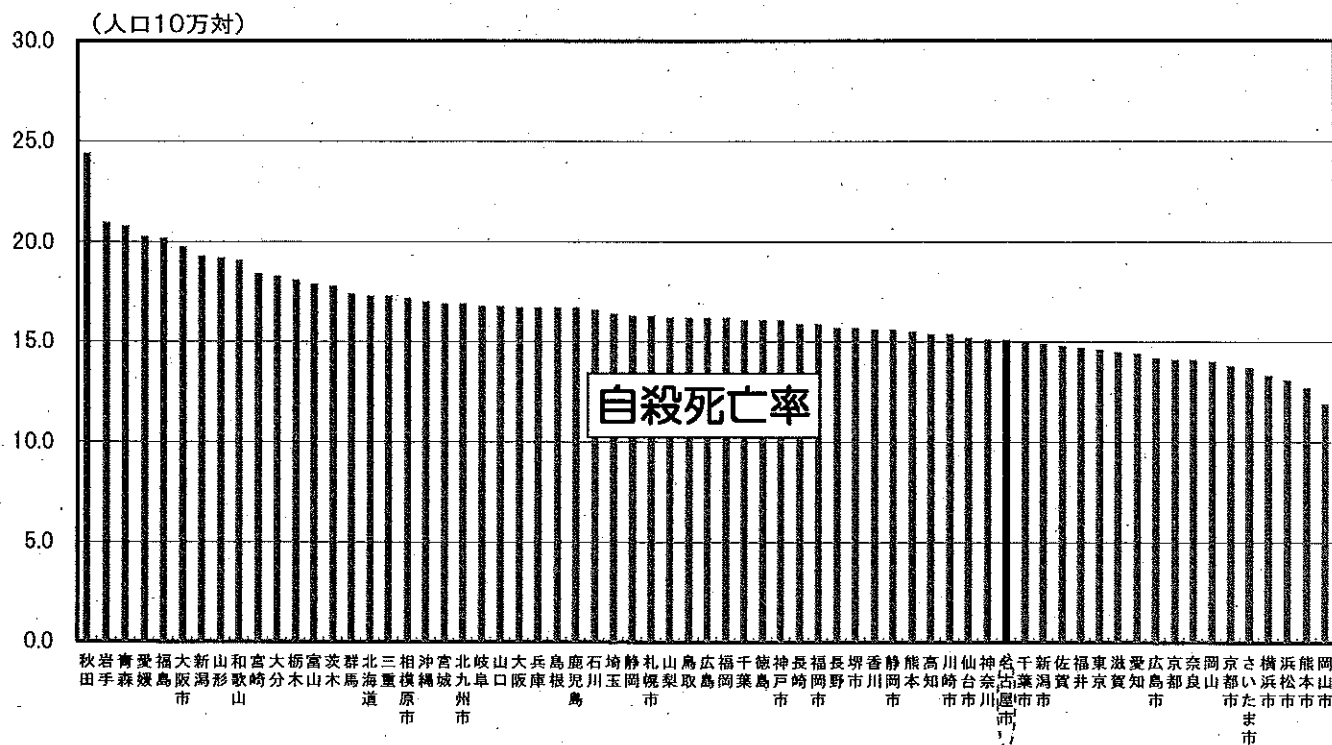
【本市の職業別自殺者数の推移】

	職業別								
	自営業・家族従業者	被雇用・勤め人	無職	学生・生徒等	無職者	主婦	失業者	年金・雇用保険等生活者	その他の無職者
平成21(2009)年	52	147	326	25	301	30	50	124	97
平成22(2010)年	39	157	300	21	279	47	21	100	111
平成23(2011)年	40	149	339	22	317	35	27	132	123
平成24(2012)年	36	138	297	14	283	38	19	135	91
平成25(2013)年	31	129	331	29	302	43	15	149	95
平成26(2014)年	26	130	305	15	290	31	11	148	100
平成27(2015)年	21	142	297	23	274	37	17	131	89
平成28(2016)年	25	129	240	15	225	41	9	108	67
平成29(2017)年	24	137	247	24	223	21	17	109	76

(6) 他都道府県・政令指定都市との比較

平成29(2017)年における本市の自殺死亡率を他都道府県・政令指定都市と比較すると、低い方から18番目となっており、政令指定都市の中では低い方から10番目となっています。

(厚生労働省・人口動態統計)



【参 考】

厚生労働省「人口動態統計」と警察庁「自殺統計」の違いについて

1 調査対象の差異

人口動態統計は、日本における日本人を対象とし、自殺統計は、総人口（日本における外国人も含む）を対象としている。

2 事務手続き上（訂正報告）の差異

人口動態統計は、自殺、他殺あるいは事故死のいずれか不明のときは自殺以外で処理しており、死亡診断書等について作成者からの自殺の旨訂正報告がない場合は、自殺に計上していない。

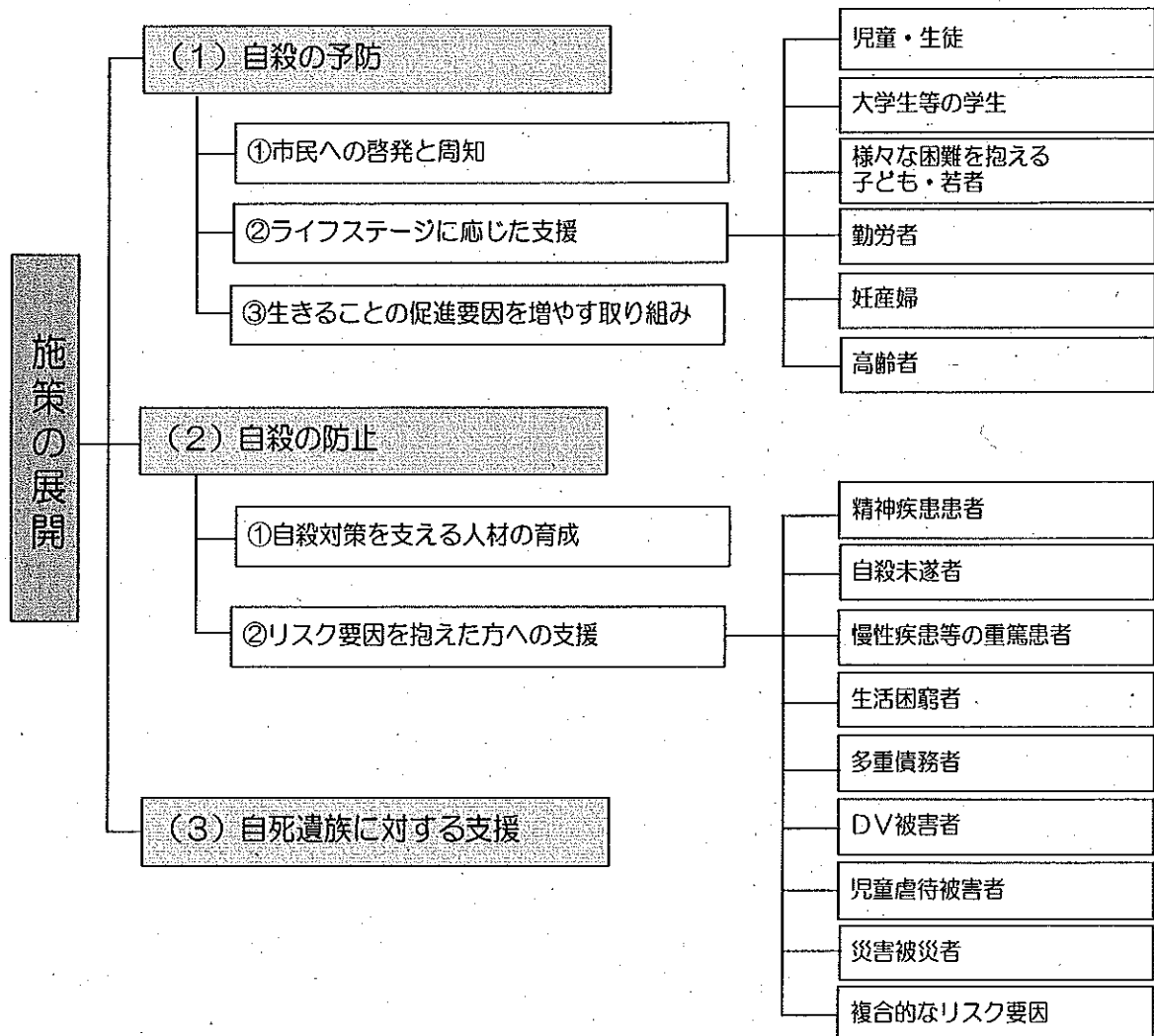
自殺統計は、捜査等により、自殺であると判明した時点で、自殺統計原票を作成し、計上している。

第3章 いのちの支援なごやプランにおける取り組み

1 基本施策の3つの視点

すべての市民がかげがえのない個人として尊重され、自分らしく、生きがいを持って暮らすことができる社会を実現していくため、(1)「自殺の予防」、(2)「自殺の防止」、(3)「自死遺族に対する支援」という3つの視点から総合的に取り組みを推進します。

2 施策の展開



(1) 自殺の予防

自殺の危険が低い段階で予防を図る「自殺の予防」の取り組みとして、自殺は「誰にでも起こり得る危機」であり「危機に陥った場合に誰かに援助を求めることは恥ずかしいことではない」という共通認識を持てるよう、自殺や精神疾患などの正しい知識の普及啓発を推進します。

またライフステージや立場ごとに置かれている状況も異なり、抱える悩みも多様であることから、若年層から高齢期までのそれぞれのライフステージに応じた自殺予防の取り組みを推進します。

さらに相談ができる環境が整っていることや生きがいがあることなど、「生きることの促進要因(自殺に対する保護要因)」より、失業や生活苦等の「生きることの阻害要因(自殺のリスク要因)」が上回ったときに自殺リスクが高まると考えられていることから、「生きることの促進要因」を増やす取り組みを行うことも自殺の予防には必要です。

【計画期間中(平成30(2018)年度から平成34(2022)年度)に重点的に行う取り組み】

- ★ 自殺や精神疾患などの正しい知識の普及啓発の促進や、多様な悩みに対応する各種相談機関の認知度向上のためウェブサイト「こころの絆創膏」の機能向上など広報・周知の強化を図ります。
- ★ 名古屋市こころの健康(夜間・土日)無料相談の拡充により様々なこころの悩みを抱えた方の利用促進や認知度向上を図ります。

評価指標	現況 (平成29(2017)年度)	計画目標 (平成34(2022)年度)
ウェブサイト「こころの絆創膏」の認知度	15.5%	30%
名古屋市こころの健康(夜間・土日)無料相談の認知度	15.3%	30%

① 市民への啓発と周知

<現状・課題>

- 「自殺対策に関するアンケート」では「悩みやストレスを感じたときに、助けを求めたり、誰かに相談することは恥ずかしいと思う人」の割合が22.2%、また「深刻

な悩みを抱えたときに、あなたは誰かに(どこかに)相談すると思いますか」という問いに対し、「相談しない」と回答した人の割合は16.6%でした。

- こころの健康づくりと精神疾患についての正しい理解の促進や相談窓口周知などの市民全体への普及啓発を行う必要があります。

<主な取り組み>

- こころの健康づくりと精神疾患についての正しい理解の促進や相談窓口周知のため、ウェブサイト「こころの絆創膏(※)」の運営、啓発パンフレットや啓発物品の作成・配布、各種イベントや講演会の実施等を行っています。

相談窓口一覧パンフレット→



※「こころの絆創膏」とは？

「こころの絆創膏」とは、名古屋市のさまざまな自殺対策事業に名付けられているキーワードです。絆創膏の「絆」という字は、「きずな」とも読みます。悩みが小さなうちに、人と人との絆で手当てしたいという想いが込められています。

また、ウェブサイト「こころの絆創膏」は、約190の相談窓口や自助グループの情報を掲載しているサイトです。精神科医療機関の情報や自死遺族の方へのメッセージなども掲載されており、悩みを抱えたときに解決のヒントとなる情報を検索することができます。

*ウェブサイト「こころの絆創膏」URL：<http://www.inochi-akari.city.nagoya.jp/>

こころの絆創膏

検索

- 自殺予防週間(9月10日から16日まで)及び自殺対策強化月間(3月)に、国や愛知県、関係機関・団体と連携し、ポスターの掲示やキャンペーン、「こころの絆創膏」をはじめとした啓発物品の配布など、集中的な啓発事業を実施しています。

<施策の基本的方向>

- こころの健康や自殺予防についての正しい理解の促進や様々な悩みに対応した各相談窓口の周知を目的とした広報・啓発活動の充実を図ります。
- 適切な自殺関連報道がなされるよう、世界保健機関(WHO)が作成した「自殺予防メディア関係者のための手引き」を周知します。

- ウェブサイト「こころの絆創膏」を活用し、若年層に向けた広報・啓発活動を強化します。

② ライフステージに応じた支援

・児童・生徒

<現状・課題>

- 厚生労働省が人口動態統計により作成した全国の死因順位別のデータによると10歳代の死因の第1位が自殺となっています。
- 問題の整理や対処方法を身につけることができれば、それが「生きることの促進要因（自殺に対する保護要因）」となり、学校で直面する問題や、その後の社会人として直面する問題にも対処する力、ライフスキルを身につけることが必要とされています。

<主な取り組み>

- 児童・生徒に困難やストレスへの対処法や、つらいときや苦しいときには助けを求めてもよいということを学ぶ教育（SOSの出し方に関する教育）を行う際に活用する児童・生徒のための啓発パンフレットや解説書を作成するとともに、子どもが出したSOSについて、周囲の大人がどのように受け止めるかなどについて普及啓発を実施するためのパンフレットを作成しています。
- 名古屋市立学校(小・中・特別支援・高等学校)の児童・生徒(小4～高3)を対象に子ども・若者向けこころの健康に関する啓発パンフレット(「気づいてる?こころのSOS」)を用いた自殺予防教育を実施し、生活上の困難・ストレスに直面した時の対処法を学び、実際に活用できるようにしています。



(小学生用)



(中学生・高校生用)



(解説書)

こころの健康に関する啓発パンフレット「気づいてる?こころのSOS」

- 名古屋市内の私立学校の自殺予防教育を支援するため、子ども・若者向けこころの健康に関する啓発パンフレットを配布しています。
- 児童・生徒が出したSOSに気づき、受け止め、適切に支援できるよう、自死遺児やSOSをうまく表現できない児童・生徒等に対する理解も含め、教職員の資質向上を図るための研修等を実施しています。
- 名古屋市立学校（小・中学校）の児童・生徒全員に対して学校生活アンケート「hyper-QU（ハイパーキューキュー）」を行い、児童生徒の心の状態を把握し、きめ細やかな指導・支援に生かします。
- 子どもたちのスマートフォンやインターネットの利用が増加していることに伴い、インターネット上の誹謗・中傷・不適切な書き込みの検索・監視・削除等を行うとともに、SNS等を活用した報告・相談体制を試行的に導入することにより、多様な悩みや相談に対応しています。
- いじめ、不登校や非行等の問題に対応するため、常勤のスクールカウンセラーを始めとするスタッフを学校現場に配置し、「なごや子ども応援委員会（※）」を設置しています。

※なごや子ども応援委員会について

なごや子ども応援委員会は、常勤の専門職を学校現場に配置し、子どもたちと普段から関わりながら学校と共に、問題の未然防止、早期発見や個別支援を行い、子どもたちを支援する体制づくりを推進する組織です。

☆ 職員の構成と主な職務内容

*スクールカウンセラー

臨床心理士等の専門的知識・経験を活かし、心理教育等の観点に基づいた学校生活全般に対する援助や、児童生徒・保護者・教職員への相談対応を行います。

*スクールソーシャルワーカー

社会福祉士等の福祉の専門的知識・経験を活かし、児童生徒が置かれた環境への働きかけや関係機関との連携を図ります。

*スクールアドバイザー

学校に対する外部からのご意見への対応や地域との連絡調整を行います。

*スクールポリス

元警察官が学校内外の見守り活動や必要に応じた警察との連携を図ります。

☆ なごや子ども応援委員会の活用方法など、詳しくは、ホームページをご覧ください。

なごや子ども応援委員会

検索



QRコード

- さまざまな悩みや心配を抱える子どもや親に寄り添って総合的に支援し、子どもの目の前の進路にとどまらず将来の針路を応援するための「ナゴヤ子ども・親総合支援※」を実施しています。

※ナゴヤ子ども・親総合支援について

*子どもライフキャリアサポートモデル事業

ライフキャリアに専門性を有する職員が学校に常駐し、子どもたちが夢や目標に踏み出すことができるよう、個々の児童生徒の特性や家族背景などを踏まえ、発達段階に応じ、職業に限らず生涯を通じたライフプランを描く支援を行います。

*キャリア支援モデル事業

児童生徒の生涯を通じた発達を支援する「キャリア支援」を進めるため、小・中学校の9年間を見通した支援の試行実施、高等学校等における支援体制の充実、支援に係る基本方針の策定作業等を行います。

*家庭訪問型相談支援モデル事業

不登校、成績不振など様々な悩みを抱える子どもや親に対して、家庭訪問による相談支援を行い子どもの将来を応援するための支援を行います。

*子どもの権利擁護機関の設置準備

子どもの権利の侵害に関して擁護・救済を図る第三者機関の設置に向けた検討を行います。

<施策の基本的方向>

- 悩みをひとりで抱え込まない児童・生徒を育てることを目標に、自殺予防教育を推進するとともに、周りの大人が児童・生徒のSOSに気づき、受け止め、適切に支援できるよう、家庭・地域・学校・関係機関の連携強化を図ります。

・大学生等の学生

<現状・課題>

- 大学生等の学生は住み慣れた地域や保護者の元を離れ一人暮らしを始めると環境や人間関係の大きな変化といった高校生までとは異なる悩みが発生することがあります。

<主な取り組み>

- 市内の大学、短期大学等と連携して学生相談に関わる大学・短期大学関係者等が情報交換する「こころの絆創膏セミナー」を開催しています。
- 若年層が親しみやすい漫画を題材にしたり、相談機関等と連携したりする

ことにより、若年層の援助希求行動を促すためのイベント「スマイルデーなごや(※)」を行うとともに、若年層と親和性の高いSNSを活用した情報発信やウェブサイトによる情報提供を行っています。

※スマイルデーなごやについて

悩みを抱えた際の援助希求行動を促し、子ども・若者が各相談窓口への理解を深めることで、子ども・若者の自殺予防につなげることを目的とした、子ども・若者向けイベント「スマイルデーなごや」を平成25年度より開催しています。

イベントには、若年層の相談支援を行っている各種相談機関が参加し、広く子ども・若者に対し、生活上の困難やストレスに直面した際の援助希求行動を促すため、「悩みを抱えたときには、周囲に援助を求めよう」というメッセージを発信する企画を実施しています。

また、イベントに先立ち、「悩んでいるときに救われた一言」などをテーマにした「スマイル!マンガコンテスト」を開催しています。平成25年度マンガコンテストの受賞作品は、名古屋市いのちの支援広報キャラクター「うさじ」として採用し、各種自殺対策事業の普及啓発のために活用しています。

～名古屋市いのちの支援関連施策をPRする広報キャラクター～



うさじ



びよ吉



うさじじ



うさばば



コア丸

<施策の基本的方向>

- 市内の大学等との連携により、援助希求行動の促進や相談窓口等の周知を図ります。

・様々な困難を抱える子ども・若者

<現状・課題>

- ひきこもりやニート等、社会参加や自立に当たって困難を抱える子ども・若者を支援することは、本人及び家族の精神的負担を軽減することに繋がっており、自殺の予防に有効であると考えられます。

<主な取り組み>

- 精神保健福祉センター(こころぼ)に併設している「ひきこもり地域支援

センター」において、ひきこもりの本人や家族等の相談、関係機関との連絡調整、リーフレットの作成などを行っています。

- 「子ども・若者総合相談センター」において、ニート、ひきこもりなど社会生活を営む上で様々な困難を抱える子ども・若者の相談を行い、その子ども・若者の状況に応じた支援機関へつなぐとともに、子ども・若者が最終的には就労など自立できるように支援しています。

<施策の基本的方向>

- 関係支援機関との連携強化や相談・訪問支援の体制を整備することで困難を抱える子ども・若者の支援の充実を図ります。

・勤労者

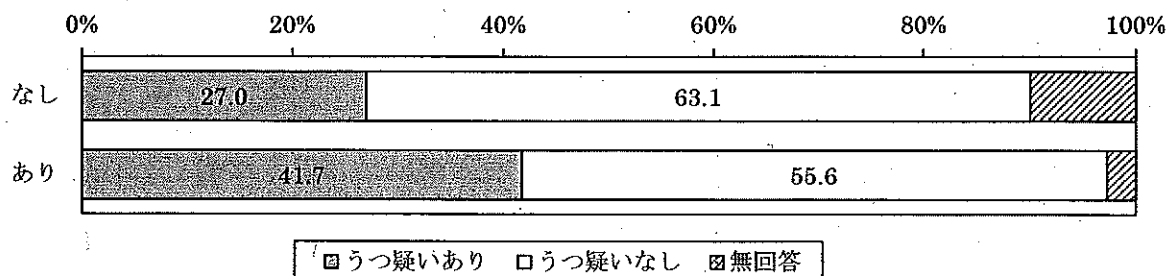
<現状・課題>

- 警察庁の自殺統計によると、平成 29(2017)年の本市の職業別の自殺者においては、「被雇用・勤め人」の割合が 32.9%と最も高くなっており、自営業・家族従業者を合わせると有職者の自殺者数は全体の 38.6%となります。

- また、原因・動機別で見ると、他の原因・動機が減少傾向であるにもかかわらず、「勤務問題」は減少していません。

- 長時間労働や職場の人間関係などから生じる強いストレスにより、うつ病を発症することがあり、うつ病は自殺のリスク要因であることから、職場におけるメンタルヘルス対策やワーク・ライフ・バランスの推進が必要とされています。

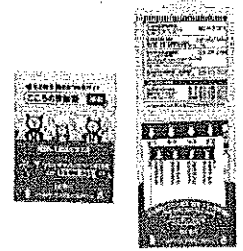
「職場の人間関係」または「長時間労働」の悩み、ストレスはありますか？



※「自殺対策に関するアンケート」より

<主な取り組み>

- 勤労者を主な対象にした「こころの絆創膏キャンペーン」活動を朝の通勤時間帯や夕方の帰宅時間に合わせて実施し、うつ病の症状や悩みに応じた相談機関の情報を掲載した絆創膏を配付しています。



↑携帯用絆創膏
「こころの絆創膏」

- 勤労者が相談しやすいように、平日夜間や土日に精神科医、臨床心理士、産業カウンセラーによる「名古屋市こころの健康（夜間・土日）無料相談」を開催しています。
- 勤労者等を対象に、市民相談室で専門家による労働相談を実施しています。
- 中小企業や経営者団体等の実施する研修においてメンタルヘルス対策に関する出前講座を行う専門家を派遣するほか、企業の就労環境整備に向けた啓発・相談等を行い、ワーク・ライフ・バランスの取り組みを支援しています。

<施策の基本的方向>

- こころの健康や相談窓口についての周知を推進するとともに、相談できる場の充実を図ります。

・妊産婦

<現状・課題>

- 妊娠中及び出産直後は、ホルモンバランスや生活環境の急激な変化により精神面の不調をきたすことがあり、症状が深刻となる「産後うつ病」も一定の割合で発症することが報告されています。妊産婦の自殺死亡率は、同世代の一般女性よりも高く、産後うつは自殺リスクを高める要因であることから、母子保健施策における妊産婦への支援の中で、産後うつの発症予防及び早期発見、早期対応に取り組む必要があります。
- 平成 28(2016)年度に実施した産婦訪問の結果によると、産後うつの疑いがあると判定された人の割合は9.7%でした（産後うつ病のスクリーニング尺度である「産後うつ病自己調査票（EPDS）」を活用）。

<主な取り組み>

- 子育て総合相談窓口（子育て世代包括支援センター）における母子健康手帳交付時に、保健師等が全員に面接を行い、継続的な支援が必要な妊婦に対しては、状況に応じた支援を行います。また、出産を目前に控えた妊婦に対しては、電話等による働きかけを行うことにより、妊娠・出産の不安を軽減し、出産後も気軽に相談がしてもらえるよう妊娠期からの支援を行います。
- 出産後間もない産婦に対しては、心身の健康状態や生活環境等の把握を行い、心身の不調又は育児不安を抱える産婦等に対しては、心身のケアや育児のサポートを行う等、安心して子育てができる支援体制を確保しています。
- 産婦に対して家庭訪問をする際には、産後うつ病の予防に関するリーフレットを配布するなど、産後うつ病の予防と早期発見を図ります。

<施策の基本的方向>

- 母子保健事業の中でも、特に妊娠期から産後の初期段階までの支援を充実させることで、産後うつ病の予防や早期発見、育児不安や負担の軽減が図れるように取り組んでいきます。

・高齢者

<現状・課題>

- 本市における高齢者の自殺死亡率は、ピーク時と比べ大きく減少していますが、高齢者の自殺者数は減少しておらず、自殺者数全体に占める割合は大きくなっています。
- 高齢者の自殺の背景には、慢性疾患による継続的な身体的苦痛や将来への不安、身体機能の低下に伴う社会や家庭での役割の喪失感、近親者の喪失体験、介護疲れ等によるうつ病が多いと言われています。
- 高齢者は閉じこもりや抑うつ状態になりやすく、孤立・孤独に陥りやすいとされています。高齢者の閉じこもりや抑うつ状態になることを予防することは、介護予防の観点からも必要です。

<主な取り組み>

- 高齢者の孤立防止事業等により地域の支援ネットワークを構築するとともに、いきいき支援センター（地域包括支援センター）において健康・福祉・介護などに関する総合相談の実施や孤立しがちな高齢者に対して個別のケースワークを行うことでひとりひとりの状況に合わせた支援を実施しています。
- 地域の中で生きがいや役割を持って生活できるよう、福祉会館や鯉城学園において、講座の実施や交流の場の提供を行うことで、仲間づくりを促し、高齢者の生きがいを高めています。
- 家族介護者教室を実施する等により高齢者を介護する方の負担を軽減する取り組みも実施しています。

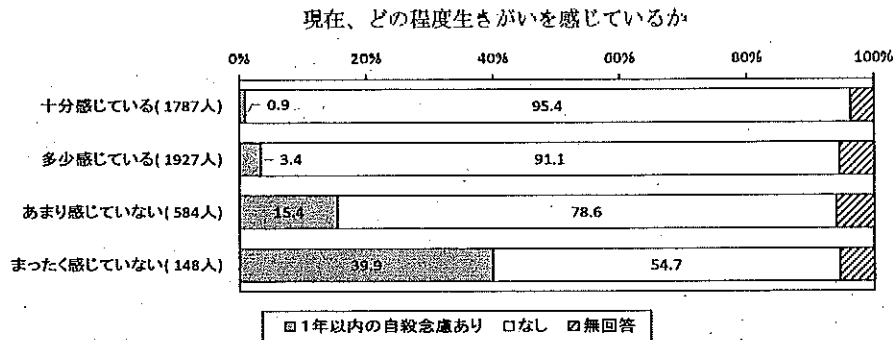
<施策の基本的方向>

- 高齢者の地域の支援ネットワークの連携を強化し、高齢者の見守り等支援の充実を図ります。

③ 生きることの促進要因を増やす取り組み

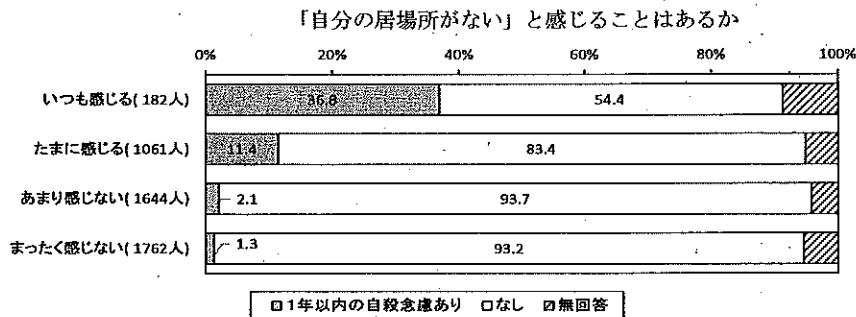
<現状・課題>

- 自殺を考える方は、複数の問題を抱えていることが多いことから、それぞれの問題に対応する相談窓口が整備されており、また適切な連携が図られていることが生きることの促進要因となります。
- 「自殺対策に関するアンケート」では、「あなたは、現在、どの程度生きがい(喜びや楽しみ)を感じていますか」という問いに対する回答別に最近1年以内に自殺念慮があった人の割合をみると、「生きがいをまったく感じていない」人(148人)の中で1年以内に自殺念慮のあった人の割合が39.9%と最も高いという結果でした。



※「自殺対策に関するアンケート」より

また「あなたは普段の生活の中で「自分の居場所がない」と感じることはありませんか」という問いに対し最近1年以内に自殺念慮があった人の割合をみると「自分の居場所がないといつも感じる」人の中で1年以内に自殺念慮があった人の割合が36.8%と最も高い結果となりました。



※「自殺対策に関するアンケート」より

- 生きがいを持つことや、孤立を防ぐための居場所づくりを支援する取り組みは、生きることの促進要因を増やし自殺を予防することにつながる必要な対策です。

<主な取り組み>

- 様々な悩みに対応した相談窓口が関係機関・団体において開設されており、相談を受け付けています。また「自殺対策関係相談機関等ネットワーク会議」を開催し、情報交換等を行うことで相談機関の連携を図っています。
- インターネット相談を実施する民間団体に対し、経費の助成等の支援を実施しています。
- 各区の福祉会館において健康づくりや教養の向上等のための講座を開催し、高齢者の生きがいを高めるとともに、仲間づくりや交流の場を提供しています。また高齢者の教養の向上を図り、生きがいを高め、社会的活動への

参加を促進するため、鯉城学園を運営しています。

- 各区の生涯学習センターにおいて市民が生き生きと前向きに生活できるような生きがいを推進するために、学び始めたり、学びを継続したり、学びの成果を社会へ還元したりする生涯学習のきっかけとなる講座やイベントを開催しています。
- 精神障害者の家族によるピア相談及び家族同士の繋がりを深める交流事業を実施しています。
- いきいき支援センター(地域包括支援センター)に、専任の見守り支援員を配置し、孤立しがちな高齢者に対しての個別ケースワークを行い、福祉・介護サービスの提供や、地域の連携による見守りネットワークの調整など、ひとりひとりの状況に合わせた支援を実施しています。
- ひとり親家庭、生活保護世帯及び生活困窮世帯の子どもを対象とした学習支援事業等による居場所づくりを行っています。
- 外国人が日本の生活で抱く不安や悩みなどを解消するため、母国で資格、経験のある相談員が通訳を介さずに相談に応じる「外国人こころの相談」を予約制で行っています。
また、外国人が孤独や孤立感を感じながら精神的に不安定になることを未然に防ぐため、仲間づくり、居場所、悩みを共有する場としてピアサポートサロンを開催します。

<施策の基本的方向>

- 「自殺対策関係相談機関等ネットワーク会議」の開催やガイドブック「こころの絆創膏」、ウェブサイト「こころの絆創膏」等の活用により、各種相談機関の連携強化を図ります。
- 各区福祉会館や生涯学習センターにおける仲間づくりや生きがいを推進します。
- 精神障害者の家族同士の交流事業など孤立を防ぐための居場所づくりを推進します。

(2) 自殺の防止

自殺の危険がある人のサインに気づき未然に防ぐ「自殺の防止」の取り組みとして、周りの人に気になる症状がある場合や複合的な問題を抱え自殺の危険がある場合等に適切な医療や相談窓口につなげ、見守る人材を育成する取り組みを推進します。

また、自殺のリスクを高める要因となる精神疾患患者や自殺未遂者などリスク要因別の取り組みを推進します。

【計画期間中（平成 30(2018)年度から平成 34(2022)年度）に重点的に行う取り組み】

- ★ より多くの市民が周りの悩んでいる人のサインに気づき、声をかけ、話を聴き、必要な支援につなげ、見守る役割を担うゲートキーパー（※）の存在についての周知の強化や、広く誰もが研修に参加できるよう研修機会の拡充を図ります。
- ★ 様々な相談機関の職員や医療機関等の専門職などに向けたゲートキーパー研修の拡充により専門的なゲートキーパーの役割を担う人材育成を図ります。

評価指標	現況 (平成 29(2017)年度)	計画目標 (平成 34(2022)年度)
「身近な人が悩みを抱えているように見えたとき、その人の助けになろうと声をかけ、話を聴こう」と思うし行動できる人の割合	39.6%	50%
ゲートキーパー関連研修の参加者数累計（平成 20(2008)年度から実施）	33,891 人	65,000 人

※「ゲートキーパー」ってなんだろう？

「ゲートキーパー」とは、悩んでいる人のサインに気づき、声をかけ、話を聴き、必要な支援につなげ、見守る人のことです。「いのちの門番」とも言われます。

問題を抱えて悩んでいる人は、何らかの悩みのサインを発していることが多いと言われています。そのため、家族や友人、同僚など周りの人が身近な人の悩みのサインに気づき、適切な支援につないでいくことがとても重要です。

「ゲートキーパー」は、医師などの専門家だけができるのではなく、誰でもなることができます。

みなさんも大切な人のいのちを守るゲートキーパーとして、できることから始めてみませんか？

① 自殺対策を支える人材の育成

<現状・課題>

- 平成 29(2017)年度までに実施したゲートキーパー研修の参加者数は累計で 33,891 人であり、そのうち一般市民の参加は 1,607 人でした。
- 市職員や福祉施設職員、学校関係者、いきいき支援センター等の相談機関職員、民生委員や保健環境委員等の地域団体等の参加者数を増やすとともに、一般市民がゲートキーパー研修を受けやすい環境づくりが必要です。

<主な取り組み>

- ゲートキーパーについて広く一般に周知を図るため、ゲートキーパーについて分かりやすく解説したハンドブックを作成・配布するとともに、一般市民向けのゲートキーパー研修を実施しています。



↑「大切な人のいのちを守る！
ゲートキーパー読本」



↑「うさじの気づき・傾聴ハ
ンドブック」(若年層向け)

- かかりつけの医師等への研修や学校関係者等に対する研修への講師の派遣、大学・短期大学関係者が情報交換を行う場を設ける等様々な形で人材育成を行っています。
- 自殺のリスク要因とされる事項の市職員をはじめとした関係機関の職員や地域で見守り支援を行う方や団体等に対し自殺に関する基礎知識やゲートキーパーに関すること等の研修を実施することで、様々な関連施策分野に携わる職員や関係者の人材育成を図るとともに、それぞれ自殺対策の一翼を担っているという意識の共有を図っています。
- 保健センターの精神保健福祉相談員や保健師を対象として、精神保健福祉に関する研修を実施することで基礎知識や相談技術の向上等を行っています。

<施策の基本的方向>

- 悩んでいる人のサインに気づき、声をかけ、話を聴き、必要な支援につなげ、見守る人を増やしていけるようゲートキーパーの認知度向上に向けた普及啓発の強化やゲートキーパー研修の実施拡大を図ります。

② リスク要因を抱えた方への支援

・精神疾患患者

<現状・課題>

- 平成 29(2017)年の警察庁の自殺統計によると、本市の自殺の原因・動機で最も多いのは健康問題で、健康問題のうち 61.7%が精神疾患となっています。中でも、うつ病については健康問題のうちの 37.8%と最も割合が高くなっています。
- うつ病を始めとした気分障害、統合失調症、アルコール依存症などの精神疾患は自殺のリスクを高めますが、適切な治療等により回復することが可能であり、精神疾患についての正しい理解の促進を図ること等により、適切な精神科医療等を受けられるようにすることが必要です。
- また、うつ病は不眠や食欲がないなどの身体症状が出ること多く、内科医等のかかりつけの医師を受診することが多い傾向にあります。
そのためかかりつけの医師等が適切なうつ病等精神疾患に関する診療の知識・技術及び精神科等の専門の医師との連携方法等を習得する取り組みが必要です。
- 統合失調症は幻覚や妄想が特徴的な精神疾患ではありますが、そういった症状だけではなく、病気を抱えるつらさや生活のしづらさなどの悩みを抱えており、適切な治療とともに生活全般にわたる支援を受けられるようにすることが必要です。
- 思春期の子どもは、「うつ」という気分が子ども自身にもわかりにくく、うまく表現できないことから、本人が気づかないことがあります。
- アルコールや薬物、ギャンブル等の依存症は適切な支援により、回復が十分可能な疾病ですが、専門医療機関・専門医不足等から依存症患者が必要

な支援を受けられていない状況にあります。そのため行政・精神科医療機関等・民間支援団体・依存症家族の連携による包括的な支援体制の整備が必要です。

<主な取り組み>

- 各区の保健センターや精神保健福祉センター（こころぼ）等において精神保健福祉相談を実施しています。また夜間及び土日に市内中心部でうつ病等に関するメンタルヘルス相談を行う「こころの健康（夜間・土日）無料相談」を実施しています。
- 精神保健福祉センター（こころぼ）において、思春期に起こりがちな心の健康に関する諸問題について保健センター職員や高等学校教員を対象とした研修を実施しています。また思春期に起こる様々な悩みやこころの不調、こころの病気を抱えている本人やその家族等を対象に「思春期の精神保健相談」を実施しています。
- 依存症患者が適切な支援を受けられるようにするため、精神保健福祉センター（こころぼ）が「名古屋市依存症相談窓口」であることを明確に位置付け、相談機能を強化します。また、依存症に関する治療を行っている医療機関を依存症専門医療機関や依存症治療拠点機関として選定するとともに、依存症当事者や家族、依存症に関する問題に取り組む民間団体への支援を実施しています。
- 精神保健福祉センター（こころぼ）において、うつ病と診断された方の家族やアルコールや薬物の問題に悩む家族を対象に正しい知識や接し方を学ぶ「うつ病家族教室」及び「依存症家族のつどい」を実施しています。
- 精神科病院に入院中の措置入院者や長期入院者の地域移行を促進し、精神障害者が、適切な治療や支援を受けながら、地域の一員として自分らしい生活を営むことができるよう、保健・医療・福祉関係者による協議の場を設置し、精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築に向けた取り組みを実施しています。

- うつ病の早期発見・早期治療の取り組みを進めるため、かかりつけの医師等に対し、適切なうつ病等精神疾患に関する診療の知識・技術及び精神科等の専門の医師との連携方法を習得する研修を実施しています。

<施策の基本的方向>

- こころの健康について相談できる「名古屋市こころの健康(夜間・土日)無料相談」の充実に努めます。
- 保健センターや精神保健福祉センター(こころぼ)と医療機関等の連携を進め、未受診・治療中断者などきめ細かい支援が必要な方に対応できる体制を目指します。

・自殺未遂者

<現状・課題>

- 警察庁の自殺統計によると、平成 29(2017)年の本市の自殺者のうち、自殺未遂歴のある方の割合は 17.3% (男性 11.5%、女性 30.0%) となっています。
- 自損行為により救急搬送された方は平成 29(2017)年では 871 人にのぼります。自殺未遂者は、自殺対策においては重要なハイリスク群であり、自殺未遂者の再企図を防止する取り組みが必要です。

<主な取り組み>

- 自殺未遂者やその家族等に必要な支援やケアが提供される支援体制を整備することを目的として、地域の精神科医療機関を含めた保健医療福祉等の関係機関のネットワークを構築するための地域連携マニュアル「常備薬こころの絆創膏」を作成しています。



↑ 地域連携マニュアル「常備薬こころの絆創膏」

- 自殺未遂者等への対応や連携に関する研修会等を実施しています。

- 自殺未遂者の再企図を防ぐため、本人向け及び家族向けのリーフレットを作成し、医療機関、相談機関等に配布しています。



↑本人向け
未遂者支援リーフレット

↑ご家族・身近な方向け

＜施策の基本的方向＞

- 医療機関、相談機関と連携し、自殺未遂者の再企図防止のための方策について検討します。

・慢性疾患等の重篤患者

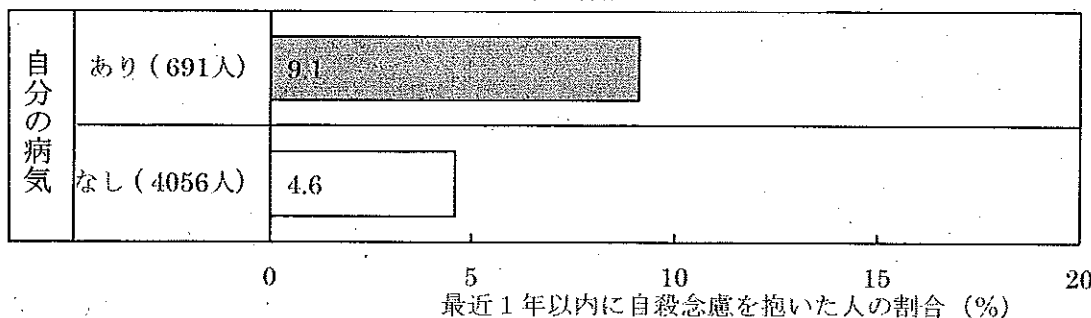
＜現状・課題＞

- 平成 29(2017)年の警察庁の自殺統計によると、本市の自殺の原因・動機で最も多いのは、健康問題で、そのうち 32.1%が身体の病気を原因・動機とするものとなっています。

- 慢性疾患等の重篤な身体の病気を抱えた方は、身体的苦痛のみならず、病気の進行等に対する心理的不安、離職や医療費負担による経済的不安などの精神的苦痛を抱えていることが多く、これらを原因とする抑うつ状態の継続が自殺のリスク要因になると言われています。

- 「自殺対策に関するアンケート」では、「あなたの不満、悩み、苦勞、ストレスはどんな内容ですか。」という問いに対して、「自分の病気」と回答した方はそうでない方に比べて「最近1年以内に自殺念慮を抱いた人の割合」が高いことが分かりました。

悩み・ストレス等の有無



※「自殺対策に関するアンケート」より

- 地域で患者の療養生活を支える内科等のかかりつけの医師等に対し、適切なうつ病等精神疾患に関する診療の知識・技術及び精神科等の専門医師との連携、家族からの話や悩みを聞く姿勢等を習得する研修を実施することで、うつ病等精神疾患の早期発見・早期治療のための対策が必要です。

<主な取り組み>

- 地域のかかりつけの医師等に対し、適切なうつ病等精神疾患に関する診療の知識・技術及び精神科等の専門の医師との連携、家族からの話や悩みを聞く姿勢等を習得する研修を実施することで、うつ病等精神疾患の早期発見・早期治療のための対策を実施しています。
- 名古屋市がん相談情報サロンピアネットにおいて、がん患者及びその家族等に対し、ピアサポーター等による相談、患者交流会、地域のがん医療情報の提供を行っています。
- 難病患者やその家族の方を対象に保健センター保健師等による面接や訪問相談を行っています。また患者交流会等を実施し、患者や家族が抱える療養上の悩みや相談に対応しています。

<施策の基本的方向>

- 慢性疾患等の重篤患者が抱える療養上の悩みや経済問題などの複合的な相談に対応できるよう関係機関の連携を図ります。

・生活困窮者

<現状・課題>

- 生活困窮者は、経済的な問題以外にも、社会や家族からの孤立や心身の不調など多様かつ広範な問題を複合的に抱えていることが多くなっています。
- こうした様々な問題を抱える生活困窮者は、自殺リスクの高い人たちであることを認識した上で、効果的な生活困窮者支援をする必要があります。

<主な取り組み>

- 名古屋市仕事・暮らし自立サポートセンターにおいて、生活困窮者が抱える多様で複合的な問題について相談に応じ、必要な情報提供及び助言を行う

とともに、支援方針や内容等を記載した具体的な支援プランを作成するなど、自立に向けた相談支援を一体的に行っています。

- 生活困窮を担当する相談機関や関係機関の職員に対して、ゲートキーパー研修を実施しています。
- 子どもの将来がその生まれ育った環境によって左右されないよう、貧困の状況にある子どもが健やかに育成される環境を整備するとともに、教育の機会均等を図るため、ひとり親家庭、生活保護世帯及び生活困窮世帯の中学生に対して学習支援事業を、高校生に対して学習継続支援事業を実施し、学習及び進学の意欲を増進しています。

<施策の基本的方向>

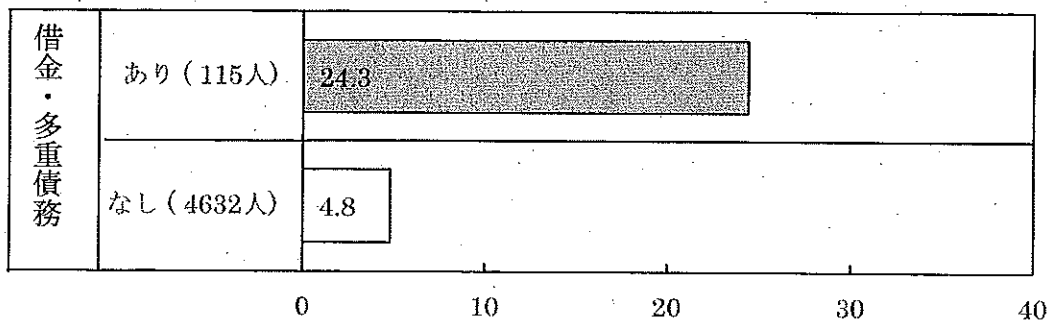
- 生活困窮者が抱える多様で複合的な問題に対応できるよう関係機関の連携を図ります。

・多重債務者

<現状・課題>

- 返済困難な借金を抱えている人は、経済的な問題だけでなく、離婚などの家庭問題を始め複数の問題を抱えていることが多く、ストレスによる精神的な不調に陥りやすい状態にあります。
- 「自殺対策に関するアンケート」では、「あなたの不満、悩み、苦勞、ストレスはどんな内容ですか。」という問いに対して、「借金・多重債務」と回答した方はそうでない方に比べて「最近1年以内に自殺念慮を抱いた人の割合」が高いことが分かりました。

悩み・ストレス等の有無



最近1年以内に自殺念慮を抱いた人の割合 (%)

※「自殺対策に関するアンケート」より

<主な取り組み>

- 多重債務者と接する機会のある関係課で構成する「多重債務対策問題対策庁内連絡会議」を開催し、連携と情報の共有を図っています。
- 自殺の一つの要因でもある多重債務問題に関して、消費生活センターにおいて、愛知県弁護士会及び愛知県司法書士会と連携し、相談窓口を設置しています。
- 愛知県弁護士会及び愛知県司法書士会、法テラス愛知等の専門機関による出展など、事業者団体・消費者団体・大学・行政が一体となったイベントを開催する等、多重債務者の発生予防に向けた啓発や相談窓口の周知を図っています。

<施策の基本的方向>

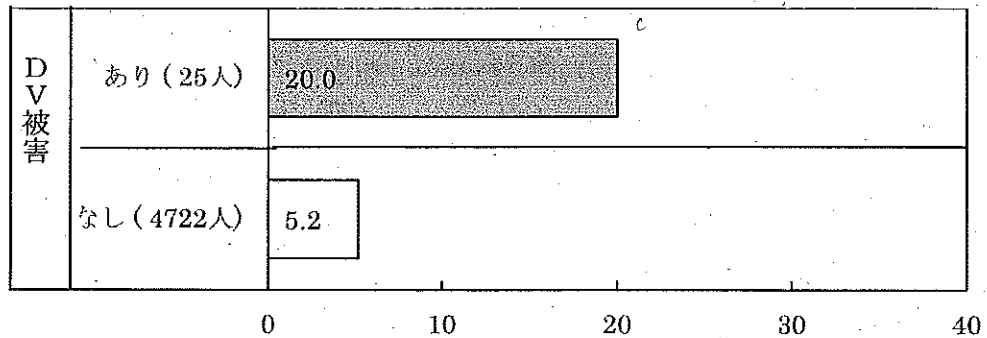
- 多重債務者の抱えている複数の問題に対応するため「多重債務対策問題対策庁内連絡会議」の関係機関と連携を図ります。

・DV被害者

<現状・課題>

- 「配偶者や恋人など親密な関係にある、又はあつた者から振るわれる暴力」(Domestic Violence(ドメスティック・バイオレンス。))は、心身の健康に大きな影響を及ぼすと言われていています。被害者は、繰り返される暴力の中でうつ病やPTSD(心的外傷後ストレス障害)等の障害を抱えることもあり、また、加害者からの探索の恐怖、経済的な問題、将来の不安等により精神的に不安定な状態となる場合もあります。
- 「自殺対策に関するアンケート」では、「あなたの不満、悩み、苦労、ストレスはどんな内容ですか。」という問いに対して、「DV被害」と回答した方はそうでない方に比べて「最近1年以内に自殺念慮を抱いた人の割合」が高いことが分かりました。

悩み・ストレス等の有無



最近1年以内に自殺念慮を抱いた人の割合 (%)

※「自殺対策に関するアンケート」より

- DVは家庭内で行われることが多く、外部から発見することが困難であるうえ、被害者も子どものことを考えたり、経済的な不安等様々な理由から支援を求めることをためらいがちになります。

<主な取り組み>

- 配偶者暴力相談支援センターや男女平等参画推進センター「イーブルなごや相談室」で電話相談等を実施しています。
- 配偶者暴力相談支援センター及び社会福祉事務所において被害者からの相談に対応し、被害者の保護及び自立支援等を行っています。

<施策の基本的方向>

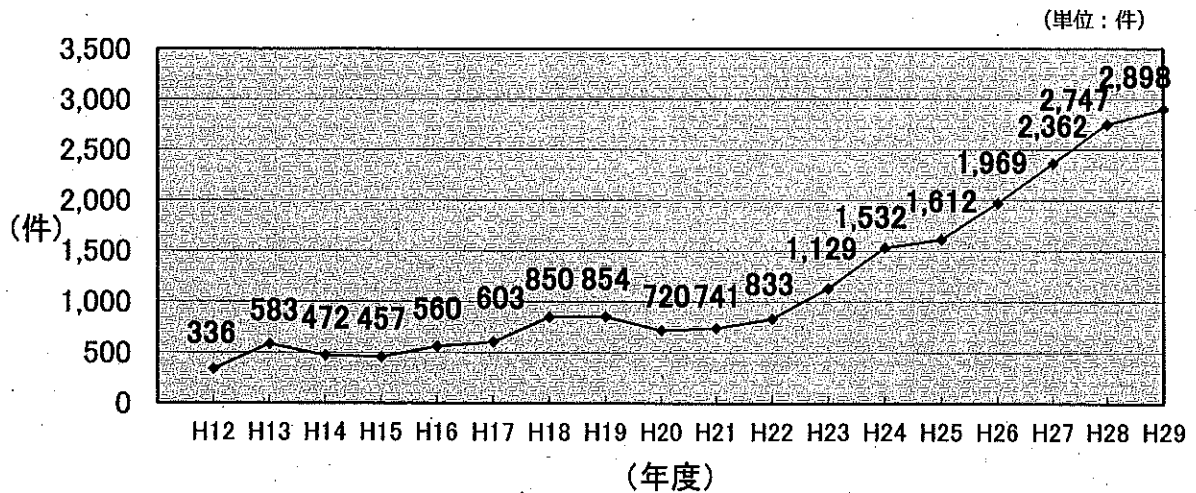
- 被害者がひとりで問題を抱え追い込まれることのないよう関係機関と緊密な連携を図るなど、被害者等の保護や自立に係わる総合的な支援に取り組みます。

・児童虐待被害者

<現状・課題>

- 児童虐待は、子どもの心身の発達や人格の形成など、将来に渡る重大な影響を与えることにより、自殺のリスク要因ともなり得ます。
- 平成29(2017)年度中の児童相談所における児童虐待相談対応件数は2,898件で、前年度の2,747件と比べ151件(5.5%)増加し、過去最多となりました。

【本市の児童相談所における児童虐待相談対応件数の推移】



- 児童虐待から子どもたちを守るため、児童虐待の発生予防、早期発見・早期対応及び虐待を受けた子どもの自立支援に、切れ目なく関係機関が緊密な連携を図りながら取り組んでいく必要があります。

<主な取り組み>

- 児童虐待防止や相談窓口の広報、啓発を行うとともに、母子保健事業と連携して、妊娠期からの切れ目のない支援を行うことなどにより、児童虐待の未然防止と早期発見を図っています。
- 児童虐待に迅速・的確に対応し、児童や様々な困難を抱える保護者に対して適切な支援やケアを実施することで子どもの安全で健全な発達環境を保障していくために、児童相談所や社会福祉事務所等の体制強化や専門性の向上に取り組んでいます。
- 児童養護施設等に入所している児童及び退所した児童の自立を支援するため、入所児童への精神面へのケアとともに、学習支援や就労等の自立支援を実施するほか、退所後のアフターフォローに継続的に取り組んでいます。

<施策の基本的方向>

- 関係機関が緊密な連携を図りながら児童虐待の発生予防、早期発見・早期対応及び虐待を受けた子どもの自立支援に取り組めます。

・災害被災者

<現状・課題>

- 災害により、家族等の大切な人を亡くすこと等により、大きな心理的負担を抱え、また、将来の不安などから、うつ病等の精神疾患を発症することがあります。

<主な取り組み>

- 災害時には、被災者のこころの健康を保持するため、保健センター及び精神保健福祉センター（こころば）に電話相談窓口を設置し、被害状況に応じて、DPAT（災害派遣精神医療チーム）を編成・派遣することとしています。
- 被災体験あるいは財産や肉親の喪失等に起因するPTSD（心的外傷後ストレス障害）、避難所等での生活の長期化に伴うストレスの増大やアルコール関連問題、スタッフ・ボランティア等の精神的健康の保持増進等に対応するため、精神保健福祉センター（こころば）と連携して避難所等を定期的に巡回し相談に応じることをとしています。

<施策の基本的方向>

- 大規模な自然災害等により多数の被災者が発生した場合に、迅速かつ適切なこころのケア活動の具体的な行動がとれるよう、災害時のこころのケア体制について整備します。

・複合的に重なるリスク要因

<現状・課題>

- 上記に掲げたリスク要因だけではなく、家庭問題（家族関係の不和、介護・看護疲れ等）、経済・生活問題（倒産、失業、生活苦等）、精神疾患患者や性的マイノリティ等への偏見や差別など様々な社会的問題がリスク要因となり得ます。

またこうした社会的な問題は、個人の心理的問題やこれまで見てきた多様なリスク要因とも密接に関連しています。そして、自殺の背景にはそれぞれが複合的に重なっていることが多いとされています。

複数のリスク要因を抱えることで追い詰められた末の心中等にもつながる恐れがあります。

- 複合的な自殺のリスク要因に対応していくためには、各リスク要因に対して行っている施策や関係相談機関、支援団体等の連携を推進する必要があります。

<主な取り組み>

- 自殺対策を総合的かつ円滑に推進することを目的とした「自殺対策推進本部会議」などの庁内会議の開催や、関係機関、民間団体、学識経験者等で構成する「自殺対策連絡協議会」の開催等により連携を図っています。
- 「自殺対策関係相談機関等ネットワーク会議」の開催や地域連携マニュアル「常備薬こころの絆創膏」の配布、ウェブサイト「こころの絆創膏」の連携機能等により、各相談機関相互の連携促進を図っています。

<施策の基本的方向>

- それぞれの自殺のリスク要因に対する施策や関係相談機関等の連携の強化を図ります。

(3) 自死遺族に対する支援

親族等身近な方を自死により亡くした自死遺族の方は、悲しみや寂しさだけでなく、自責感、怒り、無力感などの様々な感情の変化が起こります。

また、親など大切な人を自死により亡くした子どもは、自分の感情をことばでうまく表現することができず、行動面や身体面に大人とは異なる様々な変化がみられることがあります。

さらに、自死に対する周囲の偏見や知識の不足等により、大切な人を亡くしたことを誰にも話せず孤立する等、特有の苦しみを抱えることがあります。そうした苦しみに加えて、生計の維持や子育ての不安等の生活上の問題や、債務、労災、損害賠償等といった法律上の問題等を抱えることも多く、そうしたことから精神的な不調を来し、それが長期にわたり継続することもあります。

そのため、市民への自死遺族に対する理解の促進と支援の充実を図ります。

【計画期間中（平成30(2018)年度から平成34(2022)年度）に重点的に行う取り組み】

- ★ 市民が自死遺族の心情等を理解し、寄り添うことができるよう、また市職員、学校関係者、各相談機関職員等が自死遺族に対し適切な配慮や対応ができるように啓発、研修の実施等の充実を図ります。
- ★ 自死遺族の方が抱える生活上・法律上の問題や精神的な不調等について相談できる場や各相談機関・自助グループ等の情報周知の充実を図ります。

<現状・課題>

- 「自殺対策に関するアンケート」では、身近な人を自死により亡くした経験を持つ方は35.1%となっています。
- 自死遺族に対するこころのケアをはじめ、継続的な支援を行うとともに、民間団体と連携して自死遺族等への理解を深める取り組みが必要です。

<主な取り組み>

- 精神保健福祉センター(こころぼ)において、自死遺族に対する相談支援を実施しています。また、精神保健福祉センター(こころぼ)の自死遺族相談を利用された方のうち、継続的なこころのケアが必要な方に、市内大学の心理学研究室等において無料カウンセリングを実施しています。

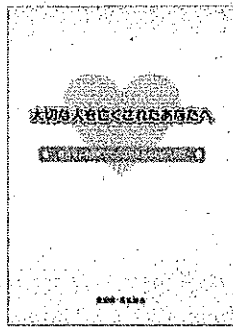
- リーフレットやウェブサイト「こころの絆創膏」において、自死遺族のための各種相談窓口や自助グループの情報等の遺族が必要とする支援策にかかる情報を提供しています。
- 自死遺族の心情やいきづらさ、留意した方が良いこと等について、市民、市職員、学校関係者、各相談機関等の理解の促進を図るため、セミナーの実施やゲートキーパー関連研修の中で啓発を行っています。

<施策の基本的方向>

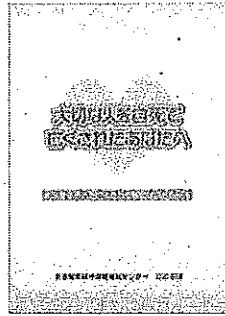
- 市民、市職員、学校関係者、各相談機関等の自死遺族等に対する理解の促進と自死遺族支援の充実のため、自死遺族の方々の心情に配慮しながら取り組みを推進します。

～大切な人を亡くされたあなたへ～

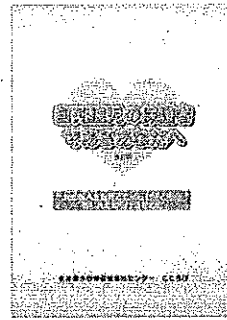
本市では、大切な人を自死で亡くされた方のために、各種リーフレットを作成しております。そのリーフレットの中から、大切な人を自死で亡くされた方へ向けたメッセージをご紹介します。



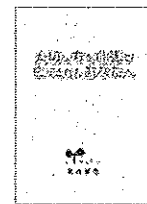
↑「大切な人を亡くされたあなたへ」



↑「大切な人を自死で亡くされたあなたへ」



↑「自死遺児の保護者であるあなたへ」



↑コンパクト版「大切な方を自死で亡くされたあなたへ」

【自死遺族の会からのメッセージ】

大切な人を突然に自死で亡くされ、今、あなたは、悲しみや混乱の中にいらっしゃるのかもしれませんが。「なぜ?」、「どうして?」という思いで、胸がはりさけそうなお気持ちでしょう。悲しみや寂しさだけではなく、ご自分を責めたり、恥じたり、激しい怒りや、どうにもならない無力感などの感情の渦の中にもいらっしゃることと思います。また、感情だけでなく、あなたの体の状態や行動にもさまざまな変化が起こっているのかもしれませんが。その上、経済的なことや子育ての問題など、生活の上でも大きな変化を余儀なくされるなど、さまざまな問題が生じてきているのかもしれませんが。また、毎日の生活や家事、仕事などにも影響が出ているのかもしれませんが。

この思いや状態、そして、これらのさまざまな変化は、あなただけではなく、大切な人を自死で亡くされた時、多くの皆様がごくごく自然に体験されます。あなたは一人ではありません。私達は、あなたのつらさを少しでも和らげることができればと願い、このリーフレットを作成しました。このリーフレットが、少しでもあなたのお役に立てば…と願っています。

※パンフレット作成協力：リメンバー名古屋自死遺族の会

～こころの居場所～AICHI 自死遺族支援室

資料編

- 1 いのちの支援関連施策（平成30（2018）年度実施予定事業）
- 2 自殺対策に関する市民アンケート調査結果の概要
- 3 自殺対策に関する市民アンケートの集計結果
- 4 自殺対策に関する調査研究事業（名古屋市）総括研究報告書
- 5 いのちの支援なごやプランの策定経過
- 6 「名古屋市自殺対策計画策定検討会」委員名簿

いのちの支援関連施策(平成30(2018)年度実施予定事業)

自殺対策に関する施策を基本施策の3つの視点(自殺の予防・自殺の防止・自殺遺族に対する支援)から総合的に推進します。

(1) 自殺の予防

①市民への啓発と周知

事業名称	内容	担当局・課室
なごや人権啓発センターの運営	市民一人ひとりが人権尊重の理念を理解・体得するための多様な機会を提供するとともに、次世代を担う子どもたちの発達段階に応じた人権学習の場を提供する施設として、なごや人権啓発センターの運営を行う。また、センター職員及び人権擁護委員による人権相談(電話・面談)を実施(人権擁護委員については、原則毎月第1日曜日)	市民経済局 人権施策推進室
働き方改革の推進	専門家(社会保険労務士、中小企業診断士等)による企業の就労環境の整備に向けた出張相談及び個別訪問を実施するほか、企業の働き方改革に対する理解を深めるためのワークショップを開催 また、ワーク・ライフ・バランスの推進に取り組んでいる企業等をワーク・ライフ・バランス推進企業として認証する。	市民経済局 産業労働課
名古屋消費生活フェア	愛知県弁護士会及び愛知県司法書士会、法テラス愛知等の専門機関による出展など、事業者団体・消費者団体・大学・行政が一体となって、イベントを開催	市民経済局 消費流通課
市民向け情報誌(こころほNAGOYA)の発行	精神保健福祉センター(こころほ)が行う事業や精神保健福祉関係機関等の活動、施策に関するタイムリーな情報を掲載したり、精神医学的な知識や技術に関する情報などを掲載することなどで、精神保健福祉施策の推進を図る。	健康福祉局 障害企画課 (精神保健福祉センター)

精神保健福祉市民活動セミナー及びフォローアップ	市民に対しこころの健康や精神障害(者)について正しい理解を深めてもらい、精神保健福祉に関する市民活動について考えてもらう連続講座を実施	健康福祉局 障害企画課 (精神保健福祉センター)
アディクシオン・セッション	嗜癖問題に関する自助グループや支援機関等の活動内容の普及啓発とともに社会的サポートの向上を図る。	健康福祉局 障害企画課 (精神保健福祉センター)
こころの絆創膏キャンペーン	自殺と深い関係があるとされるうつ病や不眠等について、中高年男性等を対象とした啓発を目的として、市内の主要駅構内及び駅周辺、金山総合駅連絡橋イベント広場において、うつ病の症状の説明やウェブサイトに「こころの絆創膏」、相談機関等を印刷した携帯用の絆創膏を配布	健康福祉局 障害企画課
相談窓口の周知・啓発	地下鉄や市バスの車内広告等により、相談行動を促すとともにウェブサイトに「こころの絆創膏」等の周知を図る。 また、各種啓発冊子・啓発物品を作成し配布する。	健康福祉局 障害企画課
インターネット広告の実施	ウェブサイト「こころの絆創膏」絆でまもるいのちのあかり」の広告を掲載	健康福祉局 障害企画課
スマイルデーなごや	子ども・若者へ「悩みを抱えたときは周囲に援助を求めていいんだ」というメッセージを伝えること及び各種相談窓口の周知を目的としたイベントを開催。併せて「悩んだ時に救われた一言」や「周りへの感謝の気持ち」等をテーマとしたマンガコンテスト等、若者の集客が見込める楽しいイベントとし、こころの健康に関する啓発を行う。	健康福祉局 障害企画課
自殺予防講演会	自殺と関係の深いうつ病等の予防についての知識を広めることを目的として講演会を開催することにより、効果的かつ効率的な啓発を行う。	健康福祉局 障害企画課
自殺予防教育用パンフレットの作成・配布	自殺予防教育に活用するための児童・生徒用パンフレット及び解説書並びにSOSの受け止めるための大人用パンフレットを作成・配布	健康福祉局 障害企画課

こころの健康フェスタなごや	地域住民のこころの健康づくりと精神疾患への正しい理解の促進及び地域関係機関のネットワーク強化を目的として開催	健康福祉局 障害企画課
ウェブサイトを「こころの絆創膏」の運営	悩みに応じた相談機関の紹介、うつ病に関する知識や精神科医療に関する問答を掲載したウェブサイトに「こころの絆創膏」一併でまもるいのちのあかり」の運営	健康福祉局 障害企画課
「うさじのフェスタ」による情報発信	いのちの支援広報キャラクターを活用したフェスタブックによる情報発信	健康福祉局 障害企画課
自殺未遂者向けリーフレットの作成	自殺未遂者の再企図を防ぐため、本人向け及び家族向けのリーフレットを作成し、医療機関、相談機関等に配布	健康福祉局 障害企画課
他機関との連携による相談窓口等の周知	関係他課の発行する広報媒体への情報掲載や、民間企業・団体の協力を得て、相談窓口等の周知を実施	健康福祉局 障害企画課
自殺遺族向けリーフレットの作成	自殺遺族等のための各種相談窓口や民間団体の連絡先等を掲載したリーフレットを作成し、遺族等が必要とする支援策にかかる情報を提供	健康福祉局 障害企画課
名古屋児童虐待から守る条例の推進	「名古屋児童虐待から守る条例」によって児童虐待防止推進月間として定める5月、11月を中心に、児童虐待防止の講演会、オレンジャーボンキヤンペンなどの広報・啓発等を実施	子ども青少年局 子ども福祉課
「こころの絆創膏」ウェブサイトへのリンク(交通局ウェブサイト)	交通局ウェブサイトのリンク集に「こころの絆創膏」ウェブサイトへのリンク先を記載し、閲覧者への情報提供の一助とする。	交通局 経営企画課
「こころの絆創膏」ウェブサイトのリンクバナー貼付(病院局・各市立病院)	病院局及び市立病院ウェブサイトトップページに「こころの絆創膏」ウェブサイトのリンクバナーを貼付、閲覧者への情報提供の一助とする。	病院局企画室
相談機関紹介カード「あったかハート」の配布	名古屋市立学校(園)の園児・児童・生徒に対し「ハートフレンドなごや」を始めとする様々な相談機関の連絡先を掲載した紹介カードを配布	教育委員会 指導室

自殺予防に関する小冊子の配布	小・中・高等学校の教職員に「大切な人のいのちを守る！ゲートキーパー読本」「うさじの気づき・傾聴ハンドブック」を配布	教育委員会 指導室
自殺予防教育用DVD活用	健康福祉局作成のDVD「児童・生徒用こころの健康に関する啓発映像 気付いてる？こころのSOS」を各学校に配布し、自殺予防教育においての活用を図る。	教育委員会 指導室

②ライフステージに応じた支援

・児童・生徒

事業名称	内容	担当局・課室
海外児童生徒教育相談	家族の海外勤務による出国・帰国に際しての編入学等に関する相談や、外国人児童・生徒の教育・生活に関わる相談。相談日時：水・金・日曜日 相談言語：日本語・英語等	担当局・課室 観光文化交流局 国際交流課 (名古屋国際センター)
スマイルデーターごや	子ども・若者へ「悩みを抱えたときは周囲に援助を求めていいんだ」というメッセージを伝えること及び各種相談窓口の周知を目的としたイベントを開催。併せて「悩んだ時に救われた一言」や「周りへの感謝の気持ち」等をテーマとしたマンガコンテスト等、若者の集客が見込める楽しいイベントとし、こころの健康に関する啓発を実施	健康福祉局 障害企画課
自殺予防教育用パンフレットの作成・配布	自殺予防教育に活用するための児童・生徒用パンフレット及び解説書並びにSOSを受け止めるための大人用パンフレットを作成・配布	健康福祉局 障害企画課
思春期の精神保健福祉相談	思春期の心の問題に関する精神科医による相談を実施	健康福祉局 障害企画課 (精神保健福祉センター)

子どもライフキャリアアサポートモデル事業	ライフキャリアに専門性を有する職員が学校に常駐し、子どもたちが夢や目標に踏み出すことができるよう、個々の児童生徒の特性や家族背景などを踏まえ、発達段階に応じ、職業に限らず生涯を通じてライフプランを描く支援を行う。	子ども青少年局 子ども未来企画室
家庭訪問型相談支援モデル事業	不登校、成績などさまざまな悩みを抱える中高生世代の子どもと保護者を対象に、家庭訪問による相談支援等を行い、子どもの将来を応援する。	子ども青少年局 子ども未来企画室
子どもの権利擁護機関の設置準備	子どもの権利侵害に関して擁護・救済を図る第三者機関(子どもの権利擁護機関)の設置に向けて、検討を行う。	子ども青少年局 子ども未来企画室
キャリア支援モデル事業	児童生徒の生涯を通じた発達を支援する「キャリア支援」を進めるため、小・中学校の9年間を見通した支援の試行実施、高等学校等における支援体制の充実、支援に係る基本方針の策定作業等を行う。	教育委員会 子ども応援室
なごや子ども応援委員会	市内11ブロックの中学校11校に、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー等の職員を配置した。また、上記11校に加え、中学校73校をスクールカウンセラーを常勤的に配置する学校とし、児童・生徒の心の問題に対応する。	教育委員会 子ども応援室
相談機関紹介カード「あったかい」の配布	名古屋市立学校(園)の園児・児童・生徒に対して「ハートフレンドなごや」を始めとする様々な相談機関の連絡先を掲載した紹介カードを配布する。	教育委員会 指導室
スクールカウンセラーによる相談	名古屋市立学校の児童・生徒(保護者)・教員の希望者に対して臨床心理士の資格を有するスクールカウンセラーによるカウンセリングを行う。	教育委員会 指導室
学校生活アンケート	名古屋市立学校(小・中学校)の児童・生徒(小4～中3)に対して「hyper-QU(ハイパーキュー)」を行い、児童生徒の心の状態を把握し、きめ細やかな指導・支援に生かす。	教育委員会 指導室

自殺予防教育説明会・自殺予防教育講演会	自殺予防教育に関する講演会を実施	自殺予防教育説明会、自殺予防教育講演会を実施	教育委員会 指導室
自殺予防に関する授業の実施	自殺予防に関する授業の実施	名古屋市立学校(小・中学校・特別支援・高等学校)の児童・生徒(小4～高3)が、子ども・若者向けこころの健康に関する啓発パンフレット(「気づいてる?こころのSOS」)を用いて、生活上の困難・ストレスに直面した時の対処法を学び、実際に活用できるようにする。	教育委員会 指導室
自殺予防に関する小冊子の配布	自殺予防に関する小冊子の配布	小・中・高等学校の教職員に「大切な人のいのちを守る!ゲートキーパー読本」「うさじの気持ち・傾聴ハンドブック」を配布	教育委員会 指導室
自殺予防教育用DVD「児童・生徒用」の健康に関する啓発映像の配信	自殺予防教育用DVD「児童・生徒用」の健康に関する啓発映像の配信	健康福祉局作成のDVDを各学校に配布し、自殺予防教育においての活用を図る。	教育委員会 指導室
インターネット上におけるいじめ等防止対策	インターネット上におけるいじめ等防止対策	インターネット上の児童生徒に関する問題のあき込み等を検察・監視し、削除依頼等の対応やSNS等を活用した報告・相談体制を積極的に導入することにより、多様な悩みや相談に対応	教育委員会 指導室
精神科学校医の配置	精神科学校医の配置	子どものメンタルヘルズ対応として、精神科学校医を配置し、全市の児童・生徒を対象とした相談を実施	教育委員会 学校保健課
精神保健に関する研修会の実施	精神保健に関する研修会の実施	養護教諭に自殺の高リスク、自殺理解と対応等を含めた児童・生徒の心理的問題を内容とした講演会を実施	教育委員会 学校保健課
「ストレスマネジメント」に関する授業の指導資料集の配信	「ストレスマネジメント」に関する授業の指導資料集の配信	こころの健康を保ち、友人関係や学習・進路等からのストレスに適切に対処できるようにするための中・高校生対象の授業指導資料集を配信	教育委員会 学校保健課

・大学生等の学生

事業名称	内容	担当局・課室
労働法の基礎に関する出前講座	労働に関するトラブルへの対処法を学生のうちから身に着けられるよう、大学や短大などの教育機関が実施する研修等に社会保険労務士を派遣する出前講座を実施	市民経済局 産業労働課
スマイルデーターなごや	子ども・若者へ「悩みを抱えたときは周囲に援助を求めてほしいんだ」というメッセージを伝えること及び各種相談窓口の周知を目的としたイベントを開催。併せて「悩んだ時に救われた一言」や「周りへの感謝の気持ち」等をテーマとしたマンガコンテスト等、若者の集客が見込める楽しいイベントとし、こころの健康に関する啓発を行う。	健康福祉局 障害企画課
若者向け自殺対策セミナー（こころの絆創膏セミナー）	地域内の大学・短期大学関係者に対し大学組織や学生に関する自殺対策等についての情報共有及び意見交換を行うセミナーを開催し、若年層の自殺対策推進を図る。	健康福祉局 障害企画課

・様々な困難を抱える子ども・若者

事業名称	内容	担当局・課室
なごやジョブサポーターセンター	幅広い求職者のニーズに合わせ、各自が自己理解に基づいた目標設定ができるよう支援を行い、求人紹介や応募書類の作成、面接トレーニングなど、個々に合わせたきめ細やかな就職相談から就職定着支援までを行う。	市民経済局 産業労働課
ひきこもり地域支援センターの運営	ひきこもり支援コーディネーターを2名配置し、ひきこもりの本人や家族等の面接相談を行うとともに、関係機関との連携強化を目的とした会議や研修の実施、パンフレットの発行や講演会などひきこもりに関する普及啓発を行い、ひきこもりの本人や家族への支援の充実を図る。	健康福祉局 障害企画課

名古屋市中区・若者自立サポートセンターの運営	生活困窮者自立支援法に基づき、生活困窮者が抱える多様な複合的な問題につき、生活困窮者からの相談に応じ、必要な情報提供及び助言を行うとともに、生活困窮者に対する支援の種類及び内容等を記載した計画を作成するなど、自立に向けた相談支援を一体的かつ計画的に行う。	健康福祉局 保護課
なごや若者サポートステーション事業（厚生労働省事業）	仕事に就いておらず、家事も通学もしていない若者のうち、職業的自立をはじめとした自身の将来に向けた取組みへの意欲が認められる者及びその家族に、各種相談への対応、愛知県全域の各種支援情報の提供、独自プログラムによるコミュニケーショントレーニング・社会活動参加プログラム、ジョブトレーニングなど若者の就労について総合的な支援を行う。本市は、設置場所の提供、臨床心理士等専門相談やスキルアップ事業の委託を行う。	子ども青少年局 青少年家庭課
名古屋子ども・若者総合相談センターの運営	名古屋市内に在住するニート、ひきこもりなど社会生活を営む上で困難を抱える概ね39歳までの子ども・若者の相談を行い、その子ども・若者の状況に応じた支援機関へつなぐとともに、センターを核とした市民の支援機関等のネットワークにより、子ども・若者が最終的には就労など自立できるように支援する。	子ども青少年局 青少年家庭課
若年者自立支援ステップアップ事業	ひきこもりや若年無業者等、自立に悩みを抱える概ね15歳から39歳までの若者とその保護者を対象に、市内2カ所に開設した「居場所」を拠点とした、電話相談やカウンセリング、各種支援プログラムやセミナー等の自立を目指した支援を実施	子ども青少年局 青少年家庭課

・勤労者

事業名称	内容	担当局・課室
労働相談	専任の労働相談員による労働条件や労働福祉など労働問題に関する電話、メール、面談相談を実施	市民経済局 産業労働課
メンタルヘルス対策に関する出前講座	中小企業等が行う研修へ社会保険労務士等を派遣する出前講座を実施	市民経済局 産業労働課
働き方改革の推進	専門家(社会保険労務士、中小企業診断士等)による企業の就業環境の整備に向けた出張相談及び個別訪問を実施するほか、企業の働き方改革に対する理解を深めるためのワークショップを開催。 また、ワーク・ライフ・バランスの推進に取り組んでいる企業等をワーク・ライフ・バランス推進企業として認証する。	市民経済局 産業労働課
こころの絆創膏キャンペーン	自殺と深い関係があるとされるうつ病や不眠等について、中高年男性等を対象とした啓発を目的として、市内の主要駅構内及び駅周辺、金山総合駅連絡橋イベント広場において、うつ病の症状の説明やウェアブサイト「こころの絆創膏」、相談機関等を印刷した携帯用の絆創膏を配布	健康福祉局 障害企画課
こころの健康(夜間・土日)無料相談	中高年男性等が帰宅途中等に相談がしやすいよう夜間及び土日に市内中心部(栄・名駅)において、精神科医又は産業カウンセラー等によるうつ病等に関するメンタルヘルス相談を実施(毎月4回、各回2組ずつ、事前予約制)	健康福祉局 障害企画課

・妊産婦

事業名称	内容	担当局・課室
新生児乳児訪問指導	概ね生後4か月児までの乳児のいるすべての家庭に保健師または助産師による訪問指導時に、エジンバラ産後うつ病自己調査票を活用し、産後うつ病の早期発見と予防を図るとともに、その際に産後うつ病の予防につながる知識の普及啓発のためのリーフレットを配付	子ども青少年局 子育て支援課
3か月児健康診査	3か月児とその親等に健康診査において、母親との面接を通して、抑うつ感情や食欲・睡眠状況等の健康状態を把握し、産後のメンタルヘルスに関する支援を実施	子ども青少年局 子育て支援課
なごや妊娠SO	思いがけない妊娠等に悩む人及びその家族等が、孤立することなく、必要な支援を受けることができるよう、助産師が電話やメールによる相談を実施する。	子ども青少年局 子育て支援課
産後ケア事業(30年度まではモデル事業)	出産直後の産婦が、入院を要しない程度の心身の不調・育児不安等により育児困難感がある場合に、産婦及び乳児に対して、助産所等における宿泊または日帰りによる支援(母体ケア、乳児ケア)を実施する。	子ども青少年局 子育て支援課
不育症相談支援事業	流産を繰り返すいわゆる習慣流産(不育症)に関する正しい知識を普及啓発するとともに、専門相談窓口を設置し、不育症に悩む女性の不安を軽減し、支援の強化を図る。	子ども青少年局 子育て支援課
子育て世代包括支援センターの取組み	妊娠届出後、妊娠後期、出産直後の不安を感じやすい時期に、子育て世代包括支援センターから電話、面談等の働きかけにより、一人ひとりの状況確認や、今後の支援施策・子育てのコツ等についての情報提供等を行う。	子ども青少年局 子育て支援課
産婦健康診査	産後うつ病の予防や新生児への虐待予防等を図る観点から、産後2週間及び産後1か月の産婦に對し、健康診査にかかる費用を助成することにより、産後の初期段階における母子を支援し妊娠期からの切れ目のない支援の充実を図る。	子ども青少年局 子育て支援課

・高齢者

事業名称	内容	担当局・課室
高齢消費者見守り支援講座	消費者被害に遭いやすい高齢者等を地域で見守る福祉関係事業者などに対し金融トラブル、悪質商法など消費者問題に関する講座を開催	市民経済局 消費流通課
高齢者就業支援センターの運営	高齢者が人生の第二のステージにおいても社会の担い手として活躍できるように就業に関する相談や情報提供、技能講習等を実施し、就業を通じた社会参加を支援する。	健康福祉局 高齢福祉課
高齢者福祉相談員の活動	65歳以上のひとり暮らし高齢者、75歳以上の高齢者のみの世帯等を訪問し、生活や健康等因り事の相談に応じ、必要な支援を行う。	健康福祉局 高齢福祉課
老人クラブ友愛活動事業への助成	(訪問活動)65歳以上のひとり暮らし高齢者、75歳以上の高齢者のみの世帯等に老人クラブの会員が訪問し、安否の確認を行うとともに、孤独感の解消のために話し相手となり、必要に応じて支援を行う。 (サロン活動)近隣の概ね60歳以上の高齢者を対象に老人クラブの会員が、閉じこもりの防止のためにサロンを開催し、外出を促進する。	健康福祉局 高齢福祉課
高齢者福祉電話の貸与	環境的に孤独な生活をしているひとり暮らし高齢者に福祉電話を貸与し、ボランテアが安否の確認を行うとともに、相談に応じる。	健康福祉局 高齢福祉課
家族介護者教室の実施	在宅で高齢者の介護を行う家族に介護の知識や技術の向上を図るための講座を開催するとともに、介護者同士の交流を通じて心身の疲労の軽減を図る。	健康福祉局 高齢福祉課
排せつケア相談支援事業	在宅で高齢者の介護を行う家族にコールセンターで、高齢者の排せつの介護についての困り事等の相談に応じる。また、いきいき支援センター等の職員向け研修を実施し、排せつの介護の相談対応力の向上を図る。	健康福祉局 高齢福祉課

福祉会館の運営	60歳以上の高齢者に健康相談や生活相談に応じるほか、健康づくりや教養の向上等のための講座を開催し、高齢者の生きがいを高めることにも、交流の場を提供する。	健康福祉局 高齢福祉課
地域学園の運営	60歳以上の高齢者の教養の向上を図り、生きがいを高め、社会的活動への参加を促進するため、学園を運営する。	健康福祉局 高齢福祉課
高齢者の孤立防止事業	65歳以上の在宅のひとり暮らし高齢者及び75歳以上の高齢者のみで構成される世帯のうち、一定の要件に該当する者を対象とし、地域支援ネットワーク運営協議会の設置や地域支援ネットワークの構築により孤立の防止を図る。	健康福祉局 地域ケア推進課
認知症高齢者を介護する家族に対する支援事業	認知症高齢者を介護する家族にいきいき支援センター(地域包括支援センター)において認知症に関する知識・介護方法の指導、精神的な支援等を実施	健康福祉局 地域ケア推進課
高齢者虐待相談センターの運営(高齢者虐待相談支援事業)	相談事業(法律相談や介護者・養護者のこころの相談など)、保健福祉医療従事者に対する技能向上のための研修、高齢者虐待に関する知識等の普及のための啓発事業、高齢者虐待防止に関する調査研究及び情報収集を実施	健康福祉局 地域ケア推進課
区高齢者虐待防止ネットワーク支援会議(高齢者虐待相談支援事業)	処遇困難ケースについて、介護サービス事業者、行政関係者等で構成する会議において、弁護士等のスーパーバイザーの助言のもと介入・支援策の検討を行う。	健康福祉局 地域ケア推進課
高齢者虐待休日・夜間電話相談窓口の開設(高齢者虐待相談支援事業)	土日・祝日・時間外の電話相談を実施することに より24時間・365日の相談体制を確保	健康福祉局 地域ケア推進課
高齢者短期入所ベッド確保等事業(高齢者虐待)	家族等からの虐待により、緊急に高齢者を保護する必要があるが生じた場合に備え、あらかじめ短期入所用ベッド等を確保するほか空床活用の対応を行う。	健康福祉局 地域ケア推進課

③ 生きることの促進要因を増やす取り組み

事業名称	内容	担当局・課室
「イーブルなごや相談室」女性のための総合相談(男女平等参画推進センター)	電話・面接による個別相談で、女性が生活の中で直面する悩みや不安を受け止め、性別役割的価値観等を捉え直しながら、主体的な問題解決を目指す。	総務局 男女平等参画推進室
名古屋市男性相談	家族や仕事、人間関係など、日頃なかなか打ち明けられない悩みを抱える男性のための電話・面接相談を行う。	総務局 男女平等参画推進室
なごや人権啓発センターの運営	市民一人ひとりが人権尊重の理念を理解・体得するための多様な機会を提供するとともに、次代を担う子どもたちの発達段階に応じた人権学習の場を提供する施設として、なごや人権啓発センターの運営を行う。また、センター職員及び人権擁護委員による人権相談(電話・面談)を実施(人権擁護委員については、原則毎月第1日曜日)。	市民経済局 人権施策推進室
労働相談	専任の労働相談員による労働条件や労働福祉など労働問題に関する電話、メール、面接相談を実施	市民経済局 産業労働課
なごやジョブサポートセンター	幅広い求職者のニーズに合わせ、各自が自己理解に基づいた目標設定ができるよう支援を行い、求人紹介や応募書類の作成、面接トレーニングなど、個々に合わせたきめ細やかな就職相談から就職定着支援までを行う。	市民経済局 産業労働課
消費生活相談「サラ金・多重債務特別相談」	自殺の一つの要因でもある多重債務問題に関して、消費生活センターにおいて、愛知県弁護士会及び愛知県司法書士会の協力を得て、相談窓口を開設	市民経済局 消費流通課 (消費生活センター)
法律相談の実施	民事一般の法的知識の提供、解決方法・救済手段等簡単な説明など、弁護士による無料法律相談を実施	市民経済局 広聴課

待相談支援事業)	高齢者の孤立死防止の取り組みを促進するため、見守り支援が必要な65歳以上のひとり暮らしの方又は75歳以上の高齢者のみの世帯を対象に市内29か所のいきいき支援センター(地域包括支援センター)に、専任の見守り支援員を各1人配置する。孤立しがちな高齢者に対して個別のケースワークを行い、福祉・介護サービスなどの提供や、民生委員、地域住民、民間事業者などの連携による見守りのネットワークの調整など、1人1人の状況にあわせて支援を実施する。また、対象者の安否確認や孤独解消のため、ボランティアに協力いただき、定期的に電話をかける見守り電話事業(いきいきコール)を実施する。	健康福祉局 地域ケア推進課
高齢者サロンの推進	高齢者の方が、身近な場所で気軽に集まり、楽しくふれあいを深めて交流できる場所であるサロンについて、開設及び運営に係る相談や助成を実施	健康福祉局 地域ケア推進課
いきいき支援センター(地域包括支援センター)	高齢者が住み慣れた地域で自立した日常生活を送れるよう、保健師・社会福祉士・主任介護支援専門員などの専門職員が、健康・福祉・介護などに関する総合相談等を行う。	健康福祉局 地域ケア推進課

海外児童生徒教育相談	家族の海外勤務による出国・帰国に際しての編入学等に関する相談や、外国人児童・生徒の教育・生活に関わる相談。 ○相談日時:水・金・日曜日 ○相談言語:日本語・英語等	観光文化交流局 国際交流課(名古屋国際センター)
外国人行政相談	市政、行政に関する問題について、相談員や専門家(行政書士)が相談や情報提供に応じる。 ○相談日時:言語により異なる ○相談言語:日本語・英語・ポルトガル語・スペイン語・中国語・ハンダール語・ベトナム語・ネパール語	観光文化交流局 国際交流課(名古屋国際センター)
外国人無料法律相談	結婚・離婚、在留資格や労働問題等、日本で生活する上で生じる法律上の問題について、専門家(弁護士)が無料で相談に応じる。 ○相談日時:土曜日(予約制) ○相談言語:英語・ポルトガル語・スペイン語・中国語	観光文化交流局 国際交流課(名古屋国際センター)
外国人こころの相談	外国人が日本の生活で抱く不安や悩みなどを解消するため、母国で資格、経験のある相談員が通訳を介さずに相談に応じる。 ○相談日時:言語により異なる(予約制、相談は面接のみ)。 ○相談言語:英語・ポルトガル語・スペイン語・中国語	観光文化交流局 国際交流課(名古屋国際センター)
ピアサポートサロン	外国人が孤独や孤立感を感じながら精神的に不安定になることを未然に防ぐため、仲間づくり、居場所、悩みを共有する場としてサロンを年4回開催する。	観光文化交流局 国際交流課(名古屋国際センター)
外国人の「心」と「からだ」健康相談	外国人住民が健康に安心して暮らせるように病気の早期発見、予防、制度の周知啓発等、「健康・福祉・保健」について総合的に対応できるワンストップ型の相談会を開催し、連携して実施する。 ○相談言語:英語・ポルトガル語・スペイン語・中国語・フィリピン語・ベトナム語	観光文化交流局 国際交流課(名古屋国際センター)

高齢者就業支援センターの運営	高齢者が人生の第二のステージにおいても社会の担い手として活躍できるように就業に関する相談や情報提供、技能講習等を実施し、就業を通じた社会参加を支援する。	健康福祉局 高齢福祉課
家族介護教室の実施	在宅で高齢者の介護を行う家族に介護の知識や技術の向上を図るための講座を開催するとともに、介護者同士の交流を通じて心身の疲労の軽減を図る。	健康福祉局 高齢福祉課
排せつケア相談支援事業	在宅で高齢者の介護を行う家族にコールセンターで、高齢者の排せつの介護についての困り事等の相談に応じる。また、いきいき支援センター等の職員向け研修を実施し、排せつの介護の相談対応力の向上を図る。	健康福祉局 高齢福祉課
福祉会館の運営	60歳以上の高齢者に健康相談や生活相談に応じるほか、健康づくりや教養の向上等のための講座を開催し、高齢者の生きがいを高めるとともに、交流の場を提供する。	健康福祉局 高齢福祉課
誠城学園の運営	60歳以上の高齢者の教養の向上を図り、生きがい高め、社会的活動への参加を促進するため、学園を運営する。	健康福祉局 高齢福祉課
高齢者の孤立防止事業	65歳以上の在宅のひとり暮らし高齢者及び75歳以上の高齢者のみで構成される世帯のうち、一定の要件に該当する者を対象とし、地域支援ネットワーク運営協議会の設置や地域支援ネットワークの構築により孤立の防止を図る。	健康福祉局 地域ケア推進課
高齢者虐待相談センターの運営(高齢者虐待相談支援事業)	相談事業(法律相談や介護者・養護者のこころの相談など)、保健福祉医療従事者に対する技能向上のための研修、高齢者虐待に関する知識等の普及のための啓発事業、高齢者虐待防止に関する調査研究及び情報収集	健康福祉局 地域ケア推進課
高齢者虐待休日・夜間電話相談窓口の開設	土日・祝日・時間外の電話相談を実施することに より24時間・365日の相談体制を確保。	健康福祉局 地域ケア推進課

(高齢者虐待相談支援事業)		健康福祉局 地域ケア推進課
高齢者の見守り支援事業	高齢者の孤立死防止の取り組みを促進するため、見守り支援が必要な65歳以上のひとり暮らしの方又は75歳以上の高齢者のみの世帯を対象に市内29か所のいきいき支援センター(地域包括支援センター)に、専任の見守り支援員を各1人配置する。孤立しがちな高齢者に対して個別のケースワークを行い、福祉・介護サービスなどの提供や、民生委員、地域住民、民間事業者などの連携による見守りのネットワークの調整など、1人1人の状況にあわせて支援を実施する。また、対象者の安否確認や孤独解消のため、ボランティアに協力いただき、定期的に電話をかける見守り電話事業(いきいきコール)を実施する。	健康福祉局 地域ケア推進課
いきいき支援センター(地域包括支援センター)	高齢者が住み慣れた地域で自立的日常生活を送れるよう、保健師・社会福祉士・主任介護支援専門員などの専門職員が、健康・福祉・介護などに関する総合相談等を行う。	健康福祉局 地域ケア推進課
障害者虐待相談センターの運営(障害者虐待相談支援事業)	相談事業(法律相談や介護者・養護者のこころの相談など)、保健福祉従事者に対する技能向上のための研修、障害者虐待に関する知識等の普及のための啓発事業、障害者虐待防止に関する調査研究及び情報収集	健康福祉局 障害企画課
区障害者虐待防止ネットワーク支援会議(障害者虐待相談支援事業)	処遇困難ケースについて、障害福祉サービス事業者、行政関係者等で構成する会議において、弁護士等のスーパーバイザーの助言のもと介入・支援策の検討を行う。	健康福祉局 障害企画課
障害者虐待休日・夜間電話相談窓口の開設(障害者虐待相談支援事業)	土日・祝日・時間外の電話相談を実施することにより24時間・365日の相談体制を確保。	健康福祉局 障害企画課

障害者短期入所ベッド確保等事業(障害者虐待相談支援事業)	家族等からの虐待により、緊急に障害者を保護する必要がある場合、あらかじめ短期入所用ベッド1床を確保するほか空床活用の対応を行うもの。	健康福祉局 障害企画課
障害者差別相談センター	障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律に基づき、障害者差別に関する相談を受け、関係機関と連携しながら、相談内容にかかわる関係者間の調整などを行い差別の解消を図るとともに、事業者・市民に対する啓発を行う。	健康福祉局 障害企画課
精神保健福祉相談	保健センターにて毎週精神科嘱託医によるこころの健康相談を実施するほか、精神保健福祉相談員等によるこころの健康に関する相談・訪問指導を実施。	健康福祉局 障害企画課
こころの健康電話相談	こころの健康に関する電話相談を実施	健康福祉局 障害企画課
精神科救急情報センター	精神障害者及びその家族からの電話により緊急的な精神医療等の相談に対応するとともに、精神科救急医療機関の案内等の受診援助を行う。	健康福祉局 障害企画課
精神障害者家族ピアサポート総合事業	精神障害者の家族による家族ならではのピア相談及び家族同士の繋がりを深める交流事業を実施	健康福祉局 障害企画課
社会適応訓練事業	就労が困難な精神障害者の社会経済活動への参加の促進に熱意のある事業所に委託して、精神障害者が社会生活に適応するために必要な訓練を行う事業を実施	健康福祉局 障害企画課
依存症相談	アルコール・薬物・ギャンブルなどの依存で悩んでいる方やその家族を対象にした相談を実施	健康福祉局 障害企画課 (精神保健福祉センター)
依存症家族のつどい	依存症相談を利用した家族を対象として、本人への接し方を学んだり家族同士の交流を目的としてつどいを実施	健康福祉局 障害企画課 (精神保健福祉センター)

うつ病就労支援	うつ病等により休職・離職している人を対象とし集団認知行動療法によるワーク支援プログラムを実施	健康福祉局 障害企画課 (精神保健福祉センター)
うつ病等家族教室	うつ病患者の家族等に、うつ病等に関する正しい知識やうつ病患者への接し方を学び、家族同士で交流する教室を開催する。	健康福祉局 障害企画課 (精神保健福祉センター)
こころの健康(夜間・土日)無料相談	中高年男性等が帰宅途中等に相談がしやすいよう夜間及び土日に市内中心部(栄・名駅)において、精神科医又は産業カウンセラー等によるうつ病等に関するメンタルヘルズ相談を実施(毎月4回、各回2組ずつ、事前予約制)	健康福祉局 障害企画課
暮らしとこころのお悩み相談会	9月の自殺予防週間及び3月の自殺対策強化月間にあわせ、暮らしの法律問題やこころの健康に関する悩みを同時に相談できる無料相談会を実施	健康福祉局 障害企画課
インターネット相談事業	電話や面談による相談を苦手とする若年層の方に相談の機会を提供するため、インターネットを利用した相談の実施に向けた相談員の養成等を行う事業への助成	健康福祉局 障害企画課
思春期の精神保健福祉相談	思春期の子どもやその家族等に思春期の心の問題に関する精神科医による相談を実施	健康福祉局 障害企画課 (精神保健福祉センター)
自死遺族相談	自死遺族を対象にしたこころの相談(面接)を実施	健康福祉局 障害企画課 (精神保健福祉センター)
名古屋基幹相談支援センター	障害者(児)が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるようにするため、障害者基幹相談支援センターを各区に設置し、障害者(児)及びその家族等からの相談に応じ、必要な情報の提供等の便宜を供与し、権利擁護のために必要な援助を行う。	健康福祉局 障害者支援課

精神保健に関する保健センター保健師における相談・家庭訪問	地域における保健活動の一環として、保健センター保健師が関係機関や関係職員と連携を図り相談・訪問を実施する。	健康福祉局 健康増進課
名古屋基幹相談支援センターの運営	がん患者及びその家族等にピアサポーター等による相談、患者交流会、地域のがん医療情報の提供	健康福祉局 健康増進課
難病訪問相談支援事業・難病患者医療生活相談事業・難病保健活動研修	保健センター保健師等による面接や家庭訪問・患者交流会(集い)を実施し、難病患者やその家族等が抱える療養上の悩みや相談に対応	健康福祉局 健康増進課
なごや妊娠SO S	思いがけない妊娠等に悩む人及びその家族等が、孤立することなく、必要な支援を受けられるよう、助産師が電話やメールによる相談を実施する。	子ども青少年局 子育て支援課
不妊症相談支援事業	流産を繰り返すいわゆる習慣流産(不妊症)に関する正しい知識を普及啓発するとともに、専門相談窓口を設置し、不妊症に悩む女性の不安を軽減し、支援の強化を図る。	子ども青少年局 子育て支援課
なごやっ子SOS	保護者、児童本人及び電話による相談を希望する者に児童虐待に関することのみならず、子育てに関する悩みや不安に関する相談を、電話により24時間・365日の体制で受け付ける電話相談事業を実施する。	子ども青少年局 子ども福祉課
児童相談所の体制強化	被虐待児や虐待をした親への十分なケアを実施するなど、本市の子どもの安全で健全な発達環境を保障していくために、児童福祉司の増員など児童相談所の体制を強化	子ども青少年局 子ども福祉課
社会福祉事務所における児童虐待等への機能強化	社会福祉事務所における子ども家庭相談の体制を強化し、児童虐待などへの対応を拡充	子ども青少年局 子ども福祉課

児童養護施設等に入所している児童及び退所した児童への自立支援	児童の自立を支援するため、児童養護施設などの入所児童への学習支援、児童養護施設などを退所する児童や退所した児童への就業等の自立支援を実施	子ども青少年局 子ども福祉課
社会福祉事務所における女性福祉相談	各社会福祉事務所に女性福祉相談員を配置し、様々な女性の相談に応じる。	子ども青少年局 子ども福祉課
配偶者暴力相談支援センター業務	配偶者からの暴力被害者の保護等のため、被害者等からの相談、自立支援等を行う。	子ども青少年局 子ども福祉課
なごや若者サポートステーション事業(厚生労働省事業)	仕事に就いておらず、家事も通学もしていない若者のうち、職業的自立をはじめとした自身の将来に向けた取組みへの意欲が認められる者及びその家族に、各種相談への対応、愛知県全域の各種支援情報の提供、独自プログラムによるコミュニケーショントレーニング、社会活動参加プログラム、ジョブトレーニングなど若者の就業について総合的な支援を行う。本市は、設置場所の提供、臨床心理士等専門相談やスキルアップ事業の委託を行う。	子ども青少年局 青少年家庭課
名古屋市子ども若者総合相談センターの運営	名古屋市内に在住するニート、ひきこもりなど社会生活を営む上で困難を抱える概ね 39 歳までの子ども・若者の相談を行い、その子ども・若者の状況に応じた支援機関へつなぐとともに、センターを核とした官民の支援機関等のネットワークにより、子ども・若者が最終的には就業など自立できるような支援を行う。	子ども青少年局 青少年家庭課
若年者自立支援ステーション事業	ひきこもりや若年無業者等、自立に悩みを抱える概ね 15 歳から 39 歳までの若者とその保護者を対象に、市内 2 カ所に開設した「居場所」を拠点とした、電話相談やカウンセリング、各種支援プログラムやセミナー等の自立を目指した支援を実施	子ども青少年局 青少年家庭課

社会福祉事務所におけるひとり親家庭に対する相談	各役所・支所に母子・父子自立支援員を配置し、母子家庭の母及び父子家庭の父並びに寡婦の生活一般や児童の養育に関すること、職業能力の向上及び求職活動の支援に関すること、経済的支援に関することなど総合的な相談・指導を行っている。 また、より身近なところでひとり親家庭の様々な相談に応じ、必要な指導や支援を行うなどの相談体制を強化するため、母子・父子自立支援員と連携して、家庭訪問等を行うひとり親家庭応援専門員を配置している。	子ども青少年局 子ども未来企画室
中学生の学習支援	ひとり親家庭、生活保護世帯及び生活困窮世帯の中学生を対象に、学習及び進学の意欲を増進し、学習習慣を身につけさせる支援を行う学習支援を実施。	健康福祉局 保健課 子ども青少年局 子ども未来企画室
医療ソーシャルワーカーによる相談・援助(各市立病院)	入院・外来患者に地域や家庭において自立した生活を送ることができるよう社会福祉の立場から援助するとともに、必要に応じ関係機関への紹介や情報提供を行い、社会復帰の促進を図る。	病院局企画室
なごや子ども応援委員会	市内11ブロックの中学校11校に、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー等の職員を配置した。また、上記11校に加え、中学校73校をスクールカウンセラーを常勤的に配置する学校とし、児童・生徒の心の問題に対応する。	教育委員会 子ども応援室
スクールカウンセラーによる相談	名古屋市立学校の児童・生徒(保護者)・教員の希望者に対して臨床心理士の資格を有するスクールカウンセラーによるカウンセリングを行う。	教育委員会 指導室
精神科学校の配置	子どものメンタルヘルス対応として、精神科学校医を配置し、全市の児童・生徒を対象とした相談を実施	教育委員会 学校保健課

講座の開催(生涯学習センター)	市民が生き生きと前向きに生活できるようになるように、学び始めたり、学びを継続したり、学びの成果を社会へ還元したりする生涯学習のきっかけとなる講座やイベントを開催する。	教育委員会 生涯学習課
イベント(心の健康、いきがいの講座)	市民が元気に生き生きと前向きに生活できるようにするために、心と健康や命の大切さ、生きがいづくりなど幅広い内容で随時開催する。	教育委員会 生涯学習課

(2) 自殺の防止

① 自殺対策を支える人材の育成

事業名称	内容	担当局・課室
いのちの支援人材育成等事業(ゲートキーパー研修)	様々な悩みを抱えた人を見守り、専門家へつなぐ「ゲートキーパー」の役割を果たす人材を育成するため、一般市民向けゲートキーパー研修を行うほか、様々な分野の方を対象とした研修会を開催	健康福祉局 障害企画課
市職員・関係職員の人材育成事業	総務局等と連携し、市職員の研修機会の拡大を図るとともに、障害企画課職員等が国等が主催する研修会に参加し、講師を担う人材を育成する。	健康福祉局 障害企画課
民間事業者向けゲートキーパー研修	理容組合等民間事業者を対象としたゲートキーパー研修を実施	健康福祉局 障害企画課
市民向け傾聴講座	生涯学習センターにおいて傾聴講座を開催し、身近な人への見守りや自殺対策への関心を高める機会を提供する。	健康福祉局 障害企画課
自殺対策に関する研修等への講師派遣事業	主に若年層の自殺対策に関する知識等の向上を図ることを目的として開催される研修会等への講師派遣を実施	健康福祉局 障害企画課

いのちの電話相談員メンタルケアサポート事業	ボランティアで相談に従事するいのちの電話協会電話相談員の心理的負担の軽減を図り安定した相談を行えるよう臨床心理士による相談員のメンタルケアを実施	健康福祉局 障害企画課
いのちの支援人材育成事業(自死遺族支援セミナー)	自死遺族に寄り添うために自死遺族の心情やいきづらさ、留意した方がよいこと等について学ぶセミナーを実施	健康福祉局 障害企画課
かかりつけ医等の健康対応力向上研修	かかりつけの医師及び医療関係者等に適切なる病等精神疾患に関する診療の知識・技術及び精神科等の専門の医師との連携方法を習得するための研修を実施	健康福祉局 障害企画課
精神保健福祉関係職員研修	保健センターに勤務する精神保健福祉相談員や保健師等を対象とし、業務上必要な基本的知識の理解及び援助技術の習得を図るための研修を実施	健康福祉局 障害企画課 (精神保健福祉センター)
思春期精神保健関係者研修	思春期に起こりがちな心の健康に関する諸問題を主な内容とし、保健センター職員や高等学校教員を対象に、専門職として資質の向上を図るために研修を実施	健康福祉局 障害企画課 (精神保健福祉センター)
薬物問題関係者研修	薬物問題にかかわる保健センター職員をはじめ関係機関職員を対象とし、薬物問題の相談技術の向上とともに、ネットワークづくりをめざし研修を実施	健康福祉局 障害企画課 (精神保健福祉センター)
アルコール問題関係者研修	アルコール問題にかかわる保健センター職員をはじめ関係機関職員を対象とし、アルコール問題の相談技術の向上とともに、ネットワークづくりをめざし研修を実施	健康福祉局 障害企画課 (精神保健福祉センター)
災害時精神医療活動研修	関係機関職員を対象とし、大規模自然災害等の発災時等に精神医療機関の支援、被災者の心のケアができるよう研修を実施	健康福祉局 障害企画課 (精神保健福祉センター)
精神保健福祉に関する技術援助	保健センター、区役所及び関係機関職員に対し専門的立場から技術指導及び技術援助を行う。個別事例への助言や講師派遣などを実施	健康福祉局 障害企画課 (精神保健福祉センター)

認知行動療法普及研修	市域の医療従事者を対象として、認知行動療法の普及とうつ病患者等への治療の質の向上を図るための研修を実施	健康福祉局 障害企画課 (精神保健福祉センター)
新任職員研修	各区生活保護法施行事務関係新任職員(主に地区担当員)に精神疾患についての一般的な知識や精神障害者と接する際の注意点を習得し、要保護者への援助のスキルを高めるとともに、職員自身のストレスマネジメントについて学ぶ。	健康福祉局 保護課
地区担当員に対する研修	障害福祉部と連携して、各区生活保護地区担当員(ケースワーカー)に対して、自殺対策の研修を行う。	健康福祉局 保護課
精神保健に関する研修会の実施	養護教諭に自殺の高リスク、自殺理解と対応等を含めた児童・生徒の心理的問題を内容とした講演会を実施	教育委員会 学校保健課

②リスク要因を抱えた方への支援

・精神疾患患者

事業名称	内容	担当局・課室
精神保健福祉相談	保健センターにて毎週精神科嘱託医によるこころの健康相談を実施するほか、精神保健福祉相談員等によるこころの健康に関する相談・訪問指導を実施	健康福祉局 障害企画課
こころの健康電話相談	こころの健康に関する電話相談を実施	健康福祉局 障害企画課
精神保健福祉法に基づく措置入院	精神障害者であり、医療及び保護のために入院させなければならぬ精神障害者のために自身を傷つけ又は他人に害を及ぼすおそれのある者に通報等に基づき、精神保健指定医2名(緊急措置の場合は1名)の診察により、入院の判定を行う。	健康福祉局 障害企画課

精神科救急情報センター	精神障害者及びその家族に電話により緊急的な精神医療等の相談に対応するとともに、精神科救急医療機関の案内等の受診援助を行う。	健康福祉局 障害企画課
精神障害者家族ピアサポーター総事業	精神障害者の家族による家族ならではのピア相談及び家族同士の繋がりを探める交流事業を実施	健康福祉局 障害企画課
精神障害者地域移行・地域定着支援事業	精神科病院に入院している精神障害者のうち、受け入れ条件が整えば退院可能な者が地域生活へ移行するための支援及び地域生活を継続するための支援を実施	健康福祉局 障害企画課
社会適応訓練事業	就労が困難な精神障害者の社会経済活動への参加の促進に熟意のある事業所に委託して、精神障害者が社会生活に適応するために必要な訓練を行う事業を実施	健康福祉局 障害企画課
市長同意事務	医療保護入院に際し、名古屋市長が同意者となる場合の事務を行う。	健康福祉局 障害企画課
市営住宅の優先入居	精神障害者の生活の安定を図るために、住宅に困難している精神障害者世帯向けに市営住宅等の優先入居を行う。	健康福祉局 障害企画課
自立支援医療(精神通院)	精神科通院による治療に要する医療費の一部を助成することにより、その経済的負担の軽減を図る。	健康福祉局 障害企画課
精神保健福祉関係職員研修	保健センターに勤務する精神保健福祉相談員や保健師等を対象とし、業務上必要な基本的知識の理解及び援助技術の習得を図るための研修を実施	健康福祉局 障害企画課 (精神保健福祉センター)
思春期精神保健関係者研修	思春期に起こりがちな心の健康に関する諸問題を主な内容とし、保健センター職員や高等学校教員を対象に、専門職として資質の向上を図るための研修を実施	健康福祉局 障害企画課 (精神保健福祉センター)
薬物問題関係者研修	薬物問題にかかわる保健センター職員をはじめ関係機関職員を対象とし、薬物問題の相談技術の向上とともに、ネットワークづくりをめざし研修を実施	健康福祉局 障害企画課 (精神保健福祉センター)

アルコール問題関係者研修	アルコール問題にかかわる保健センター職員をはじめ関係機関職員を対象とし、アルコール問題の相談技術の向上とともに、ネットワークづくりをめざし研修を実施	健康福祉局 障害企画課 (精神保健福祉センター)
精神保健福祉に関する技術援助	保健センター、区役所及び関係機関職員に対し専門的立場から技術指導及び技術援助を行う。個別事例への助言や講師派遣などを実施	健康福祉局 障害企画課 (精神保健福祉センター)
粟物問題関係機関連絡会議	愛知県精神保健福祉センターとの共催により、粟物問題にかかわる関係機関が相互の理解を深めるとともに連携上の課題について検討し、ネットワークづくりをめざすために会議を開催	健康福祉局 障害企画課 (精神保健福祉センター)
依存症医療機関連絡会議	依存症に関わる医療機関の連絡会議を開催し、依存症問題への取組について相互理解を深め連携上の課題等を検討しネットワークづくりを目指す。	健康福祉局 障害企画課 (精神保健福祉センター)
アディクション・セッション	自助グループや支援機関等の活動内容及び啓発とともに社会的サポートの向上を図る。	健康福祉局 障害企画課 (精神保健福祉センター)
依存症相談	アルコール・薬物・ギャンブルなどの依存で悩んでいる方やその家族を対象にした相談を実施	健康福祉局 障害企画課 (精神保健福祉センター)
依存症家族のつどい	依存症相談を利用した家族を対象として本人への接し方を学んだり、家族同士の交流を目的としてつどいを実施	健康福祉局 障害企画課 (精神保健福祉センター)
うつ病就労支援	うつ病等により休職・離職している人を対象とし集団認知行動療法によるリワーク支援プログラムを実施	健康福祉局 障害企画課 (精神保健福祉センター)
認知行動療法普及研修	市域の医療従事者を対象として、認知行動療法の普及とうつ病患者等への治療の質の向上を図るための研修を実施	健康福祉局 障害企画課 (精神保健福祉センター)

うつ病等家族教室	うつ病患者の家族等についてうつ病等に関する正しい知識やうつ病患者への接し方を学び、家族同士で交流する教室を開催する。	健康福祉局 障害企画課 (精神保健福祉センター)
こころの健康(夜間・土日)無料相談	中高年男性等が帰宅途中等に相談がしやすいよう夜間及び土日に市内中心部(栄・名駅)において、精神科医又は産業カウンセラー等によるうつ病等に関するメンタルヘルズ相談を実施(毎月4回、各回2組ずつ、事前予約制)	健康福祉局 障害企画課
思春期の精神保健福祉相談	思春期の子どもやその家族等に思春期の心の問題に関する精神科医による相談を実施	健康福祉局 障害企画課 (精神保健福祉センター)
かかりつけ医等心の健康対応力向上研修	かかりつけの医師及び医療関係者等に適切なうつ病等精神疾患に関する診療の知識・技術及び精神科等の専門の医師との連携方法等を習得するための研修を実施	健康福祉局 障害企画課
精神科医療の提供(東部医療センター・西部医療センター)	精神科医師によるうつ病等の精神疾患に対する治療の提供	病院局企画室
医療ソーシャルワーカーによる相談・援助(各市立病院)	入院、外来患者が地域や家庭において自立した生活を送ることができるよう社会福祉の立場から援助するとともに、必要に応じ関係機関への紹介や情報提供を行い、社会復帰の促進を図る。	病院局企画室

・自殺未遂者

事業名称	内容	担当局・課室
地域連携マニユアル(常備業こころの絆創膏)の作成	保健医療福祉等関係機関が連携するためのマニュアルを作成し配布	健康福祉局 障害企画課
自殺ハイリスク者等支援研修会	相談窓口の担当者等の支援者に自殺ハイリスク者等への対応等に関する研修会を実施	健康福祉局 障害企画課
自殺未遂者向けリーフレットの作成	自殺未遂者の再企図を防ぐため、本人向け及び家族向けのリーフレットを作成し、医療機関、相談機関等に配布	健康福祉局 障害企画課

・慢性疾患等の重篤患者

事業名称	内容	担当局・課室
かかりつけ医等心の健康対応力向上研修	かかりつけの医師及び医療関係者等に適切ながうつ病等精神疾患に関する診療の知識・技術及び精神科等の専門の医師との連携方法を習得するための研修を実施	健康福祉局 障害企画課
名古屋がん相談情報サロンドアネットの運営	がん患者及びその家族等にピアサポーター等による相談、患者交流会、地域のがん医療情報の提供	健康福祉局 健康増進課
難病訪問相談支援事業・難病患者医療生活相談事業・難病保健活動研修	難病患者及びその家族等に保健センター保健師等による面接や家庭訪問・患者交流会(集い)を実施し、患者や家族が抱える療養上の悩みや相談に対応	健康福祉局 健康増進課
健康に関する市民向け公開講座の開催(各市立病院)	各診療科医師などが、病気の治療・予防方法などについて講演	病院局企画室

・生活困窮者

事業名称	内容	担当局・課室
名古屋市仕事暮らし自立サポートセンターの運営	生活困窮者自立支援法に基づき、生活困窮者が抱える多様な複合的な問題につき、生活困窮者からの相談に応じ、必要な情報提供及び助言を行うとともに、生活困窮者に対する支援の種類及び内容等を記載した計画を作成するなど、自立に向けた相談支援を一体的かつ計画的に行う。	健康福祉局 健康福祉局 子ども青少年局 子ども未来企画室
中学生の学習支援事業	ひとり親家庭、生活保護世帯及び生活困窮世帯の中学生を対象に、学習及び進学の意欲を増進し、学習習慣を身につけさせる支援を行う学習支援を実施。	健康福祉局 保護課

・多重債務者

事業名称	内容	担当局・課室
消費生活相談「サラ金・多重債務特別相談」	自殺の一つの要因でもある多重債務問題に関して、消費生活センターにおいて、愛知県弁護士会及び愛知県司法書士会の協力を得て、相談窓口を開設	市民経済局 消費流通課 (消費生活センター)
名古屋市消費生活フェア	愛知県弁護士会及び愛知県司法書士会、法テラス愛知等の専門機関による出展など、事業者団体・消費者団体・大学・行政が一体となって、イベントを開催	市民経済局 消費流通課
高齢消費者見守り支援講座	消費者被害に遭いやすい高齢者等を地域で見守る福祉関係事業者などに金融トラブル、悪質商法など消費者問題に関する講座を開催	市民経済局 消費流通課

・DV被害者

事業名称	内容	担当局・課室
「イブリアル」女性や相談室」女性のための総合相談（男女平等参画推進センター）	電話・面接による個別相談で、女性が日常生活の中で直面する悩みや不安を受け止め、性別役割的な価値観等を捉え直しながら、主体的な問題解決を目指す。	担当局・課室 総務局 男女平等参画推進室
社会福祉事務所における女性福祉相談	各社会福祉事務所に女性福祉相談員を配置し、様々な女性の相談に応じる。	子ども青少年局 子ども福祉課
配偶者暴力相談支援センター業務	配偶者からの暴力被害者の保護等のため、被害者等からの相談、自立支援等を行うもの	子ども青少年局 子ども福祉課

・児童虐待被害者

事業名称	内容	担当局・課室
なごや妊娠SO S	思いがけない妊娠等に悩む人及びその家族等が、孤立することなく、必要な支援を受けることができるよう、助産師が電話やメールによる相談を実施する。	子ども青少年局 子育て支援課
産後ケア事業（30年度まではモデル事業）	出産直後の産婦が、入院を要しない程度の心身の不調・育児不安等により育児困難感がある場合に、産婦及び乳児に対して、助産所等における宿泊または日帰りによる支援（母体ケア、乳児ケア）を実施する。	子ども青少年局 子育て支援課
産婦健康診査	産後うつの子防や新生児への虐待予防等を図る観点から、産後2週間及び産後1か月の産婦に対し、健康診査にかかる費用を助成することにより、産後の初期段階における母子を支援し妊娠期からの切れ目のない支援の充実を図る。	子ども青少年局 子育て支援課

名古屋市児童虐待から守る条例の推進	「名古屋市児童虐待から守る条例」によって児童虐待防止推進月間として定める5月、11月を中心に、児童虐待防止の講演会、オレシジリボンキャンペーンなどの広報・啓発等を実施	子ども青少年局 子ども福祉課
なごやっ子SO S	保護者、児童本人及び電話による相談を希望する者に児童虐待に関することのみならず、子育てに関する悩みや不安に関する相談を、電話により24時間・365日の体制で受け付ける電話相談事業を実施	子ども青少年局 子ども福祉課
児童相談所の体制強化	被虐待児や虐待をした親への十分なケアを実施するなど、本市の子どもの安全で健全な発達環境を保障していくために、児童福祉司の増員など児童相談所の体制を強化する。	子ども青少年局 子ども福祉課
社会福祉事務所における児童虐待等への機能強化	社会福祉事務所における子ども家庭相談の体制を強化し、児童虐待などへの対応を拡充する。	子ども青少年局 子ども福祉課
児童虐待防止における関係機関の連携	児童虐待等の問題解決のため、全市各区レベルの連絡調整、情報交換を実施するとともに、電話システムを活用して社会福祉事務所、児童相談所、保健センター等の情報共有を迅速・的確に実施	子ども青少年局 子ども福祉課
児童養護施設等に入所している児童及び退所した児童への自立支援	児童の自立を支援するため、児童養護施設などの入所児童への学習支援、児童養護施設などを退所する児童や退所した児童への就労等の自立支援を実施	子ども青少年局 子ども福祉課

・災害被災者

事業名称	内容	担当局・課室
災害時こころのケア対策	大規模な震災等に備え、①他県の被災地への派遣の際②名古屋で罹災した際それぞれの場合に適切に対応できるように体制整備を図る。	健康福祉局 障害企画課
災害時精神医療活動研修	精神保健福祉センターにおいて、関係機関職員を対象とし、大規模自然災害等の発生時等に精神医療機関の支援、被災者の心のケアができるよう研修を実施	健康福祉局 障害企画課

・複合的なリスク要因

事業名称	内容	担当局・課室
自殺対策連絡協議会	地域の自殺の特性に応じた自殺対策の取組みの方向性、自殺対策の取組みの成果の検証、自殺対策に係る連絡調整等について、関係機関・関係団体等との意見交換及び意見聴取を行う。	健康福祉局 障害企画課
自殺対策関係相談機関等ネットワーク会議	自殺対策に関する相談機関の連携強化を図るための会議を開催	健康福祉局 障害企画課
自殺対策推進本部	自殺対策に関する諸施策の調整及び推進、情報の収集及び連絡、その他自殺対策の総合的な推進のため、副市長を本部長、関係局長を本部長とする「名古屋市自殺対策推進本部」を設置	健康福祉局 障害企画課
自殺対策庁内連絡会	庁内関係部署が相互に連携するための課長級職員による「名古屋市自殺対策庁内連絡会」を設置	健康福祉局 障害企画課
地域自殺対策推進センターの設置	地域の自殺の実態把握、情報収集・分析・提供、人材育成、関係機関等の連絡調整等を行うことを目的とした地域自殺対策推進センターを設置	健康福祉局 障害企画課
自殺対策の専任職員の配置	いのちの支援を担当する専任職員を配置	健康福祉局 障害企画課

地域連携マニュアル「常備薬こころの絆創膏」の作成	保健医療福祉等関係機関が連携するためのマニュアルを作成し配布	健康福祉局 障害企画課
ウェブサイトを「こころの絆創膏」の運営	悩みに応じた相談機関の紹介、うつ病に関する知識や精神科医療に関する問答を掲載したウェブサイトを「こころの絆創膏」でまとめる「いのちのかけり」の運営	健康福祉局 障害企画課

※その他自殺防止に関する対策

事業名称	内容	担当局・課室
名古屋市犯罪被害者等支援	犯罪被害者等基本法と名古屋市犯罪被害者等支援条例に基づき、関係機関との適切な役割分担を踏まえて、総合支援窓口の設置、経済的・精神的支援、広報啓発・人材育成を柱とした、犯罪被害者等に対する支援を実施。	担当局・課室 市民経済局 地域安全推進課
各種統計分析	名古屋市衛生研究所において、本市における自殺に関連する統計の分析を実施	健康福祉局 障害企画課
毒物劇物取締事業	毒物劇物について保健衛生上必要な取り締まりをするため、毒物劇物販売業者等に対し、毒物劇物の交付制限、譲渡手続、盗難・紛失防止措置等について監視指導を実施する。	健康福祉局 環境薬務課
地下鉄の可動式ホーム柵の整備	可動式ホーム柵の設置に向けた定位置停止等のための車両改造等	交通局 電車施設課

(3) 自死遺族に対する支援

事業名称	内容	担当局・課室
自死遺族相談日	自死遺族を対象にしたところの相談(面接)を実施	健康福祉局 障害企画課 (精神保健福祉センター)
自死遺族カウンセリング	自死遺族相談を利用した方のうち、継続的なこころのケアが必要な方に、市内大学の心理学研究室等に委託し、無料カウンセリングを実施	健康福祉局 障害企画課 (精神保健福祉センター)
自死遺族向けリーフレットの作成	自死遺族等のための各種相談窓口や民間団体の連絡先等を掲載したリーフレットを作成し、遺族等が必要とする支援策にかかるとの情報を提供	健康福祉局 障害企画課
いのちの支援人材育成事業(自死遺族支援セミナー)	自死遺族に寄り添うために自死遺族の心づらさや気持ちづらさ、留意した方がよいこと等について学ぶセミナーを実施	健康福祉局 障害企画課

自殺対策に関する市民アンケート調査結果の概要

テーマ	自殺対策について
目的	悩みの相談や自殺に関する意識などの実態を把握し、自殺対策計画の策定や今後の事業実施の参考とする。
対象者	名古屋市内に在住する満 16 歳以上の方 10,000 人（無作為抽出による） ⇒ 有効回答数 4,747 人（有効回答率 47.5%）
調査期間	平成 29(2017)年 12 月 11 日～平成 30(2018)年 1 月 11 日
調査方法	郵送法による調査用紙の配付・回収
主な内容	<p>1 悩みの相談</p> <p>(1) 悩みやストレスを感じたときに、助けを求めたり、誰かに相談したりすることは恥ずかしいことだと思う人の割合は 22.2%</p> <p>(2) 不満や悩みやつらい気持ちを受け止め、耳を傾けてくれる人がいると思う人の割合は 79.2%</p> <p>(3) 深刻な悩みを抱えたときに、相談すると思う人の割合は 78.1%</p> <p>(4) 深刻な悩みを抱えたときの相談先は、家族（85.2%）、友人（48.8%）の順に回答が多い</p> <p>(5) 身近な人から「死にたい」と打ち明けられた時の対応</p> <p>① ひたすら耳を傾けて聞く 55.8%</p> <p>② 「死にたいくらい辛いんだね」と共感を示す 37.8%</p> <p>③ 「死んではいけない」と説得する 30.9%</p> <p>④ 「医師など専門家に相談した方が良い」と提案する 30.5%</p> <p>⑤ 「がんばって生きよう」と励ます 21.7%</p> <p>⑥ 「つまらないことを考えるな」と叱る 11.5%</p> <p>(6) 名古屋市こころの健康（夜間・土日）無料相談を知っている人の割合は 15.3%</p> <p>2 生きがい、居場所、精神的健康状態</p> <p>(1) 生きがいを感じている人の割合は 78.2%</p> <p>(2) 自分の居場所がないと感じている人の割合は 26.2%</p> <p>(3) 精神的健康状態が低くうつ病のスクリーニングが推奨される人の割合は 31.2%</p>

3 ゲートキーパー

- (1) 悩んでいる人のサインに気づき、声をかけ、話を聴き必要な支援につなげ見守る「ゲートキーパー」という言葉を知っていたか聞いたことがある人の割合は 8.4%
- (2) 身近な人が悩みを抱えているように見えたとき、声をかけ、話を聴こうと思うし行動できる人の割合は 39.6%、思うが行動できない人の割合は 30.0%

4 自殺念慮

- (1) これまでの人生の中で、本気で自殺したいと考えたことがある人は 22.8%
- (2) 過去に自殺したいと考えたときの乗り越え方
 - ① 趣味や仕事など他のことで気を紛らわせるように努めた... 32.2%
 - ② 家族や友人、職場の同僚など等身近な人に悩みを聞いてもらった... 29.7%
 - ③ 特に何もしなかった... 26.5%
 - ④ できるだけ休養をとるようにした... 21.6%
 - ⑤ 医師やカウンセラーなどこころの健康に関する専門家に相談した... 15.1%
 - ⑥ 弁護士や司法書士、公的機関の相談員等悩みの元となる分野の専門家に相談した... 2.1%
- (3) 最近1年以内に自殺したいと考えたことがある人の割合は 5.2%
- (4) 最近1年以内に自殺したいと考える危険因子
 - ① 生きがいを全く感じない
 - ② 「自分の居場所がない」といつも感じる
 - ③ 相談することははずかしいことだと思う

5 自死遺族

- (1) 周りに自殺で亡くなった人がいる人の割合は、35.1%
- (2) 自死遺族相談やご遺族同士の分かち合いの会が行われていることを知っている人の割合は、7.6%
- (3) 自死遺族支援としてあればよいと思うものとしては、残された子どもへの支援 (62.0%)、経済的な支援 (49.3%)、専門家による電話相談・面接相談・カウンセリング (45.8%) の順に回答が多い

6 自殺対策

- (1) 自殺予防週間を知っていた、聞いたことがある人は、32.5%、自殺対策強化月間を知っていた、聞いたことがある人は 17.7%
- (2) ウェブサイト「こころの絆創膏」を知っていた、聞いたことがある人は、15.5%
- (3) 今後求められる自殺対策としては、子どもの自殺予防 (45.2%)、様々な悩みに対応した相談窓口の設置 (42.9%)、職場におけるメンタルヘルス対策の推進 (34.2%) の順に回答が多い。

自殺対策に関する市民アンケートの集計結果

悩みやストレス、生きがい、居場所等に関することについて

問1 日常生活での悩みやストレスについてお答えください。

(1) あなたは、この1ヶ月間に日常生活で不満、悩み、苦勞、ストレスなどがありましたか。
(○は1つだけ)

- | | |
|---------------------------|-------------------------|
| 1. 大いにあった 920人 (19.4%) | 2. 多少あった 2,095人 (44.1%) |
| 3. あまりなかった 1,171人 (24.7%) | 4. まったくなかった 440人 (9.3%) |
| ☆不明 121人 (2.5%) | |

(2) あなたの不満、悩み、苦勞、ストレスはどんな内容ですか。(○はいくつでも)

- | | |
|-----------------------------|--------------------------|
| 1. 職場の人間関係 1,152人 (24.3%) | 2. 長時間労働 397人 (8.4%) |
| 3. 就職 161人 (3.4%) | 4. 失業 75人 (1.6%) |
| 5. 仕事の不振 520人 (11.0%) | 6. 中小企業経営 130人 (2.7%) |
| 7. 消費トラブル 36人 (0.8%) | 8. 借金・多重債務 115人 (2.4%) |
| 9. 金銭トラブル 134人 (2.8%) | 10. 子育て 483人 (10.2%) |
| 11. 児童虐待 9人 (0.2%) | 12. いじめ 40人 (0.8%) |
| 13. 学校での人間関係 105人 (2.2%) | 14. ひきこもり・不登校 44人 (0.9%) |
| 15. 家族・親族関係の不和 608人 (12.8%) | 16. 家族の介護 397人 (8.4%) |
| 17. 高齢者虐待 30人 (0.6%) | 18. 性差別 20人 (0.4%) |
| 19. DV被害 25人 (0.5%) | 20. 障害福祉サービス 39人 (0.8%) |
| 21. 障害者虐待 17人 (0.4%) | 22. 障害者差別 29人 (0.6%) |
| 23. 身近な人の死 305人 (6.4%) | 24. 孤独 271人 (5.7%) |
| 25. 自分の病気 691人 (14.6%) | 26. その他 679人 (14.3%) |
| ☆不明 836人 (17.6%) | |

問2 あなたは悩みやストレスを感じたときに、助けを求めたり、誰かに相談したりすることは恥ずかしいことだと思いますか。(○は1つだけ)

- | | |
|---------------------------------|----------------------------|
| 1. そう思う 235人 (5.0%) | 2. どちらかというと思う 817人 (17.2%) |
| 3. どちらかというとは思わない 1,351人 (28.5%) | |
| 4. そうは思わない 2,284人 (48.1%) | ☆不明 60人 (1.3%) |

問3 あなたの不満や悩みやつらい気持ちを受け止め、耳を傾けてくれる人はいると思いますか。
(○は1つだけ)

- | | |
|------------------------------|------------------------------|
| 1. そう思う 2,297人 (48.4%) | 2. どちらかというと思う 1,460人 (30.8%) |
| 3. どちらかというとは思わない 323人 (6.8%) | |
| 4. そうは思わない 242人 (5.1%) | 5. わからない 360人 (7.6%) |
| ☆不明 65人 (1.4%) | |

問4 必要なとき、あなたに物質的・金銭的な支援をしてくれる人はいると思いますか。
(○は1つだけ)

- | | |
|-------------------------------|------------------------------|
| 1. そう思う 1,685人 (35.5%) | 2. どちらかというと思う 1,369人 (28.8%) |
| 3. どちらかというとは思わない 498人 (10.5%) | |
| 4. そうは思わない 576人 (12.1%) | 5. わからない 548人 (11.5%) |
| ☆不明 71人 (1.5%) | |

問5 深刻な悩みを抱えたときに、あなたは誰かに(どこかに)相談すると思いますか。
(○は1つだけ)

- | | |
|------------------------|-----------------------|
| 1. 相談する 3,706人 (78.1%) | 2. 相談しない 790人 (16.6%) |
| ☆不明 251人 (5.3%) | |

問6 <問5で「1. 相談する」と回答した方におたずねします。>

深刻な悩みを抱えたとき、あなたは誰に(どこに)相談しますか。(○はいくつでも)(N=3,706)

- | | |
|---------------------------|------------------------|
| 1. 家族 3,159人 (85.2%) | 2. 友人 1,809人 (48.8%) |
| 3. 職場の上司や同僚 515人 (13.9%) | 4. 先生、恩師 120人 (3.2%) |
| 5. 医療機関 473人 (12.8%) | 6. 民間の相談窓口 194人 (5.2%) |
| 7. 公的機関の相談窓口 566人 (15.3%) | 8. その他 109人 (2.9%) |
| ☆不明 5人 (0.1%) | |

問7 あなたは、深刻な悩みを抱えたとき、どのような相談の機会があればよいと思いますか。
(○はいくつでも)

- | | |
|--|--|
| 1. 専門家による面接相談 1,571人 (33.1%) | |
| 2. 専門家による電話相談 1,279人 (26.9%) | |
| 3. 専門家による電子メール相談 675人 (14.2%) | |
| 4. 専門家の訪問による相談 409人 (8.6%) | |
| 5. 同じ悩みや不安を抱える人たちの集まり 909人 (19.1%) | |
| 6. 平日の夜間や土日などの相談 734人 (15.5%) | |
| 7. ショッピングセンターなどの身近な場所での相談会 315人 (6.6%) | |
| 8. その他 119人 (2.5%) | |
| 9. 相談の機会に関心はない(必要ではない) 522人 (11.0%) | |
| 10. わからない 648人 (13.7%) | |
| ☆不明 478人 (10.1%) | |

問8 本市の次の行政機関に「こころの病気」に関する相談窓口があることを、あなたはお存じでしたか。(〇は1つだけ)

(1)名古屋市精神保健福祉センターこころぼ	
1. 知っていた 440人 (9.3%) ☆不明 204人 (4.3%)	2. 知らなかった 4,103人 (86.4%)
(2)各区の保健所	
1. 知っていた 1,067人 (22.5%) ☆不明 239人 (5.0%)	2. 知らなかった 3,441人 (72.5%)

問9 あなたは、次の相談機関等をお存じでしたか。
(この質問については、(1)~(24)のそれぞれの項目について、あてはまるもの1つに〇をつけてください。)

分野	名称
労働	(1)愛知労働局 総合労働相談コーナー 労働問題に関する相談
	1. 知っている 1,100人 (23.2%) 2. 知らない 3,271人 (68.9%) ☆不明 376人 (7.9%)
	(2)名古屋市市民相談室 労働相談 労働問題に関する相談
	1. 知っている 882人 (18.6%) 2. 知らない 3,492人 (73.6%) ☆不明 373人 (7.9%)
	(3)なごやジョブサポートセンター 就職に関する相談
	1. 知っている 590人 (12.4%) 2. 知らない 3,741人 (78.8%) ☆不明 416人 (8.8%)
	(4)なごや若者サポートステーション 若者の就労に関する相談
1. 知っている 397人 (8.4%) 2. 知らない 3,896人 (82.1%) ☆不明 454人 (9.6%)	
消費トラブル ・多重債務	(5)名古屋市消費生活センター 消費生活・サラ金・多重債務に関する相談
	1. 知っている 2,828人 (59.6%) 2. 知らない 1,613人 (34.0%) ☆不明 306人 (6.4%)
	(6)法テラス 金銭問題、その他法律相談
	1. 知っている 1,329人 (28.0%) 2. 知らない 2,984人 (62.9%) ☆不明 434人 (9.1%)

子ども・若者	(7)各区保健所 子育て総合相談窓口 子育てに関する相談	1. 知っている 2,307人 (48.6%) 2. 知らない 2,040人 (43.0%) ☆不明 400人 (8.4%)	
	(8)児童相談所 児童についての悩みや児童虐待等の相談	1. 知っている 3,033人 (63.9%) 2. 知らない 1,319人 (27.8%) ☆不明 395人 (8.3%)	
	(9)ハートフレンドなごや 子どものいじめや発達など教育・養育に関する相談	1. 知っている 1,127人 (23.7%) 2. 知らない 3,146人 (66.3%) ☆不明 474人 (10.0%)	
	(10)名古屋市子ども・若者総合相談センター 子どもや若者(39歳まで)の悩みごとに関する相談	1. 知っている 387人 (8.2%) 2. 知らない 3,863人 (81.4%) ☆不明 497人 (10.5%)	
	(11)少年サポートセンター名古屋 少年・少女の非行、学校、交友等の悩みに関する相談	1. 知っている 420人 (8.8%) 2. 知らない 3,773人 (79.5%) ☆不明 554人 (11.7%)	
	高齢者	(12)いきいき支援センター(地域包括支援センター) 高齢者の介護などに関する相談	1. 知っている 2,253人 (47.5%) 2. 知らない 2,211人 (46.6%) ☆不明 283人 (6.0%)
		(13)名古屋市高齢者虐待相談センター 高齢者虐待に関する相談	1. 知っている 738人 (15.5%) 2. 知らない 3,602人 (75.9%) ☆不明 407人 (8.6%)
		女性	(14)イーブルなごや(男女平等参画推進センター) 女性が直面する問題に関する相談
	(15)名古屋市配偶者暴力相談支援センター DV被害に関する相談		1. 知っている 592人 (12.5%) 2. 知らない 3,625人 (76.4%) ☆不明 530人 (11.2%)
	男性		(16)名古屋市男性相談 男性が抱える悩みごとに関する相談

障害者	(17)名古屋市障害者基幹相談支援センター 障害福祉サービスの利用などに関する相談	
	1. 知っている 765人 (16.1%)	2. 知らない 3,513人 (74.0%)
	☆不明 469人 (9.9%)	
	(18)名古屋市障害者虐待相談センター 障害者虐待に関する相談	
	1. 知っている 499人 (10.5%)	2. 知らない 3,752人 (79.0%)
	☆不明 496人 (10.4%)	
経営	(19)名古屋市障害者差別相談センター 障害者差別に関する相談	
	1. 知っている 380人 (8.0%)	2. 知らない 3,842人 (80.9%)
	☆不明 525人 (11.1%)	
	(20)名古屋商工会議所 中小企業の経営等に関する相談	
	1. 知っている 2,443人 (51.5%)	2. 知らない 1,846人 (38.9%)
	☆不明 458人 (9.6%)	
こころの健康	(21)名古屋市中心企業振興センター 中小企業の経営等に関する相談	
	1. 知っている 1,879人 (39.6%)	2. 知らない 2,382人 (50.2%)
	☆不明 486人 (10.2%)	
こころの健康	(22)名古屋市こころの健康 (夜間・土日) 無料相談 こころの健康に関する相談	
	1. 知っている 724人 (15.3%)	2. 知らない 3,595人 (75.7%)
☆不明 428人 (9.0%)		
仕事・生活	(23)名古屋市仕事・暮らし自立サポートセンター 仕事や生活、不安、困りごとなど様々な悩みに関する相談	
	1. 知っている 593人 (12.5%)	2. 知らない 3,717人 (78.3%)
☆不明 437人 (9.2%)		
様々な悩み	(24)名古屋いのちの電話 悩みごとに関する相談	
	1. 知っている 1,922人 (40.5%)	2. 知らない 2,430人 (51.2%)
☆不明 395人 (8.3%)		

問10 本市では悩みを抱えている方へ、様々な相談窓口や自助グループ等の情報を提供するサイト「こころの絆創膏 (ばんそうこう) ~絆でまもるいのちのあかり~」を開設しています。あなたは、ウェブサイト「こころの絆創膏~絆でまもるいのちのあかり~」をご存じでしたか。(〇は1つだけ)

- | |
|--|
| 1. 知っていた 180人 (3.8%) |
| 2. 内容は知らなかったが、「こころの絆創膏」という言葉は聞いたことがある 554人 (11.7%) |
| 3. 知らなかった(「こころの絆創膏」という言葉を聞いたことがない) 3,860人 (81.3%) |
| ☆不明 153人 (3.2%) |

問11 本市では、「いのちの支援広報キャラクター」として「うさじ」や「ぴよ吉」をはじめとしたキャラクターを活用し、各種啓発を実施しています。

あなたは、「いのちの支援広報キャラクター」をご存じでしたか。(〇は1つだけ)

- | | |
|---|---------------|
| 1. 知っていた(「いのちの支援広報キャラクター」であることも含め) | 138人(2.9%) |
| 2. 見たことはあるが「いのちの支援広報キャラクター」であることは知らなかった | 313人(6.6%) |
| 3. 知らなかった(見たことがない) | 4,151人(87.4%) |
| ☆不明 | 145人(3.1%) |

問12 本市内で自死遺族相談やご遺族同士の分かち合いの会が行われていることを知っていますか。(〇は1つだけ)

- | | | | |
|----------|------------|-----------|---------------|
| 1. 知っていた | 362人(7.6%) | 2. 知らなかった | 4,261人(89.8%) |
| ☆不明 | 124人(2.6%) | | |

問13 あなたは、現在、どの程度生きがい(喜びや楽しみ)を感じていますか。(〇は1つだけ)

- | | | | |
|--------------|---------------|---------------|---------------|
| 1. 十分感じている | 1,787人(37.6%) | 2. 多少感じている | 1,927人(40.6%) |
| 3. あまり感じていない | 584人(12.3%) | 4. まったく感じていない | 148人(3.1%) |
| 5. わからない | 194人(4.1%) | ☆不明 | 107人(2.3%) |

問14 あなたは、普段の生活の中で「自分の居場所がない」と感じることはありませんか。(〇は1つだけ)

- | | | | |
|------------|---------------|-------------|---------------|
| 1. いつも感じる | 182人(3.8%) | 2. たまに感じる | 1,061人(22.4%) |
| 3. あまり感じない | 1,644人(34.6%) | 4. まったく感じない | 1,762人(37.1%) |
| ☆不明 | 98人(2.1%) | | |

問15 以下の(1)から(5)までの各項目について、最近2週間のあなたの状態にもっとも近いものはどれですか。(〇は1つだけ)

(1)	明るく、楽しい気分で過ごした。		
1.	いつも 490人(10.3%)	2.	ほとんどいつも 655人(13.8%)
3.	半分以上の期間を 1,676人(35.3%)	4.	半分以下の期間を 1,180人(24.9%)
5.	ほんのたまに 372人(7.8%)	6.	まったくない 118人(2.5%)
☆不明	256人(5.4%)		
(2)	落ち着いた、リラックスした気分で過ごした。		
1.	いつも 488人(10.3%)	2.	ほとんどいつも 699人(14.7%)
3.	半分以上の期間を 1,610人(33.9%)	4.	半分以下の期間を 1,162人(24.5%)
5.	ほんのたまに 354人(7.5%)	6.	まったくない 160人(3.4%)
☆不明	274人(5.8%)		

(3)	意欲的で、活動的に過ごした。	
1.	いつも 522人 (11.0%)	2. ほとんどいつも 749人 (15.8%)
3.	半分以上の期間を 1,512人 (31.9%)	4. 半分以下の期間を 1,008人 (21.2%)
5.	ほんのたまに 394人 (8.3%)	6. まったくない 248人 (5.2%)
	☆不明 314人 (6.6%)	
(4)	ぐっすりと休め、気持ちよくめざめた。	
1.	いつも 591人 (12.4%)	2. ほとんどいつも 815人 (17.2%)
3.	半分以上の期間を 1,318人 (27.8%)	4. 半分以下の期間を 950人 (20.0%)
5.	ほんのたまに 460人 (9.7%)	6. まったくない 306人 (6.4%)
	☆不明 307人 (6.5%)	
(5)	日常生活の中に、興味のあることがたくさんあった。	
1.	いつも 787人 (16.6%)	2. ほとんどいつも 740人 (15.6%)
3.	半分以上の期間を 1,359人 (28.6%)	4. 半分以下の期間を 847人 (17.8%)
5.	ほんのたまに 416人 (8.8%)	6. まったくない 291人 (6.1%)
	☆不明 307人 (6.5%)	

※問15の結果から分析できる、うつ傾向の判定

1. 精神的健康状態が低く、うつ病のスクリーニングが推奨される人 1,483人 (31.2%)
2. うつ疑いなしの人 2,893人 (60.9%) ☆不明 371人 (7.8%)

自殺対策や自殺に関する意識等について

問16 本市では、毎年300人を超える方が自殺で亡くられています。このように多くの方が自殺で亡くなっていることを、あなたはご存じでしたか。(〇は1つだけ)

1. 知っていた 1,340人 (28.2%)
 2. 知らなかった 3,302人 (69.6%)
- ☆不明 105人 (2.2%)

問17 毎年9月10日から16日までの一週間が「自殺予防週間」であることを、あなたはご存じでしたか。(〇は1つだけ)

1. 知っていた 301人 (6.3%)
2. 内容は知らなかったが、言葉は聞いたことがある 1,244人 (26.2%)
3. 知らなかった 3,106人 (65.4%) ☆不明 96人 (2.0%)

問18 毎年3月が「自殺対策強化月間」であることを、あなたはご存じでしたか。(〇は1つだけ)

1. 知っていた 174人 (3.7%)
2. 内容は知らなかったが、言葉は聞いたことがある 665人 (14.0%)
3. 知らなかった 3,804人 (80.1%) ☆不明 104人 (2.2%)

問19 どうしようもない困難に陥った人は、自殺をしてもやむを得ないと思いますか。

(○は1つだけ)

1. そう思う 277人 (5.8%)
2. どちらかというと思う 569人 (12.0%)
3. どちらかというとは思わない 1,024人 (21.6%)
4. そうとは思わない 2,741人 (57.7%) ☆不明 136人 (2.9%)

問20 あなたは、もしも身近な人から「死にたい」と打ち明けられたら、どう対応するのが良いと思いますか。(○はいくつでも)

1. 相談に乗らない、もしくは話題を変える 94人 (2.0%)
2. 「死んではいけない」と説得する 1,468人 (30.9%)
3. 「つまらないことを考えるな」と叱る 547人 (11.5%)
4. 「がんばって生きよう」と励ます 1,030人 (21.7%)
5. 「死にたいくらい辛いんだね」と共感を示す 1,796人 (37.8%)
6. 「医師など専門家に相談した方が良い」と提案する 1,448人 (30.5%)
7. ひたすら耳を傾けて聞く 2,651人 (55.8%)
8. その他 276人 (5.8%)
9. わからない 427人 (9.0%)
- ☆不明 90人 (1.9%)

問21 「ゲートキーパー」という言葉を、あなたはご存じでしたか。(○は1つだけ)

1. 内容まで知っていた 96人 (2.0%)
2. 内容は知らなかったが、言葉は聞いたことがある 304人 (6.4%)
3. 知らなかった 4,257人 (89.7%)
- ☆不明 90人 (1.9%)

問22 もし仮に、あなたの身近な人が何か悩みを抱えているように見えたとき、あなたは、その人の助けになろうと、声をかけ、話を聴こうと思いますか。(○は1つだけ)

1. 思うし行動できる 1,878人 (39.6%)
2. 思うが行動できない 1,425人 (30.0%)
3. どちらともいえない 1,233人 (26.0%)
4. 思わない 114人 (2.4%)
- ☆不明 97人 (2.0%)

問23 あなたの周りに自殺で亡くなられた方はいらっしゃいますか。(○はいくつでも)

1. 同居の親族(家族) 102人 (2.1%)
2. 1. 以外の親族 533人 (11.2%)
3. 友人 323人 (6.8%)
4. 恋人 4人 (0.1%)
5. 職場関係者 307人 (6.5%)
6. 近所の人 309人 (6.5%)
7. その他 457人 (9.6%)
8. いない 2,972人 (62.6%)
- ☆不明 108人 (2.3%)

問24 大切な人を自殺で亡くした遺族の支援について、どのようなものがあればよいと思いますか。

(〇はいくつでも)

1. 遺族の集い(自由に話せる場) 1,676人(35.3%)
 2. 専門家による電話相談・面接相談・カウンセリング 2,174人(45.8%)
 3. 相続などの事務手続きをサポートする人 1,542人(32.5%)
 4. 残された子どもへの支援(こころのケア、教育費などの経済的な支援 等) 2,942人(62.0%)
 5. 経済的な支援(税金の控除、生活費の支援 等) 2,342人(49.3%)
 6. 法的な支援(借金、相続の問題 等) 1,849人(39.0%)
 7. 自殺にまつわる誤解や偏見をなくすための啓発 1,012人(21.3%)
 8. その他 81人(1.7%)
 9. わからない 723人(15.2%)
- ☆不明 133人(2.8%)

問25 あなたはこれまでの人生の中で、本気で自殺したいと考えたことがありますか。(〇は1つだけ)

1. 自殺したいと思ったことがある 1,083人(22.8%)
 2. 自殺したいと思ったことがない 3,419人(72.0%)
- ☆不明 245人(5.2%)

問26 <問25で「1. 自殺したいと思ったことがある」と答えた方に質問します。>

(1) そのように考えたとき、どのようにして乗り越えましたか。(〇はいくつでも)(N=1,083)

1. 家族や友人、職場の同僚など身近な人に悩みを聞いてもらった 322人(29.7%)
 2. 医師やカウンセラーなどこころの健康に関する専門家に相談した 164人(15.1%)
 3. 弁護士や司法書士、公的機関の相談員等、悩みの元となる分野の専門家に相談した 23人(2.1%)
 4. できるだけ休養をとるようにした 234人(21.6%)
 5. 趣味や仕事など他のことで気を紛らわせるように努めた 349人(32.2%)
 6. その他 214人(19.8%)
 7. 特に何もしなかった 287人(26.5%)
- ☆不明 7人(0.6%)

(2) 最近1年以内に、自殺したいと思ったことがありますか。(〇は1つだけ)(N=1,083)

1. はい 249人(23.0%)
 2. いいえ 816人(75.3%)
- ☆不明 18人(1.7%)

【参考】

(2) 最近1年以内に、自殺したいと思ったことがありますか。(〇は1つだけ)(N=4,747)

1. はい 249人(5.2%)
 2. いいえ 4,235人(89.2%)
- ☆不明 263人(5.5%)

問27 今後求められるものとして、どのような自殺対策が必要になると思いますか。

(〇はいくつでも)

1. 自殺の実態を明らかにする調査・分析 1,180人(24.9%)
2. 様々な分野におけるゲートキーパーの養成 1,476人(31.1%)
3. 地域やコミュニティを通じた見守り・支え合い 1,614人(34.0%)
4. 様々な悩みに対応した相談窓口の設置 2,037人(42.9%)
5. 危険な場所、薬品等の規制等 847人(17.8%)
6. 自殺未遂者の支援 1,060人(22.3%)
7. 自殺対策に関わる民間団体の支援 585人(12.3%)
8. 自殺に関する広報・啓発 617人(13.0%)
9. 職場におけるメンタルヘルス対策の推進 1,700人(35.8%)
10. 子どもの自殺予防 2,146人(45.2%)
11. インターネットにおける自殺対策関連情報の提供 713人(15.0%)
12. 自死遺族等の支援 879人(18.5%)
13. 適切な精神科医療体制の整備 1,391人(29.3%)
14. その他 315人(6.6%)
- ☆不明 348人(7.3%)

問28 「自殺予防」や「自死遺族支援」について、ご意見がありましたらご記入ください。

あなたご自身のことについて

問29 あなたの性別は。(〇は1つだけ)

- | | |
|-------------------|--------------------|
| 1. 男 2027人(42.7%) | 2. 女 2,684人(56.5%) |
| 3. その他 8人(0.2%) | ☆不明 28人(0.6%) |

問30 あなたの年齢は。(〇は1つだけ)

- | | |
|---------------------|---------------------|
| 1. 10歳代 163人(3.4%) | 2. 20歳代 390人(8.2%) |
| 3. 30歳代 596人(12.6%) | 4. 40歳代 782人(16.5%) |
| 5. 50歳代 790人(16.6%) | 6. 60歳代 843人(17.8%) |
| 7. 70歳代 764人(16.1%) | 8. 80歳以上 394人(8.3%) |
| ☆不明 25人(0.5%) | |

問31 何区にお住まいですか。(〇は1つだけ)

- | | |
|---------------------|---------------------|
| 1. 千種区 359人 (7.6%) | 2. 東区 126人 (2.7%) |
| 3. 北区 331人 (7.0%) | 4. 西区 324人 (6.8%) |
| 5. 中村区 278人 (5.9%) | 6. 中区 147人 (3.1%) |
| 7. 昭和区 242人 (5.1%) | 8. 瑞穂区 238人 (5.0%) |
| 9. 熱田区 134人 (2.8%) | 10. 中川区 442人 (9.3%) |
| 11. 港区 268人 (5.6%) | 12. 南区 296人 (6.2%) |
| 13. 守山区 340人 (7.2%) | 14. 緑区 536人 (11.3%) |
| 15. 名東区 347人 (7.3%) | 16. 天白区 310人 (6.5%) |
| ☆不明 29人 (0.6%) | |

問32 現在、あなたと同居している家族すべてに〇を付けてください。一人暮らしの方(単身赴任を含む)は「1. なし」に〇を付けて下さい。

- | | |
|---------------------------|------------------------|
| 1. なし(一人暮らし) 703人 (14.8%) | 2. 配偶者 2,879人 (60.6%) |
| 3. 子ども 1,971人 (41.5%) | 4. 子どもの配偶者 153人 (3.2%) |
| 5. 孫 189人 (4.0%) | 6. 親 883人 (18.6%) |
| 7. 兄弟姉妹 379人 (8.0%) | 8. 祖父母 116人 (2.4%) |
| 9. その他 100人 (2.1%) | ☆不明 38人 (0.8%) |

問33 あなたのご職業は何ですか。(〇は1つだけ)

- | | |
|--|--------------------------|
| 1. 勤めている(常勤) 1,566人 (33.0%) | |
| 2. 勤めている(パート・アルバイト) 760人 (16.0%) | |
| 3. 自由業(個人で、自分の専門知識や技術を生かした職業に従事) 102人 (2.1%) | |
| 4. 自営業(事業経営・個人商店など) 318人 (6.7%) | |
| 5. 専業主婦・主夫 670人 (14.1%) | 6. 学生 242人 (5.1%) |
| 7. 無職(求職中) 81人 (1.7%) | 8. 無職(7を除く) 898人 (18.9%) |
| 9. その他 53人 (1.1%) | ☆不明 57人 (1.2%) |

問34 配偶者について該当するものに〇を付けて下さい。(〇は1つだけ)

- | | |
|------------------------------|--------------------|
| 1. 既婚(事実婚を含む) 2,958人 (62.3%) | 2. 未婚 944人 (19.9%) |
| 3. 死別 409人 (8.6%) | 4. 離別 277人 (5.8%) |
| ☆不明 159人 (3.3%) | |

自殺対策に関する調査研究事業（名古屋市）

総括研究報告書

名古屋市における自殺対策に関する調査研究

研究代表者 森山 花鈴

南山大学社会倫理研究所 第一種研究所員／法学部 講師

研究要旨

本調査研究では、名古屋市と他都市における自殺の現状および自殺対策事業の分析を行い、①名古屋市にみられる自殺の傾向と②自殺対策事業の特徴を解明すること、③他都市の先進事例も踏まえ、④名古屋市における効果的な対策・自殺対策の目標設定や効果測定手法、⑤自殺対策事業の成果指標や評価方法について明らかにすることを目的とした。

調査としては、(1) 名古屋市・他都市における自殺者数の統計調査（上記①）、(2) 名古屋市と他都市における自殺対策事業調査（上記②、③、④および⑤）、(3) 支援者に対する自殺予防支援のニーズに関する予備的調査（上記④）、(4) 学生の自殺行為に対応する大学職員が抱える困難感についての検討（上記④および⑤）、(5) 自殺ハイリスク者等支援研修会への参加が受講者の自殺対策関連スキルの向上に及ぼす影響の調査（上記④および⑤）を実施した。

研究者氏名・所属研究機関名および所属研究機関における職名

研究代表者	森山 花鈴	南山大学社会倫理研究所 第一種研究所員	(公共政策学)
研究分担者	田中 美帆	神戸大学大学院人間発達環境学研究科 研究員	(心理学)
研究分担者	辻本 耐	長栄学園木島幼稚園 心理発達相談員	(心理学)
研究分担者	平野 孝典	桃山学院大学社会学部 専任講師	(社会学)
研究分担者	樋口 麻里	大阪大学人間科学研究科 助教	(社会学)
研究協力者	奥田 太郎	南山大学社会倫理研究所 第一種研究所員	(哲学・倫理学)
研究協力者	竈橋 一輝	南山大学社会倫理研究所 第一種研究所員	(経済学)
研究協力者	勝又陽太郎	新潟県立大学人間生活学部 講師	(心理学)
研究協力者	川島 大輔	中京大学心理学部 准教授	(心理学)
研究協力者	阪本 俊生	南山大学経済学部 教授	(社会学)

(五十音順)

A. 研究目的

2016年に自殺対策基本法が改正され、市町村における自殺対策の計画策定が義務付けられることとなった。そのため、名古屋市においても改めて平成30年度中に計画を策定する必要がでてきている。

効果的な自殺対策のためには、他都市との比較も行った上で、名古屋市の現状を踏まえた自殺対策、そして計画策定が必要となる。そのため、本調査研究では、まず名古屋市と他都市における自殺の現状および自殺対策事業の分析を行い、①名古屋市にみられる自殺の傾向と②自殺対策事業の特徴を解明する。その上で、③他都市の先進事例も踏まえ、最終的に④名古屋市における効果的な対策・自殺対策の目標設定や効果測定手法、⑤自殺対策事業の成果指標や評価方法について明らかにし、さらには名古屋市の自殺対策に特化した計画の策定のための提言を行うことを目的とする。

B. 研究方法

今回は、主に以下の調査を実施した。

1. 名古屋市・他都市における自殺者数の統計調査（上記①）
2. 自治体へのインタビュー調査および自死遺族支援調査（上記②、③、④および⑤）
3. 自殺予防支援のニーズに関する予備的調査——支援者への聞き取り調査から（上記④）

4. 学生の自殺行為に対応する大学職員が抱える困難感についての検討（上記④および⑤）
5. 自殺ハイリスク者等支援研修会への参加が受講者の自殺対策関連スキルの向上に及ぼす影響の調査（上記④および⑤）

これらに加え、有識者からのヒアリングを実施（社会倫理研究プラットフォーム）し、助言等も参考にした。

C. 研究結果（分担研究研究要旨より抜粋）

1. 名古屋市・他都市における自殺者数の統計調査

名古屋市と他都市の自殺動向を比較し、名古屋市の自殺動向の特徴を検討した。比較対象は全国および、東京都特別区、横浜市、京都市、大阪市、神戸市（旧六大都市）である。分析には厚生労働省の「地域における自殺対策のための基礎資料（自殺日・住所地）」を用いた。分析期間は2009年から2016年である。分析の結果、全国や他都市と比較すると、名古屋市の自殺者数の減少は緩やかであることが明らかになった。さらに詳細に分析すると、この傾向は、「単身世帯」「被雇用者・勤め人」「主婦」「自殺未遂歴あり」など特定の層で顕著であることがわかった。自殺未遂者については、支援策を実施している地域では自殺者数の減少が報告されている。ここから、名古屋市の自殺者数をさらに減少させるためには、自殺未遂者の実態調査や支援策の拡充が重

要であるということが示唆された。

2. 名古屋市と他都市における自殺対策事業

本調査では、名古屋市と他都市（特に政令指定都市）の自殺対策事業を比較し、先進事例をもとに名古屋市における効果的な自殺対策の在り方について検討した。調査対象地としては、政令指定都市の中で横浜市、京都市、大阪市、神戸市（旧六大都市）を中心に、名古屋市と人口規模の近い札幌市や、特定の層の自殺死亡率について名古屋市と似た特徴を持つ自治体や先進的な事業を実施している自治体として千葉市、川崎市、堺市、北九州市、そして自殺死亡率が比較的低い傾向のある石川県において調査を実施した。また、自殺対策事業には自殺未遂者支援と自死遺族支援も重要であることから、自殺多発地域において自殺予防活動を実施している民間団体関係者および自死遺族支援を行う団体関係者にもインタビュー調査を実施し、名古屋市において行うべき自殺予防・自死遺族支援に係る自殺対策事業について検討した。

その結果、自殺未遂歴ありの自殺者数が減少している地域では自殺未遂者支援のための事業が充実していること、普及啓発事業についても地道な活動が重要であること、自死遺族支援については団体間の交流事業等が有益である可能性があることなどが明らかになった。

3. 自殺予防支援のニーズに関する予備的調査——支援者への聞き取り調査から自殺予防支援や自殺対策を考える上では、

実際に支援に関わる人々（専門職者）がどのような支援を必要と考えているのかをまず把握することが肝要である。そこで本研究では、弁護士（2名）、スクールソーシャルワーカー（1名）、精神科医（2名）、臨床心理士（1名）、いのちの電話相談員（1名）の計7名を対象として、半構造化面接による聞き取り調査を行った。聞き取り調査では、支援における困難や「自殺のサイン」についての臨床経験について主に尋ねた。その結果、次の点が示唆された。いずれの対象者においても、支援者が自殺企図者の「自殺のサイン」に気がつくことはなかった。また、自殺を企図するきっかけには、学校や家庭、社会のどこにも居場所がないことが影響していることが示唆された。そうした状況にある自殺企図者（被支援者）に対する支援として、多職種・多機関の連携の重要性が訴えられていた。これらの調査結果から、自殺予防支援としてはSOSの発信は自殺のリスクが極めて高い人には難しいため、悩みが深刻になる前に様々なサービスが連携することで被支援者が居場所を得られやすくすること、そして円滑な連携を促すための連携をとりまとめるコーディネーター部門の構築が必要であることが示唆された。

4. 学生の自殺行為に対応する大学職員が抱える困難感についての検討

大学職員を対象に調査を行い、学生の自殺対応に際しての困難感について検討することであった。名古屋市内の大学において学生支援を担当している大学職員を対象としたセミナーにおいて質問紙調査を実施し、

最終的に 19 名を分析対象とした。その結果、大学職員の多くが過去に自傷・自殺対応を経験していたこと、精神医学的・心理学的な資格の有無によって、困難を感じる対応に違いがあることが示された。そして、たとえ専門的な知識や訓練を受けていたとしても、リスク評価や介入方法といった対応において困難を感じる傾向にあることが明らかとなった。

5. 自殺ハイリスク者等支援研修会への参加が受講者の自殺対策関連スキルの向上に及ぼす影響の調査（効果検証）

名古屋市で実施された自殺ハイリスク者等支援研修会によって受講者の自殺対策関連スキルが向上するかについて検討した。2017年に名古屋市で開催された自殺ハイリスク者等支援研修会に参加した 88 名に質問紙調査を実施し、そのうち研修前後のデータがそろっていた 51 名 ($M = 44.86$ 歳, $SD = 11.33$) を分析対象とした。その結果、自殺の危機介入スキルのうち研修の前後でクライアントの否定的感情や表現をまず肯定しようとする応答や自殺予防に対する自信が研修後に上昇すること、自殺予防に対する否定的態度が低下することが明らかになった。また、自殺の危機介入スキルのうちクライアントの思考や感情の変更を求めるとかかわりや自殺予防に対する自信は、精神医療に関わる資格を持つ人の方が持たない人よりも高いことが明らかになった。これらの結果から、本研修には、自殺対策関連スキルを上昇させる効果が認められることが示唆された。

なお、これらに加え、関係者に対する調査（社会倫理研究プラットフォーム）を行った。

D. 考察と結論

①名古屋市にみられる自殺の傾向については、全国的に見て名古屋市は自殺死亡率自体は低い傾向にある。ただし、「単身世帯」「被雇用者・勤め人」「主婦」「自殺未遂歴あり」の自殺者数の減少が他都市に比べて緩やかである。

②名古屋市における自殺対策事業の特徴については、他都市に比べ予算規模も大きく、研修会の参加者人数も多い。ただし、自殺未遂者支援事業については他都市に比べて比較的事業が充実していないことが判明した。

③他都市における自殺対策事業先進事例については、自殺未遂歴ありの自殺が減少しているのは、横浜市、大阪市などである。神奈川県・大阪府は自殺未遂者支援に力を入れており、減少している可能性がある。

主婦層は他都市も対応を検討中であり、被雇用者・勤め人の自殺予防についてはウェブ活用も含め企業の協力が不可欠である。一部自治体は商工会議所と連携しているため、名古屋市役所内の他機関との連携の可能性を探る必要がある。また、SOS の出し方教育については、政令指定都市レベルだと学校の数が多く、保健師の介入モデルは限界があるため、教員の協力が不可欠である。また、自殺が目前に迫った状態での「自殺のサイン」は本人が発することが少ないため、それ以前に支援先の充実が必要である。

④効果的な対策と自殺対策の目標設定等については、名古屋市の自殺死亡率について10年間で30%減を目指すことは、これまでの自殺死亡率を考えると現実的でない可能性がある。また、目標値に利用する際には、警察庁の統計は都市ごとにも変動があるため、人口動態統計の利用が適切だと思われる。他都市は単年度ではなく、数年間の平均を用いている場合もあり、目標値については、自殺死亡率だけでなく、ゲートキーパー養成講習会受講者数等も候補として挙げられるのではないかと。

⑤自殺対策事業の成果指標・評価方法については、他都市でも多くはこれから評価方法が検討されるが、研修会参加前後でのアンケート調査、可能であればフィードバック調査の実施を検討しても良いのではないかと。研修会の参加は他都市では参加者数が集まらない場合もあるが、参加者人数だけではない質的な評価が必要だと考えられる。

名古屋市の自殺者数をさらに減少させるためには、まずは庁内の職員に対する研修会を充実させること、そして衛生研究所などすでに統計部門の解析を実施している部署を活用しデータを用いた自殺対策の実施を行うことが重要である。

そして事業としては自殺未遂者の実態調査や支援策の拡充が重要である。また、政府の推進する「SOSの出し方教育」については、政令指定都市の状況を鑑み、人口規模・学校数に応じた対応が求められる。自死遺族支援については、分かち合いの会の運営場所の確保や団体間の交流事業の支援

等が考えられる。

計画策定に際し、自殺対策の目標設定については、人口動態統計を利用し、適切な目標値を設定することが望まれ、自殺対策事業の成果指標・評価方法については研修会の効果測定等の実施、事業に対する質的評価の検討が期待される。

いのちの支援なごやプランの策定経過

1 自殺対策基本法 [平成 18(2006)年施行 平成 28(2016)年改正法施行]

(主な内容)

第2条 (基本理念)

自殺対策は生きることの包括的な支援として、全ての人がかげがえのない個人として尊重されるとともに、生きる力を基礎として生きがいや希望を持って暮らすことができるよう、その妨げとなる諸要因の解消に資するための支援とそれを支えかつ促進するための環境の整備充実が幅広くかつ適切に図られることを旨として、実施されなければならない。

第13条 (自殺対策計画等)

市町村は、自殺対策大綱及び都道府県自殺対策計画並びに地域の実情を勘案して、当該市町村の区域内における自殺対策についての計画 (市町村自殺対策計画)を定めるものとする。

2 自殺総合対策大綱の改定 [平成 29(2017)年 7月 閣議決定]

(主な内容)

- ・基本理念 「生きることの阻害要因」を減らし「生きることの促進要因」を増やすことを通じて、社会全体の自殺リスクを低下させる。
- ・基本方針
 - 1 生きることの包括的な支援として推進する
 - 2 関連施策との有機的な連携を強化して総合的に取り組む
 - 3 対応の段階に応じてレベルごとの対策を効果的に連動させる
 - 4 実践と啓発を両輪として推進する
 - 5 国、地方公共団体、関係団体、民間団体、企業及び国民の役割を明確化し、その連携・協働を推進する

参考 地域自殺対策計画策定ガイドラインの策定 [平成 29(2017)年 11月作成]

新たな自殺総合対策大綱において、国は、自殺対策計画の円滑な策定に資するよう、自殺対策計画策定ガイドラインを策定することとされていることから、「市町村自殺対策計画」の策定に関する標準的な手順と留意点などをとりまとめた「市町村自殺対策計画策定の手引」が作成された。

3 名古屋市自殺対策計画策定検討会 [平成 29(2017)年 9 月 設置]

(メンバー)

- ・学識経験者、自死遺族の方、相談機関、精神科医師、臨床心理士 等 (9名で構成)

29(2017)年度	4回開催	<ul style="list-style-type: none"> ・名古屋市における自殺の現状及び自殺対策事業 ・アンケート調査の実施内容及び分析 ・名古屋市自殺対策計画(案)の骨子
30(2018)年度	3回開催	<ul style="list-style-type: none"> ・名古屋市自殺対策計画(案) ・数値目標(自殺死亡率) ・計画の名称 ・計画期間中に重点的に行う取組み内容 ・評価指標

参考 アンケート調査の実施 [平成 29(2017)年 12 月～平成 30(2018)年 1 月]

- ・目的

市民の悩みやストレス、生きがい、居場所等に関することや自殺対策や自殺に関する意識等について調査し、今後の取組みの方向性を検討するための基礎資料として活用するために実施

- ・調査対象 16歳以上の市民1万人(無作為抽出)
- ・調査方法 郵送
- ・回収率 47.5%

4 その他の検討経過

- ・下記会議等において、計画についての報告や意見聴取を実施した。

29(2017)年度	<ul style="list-style-type: none"> ・自殺対策推進本部会議 2回 ・自殺対策庁内連絡会 2回 ・自殺対策連絡協議会 2回 ・自殺対策に関する調査研究事業
30(2018)年度	<ul style="list-style-type: none"> ・自殺対策推進本部会議 1回(計2回予定) ・自殺対策庁内連絡会 2回(計3回予定) ・自殺対策連絡協議会 1回(計2回予定) ・自殺対策関係相談機関等ネットワーク会議 ー(計1回予定) ・子ども・若者の自殺防止等に関する検討会 1回(計3回予定) ・精神保健福祉業務研究会(各区精神保健福祉相談員等) 1回

「名古屋市自殺対策計画策定検討会」委員名簿

氏名	職名
内田 恵	名古屋市立大学医学研究科助教
兼田 智彦	愛知いのちの電話協会事務局長
川島 大輔	中京大学心理学部准教授 元国立精神・神経医療研究センター精神保健研究所 自殺予防総合対策センター研究員
久冨木 誠	名古屋市社会福祉協議会地域福祉推進部主幹
竹内 浩	名古屋第二赤十字病院精神科部長
坪田 祐季	愛知県臨床心理士会 司法領域部会 専門委員 愛知県スクールカウンセラー
花井 幸二	リメンバー名古屋自死遺族の会代表幹事
藤城 聡	愛知県精神保健福祉センター所長
森山 花鈴	南山大学法学部／社会倫理研究所講師 元内閣府自殺対策推進室主査

(五十音順 敬称略)

